

日本犯罪社会学会

第48回大会報告要旨集

2021

■ シンポジウム ■

離脱研究と犯罪学理論の再接合

■ テーマセッションA ■

高齢出所者の地域生活によりそう

——専門性の限定をめぐって

■ テーマセッションB ■

刑罰権の所在とあり方

——国際社会・国民国家・地域社会・加害被害の関係性を通観して

■ テーマセッションC ■

刑事分野弁護士活動の弁護士業務全体における位置づけと高度化・多様化に関する総合的研究

——ウェブ調査とインタビュー調査によって

■ テーマセッションD ■

国際自己申告非行調査（ISR）を通して見る日本の少年非行

■ テーマセッションE ■

龍谷犯罪学構想にみる新時代の犯罪学

■ 自由報告 ■

日本犯罪社会学会編

日本犯罪社会学会

第48回大会報告要旨集

2 0 2 1

目 次

■ シンポジウム	離脱研究と犯罪学理論の再接合		
	導入	津富 宏	7
	「非」適応としての離脱——自発的秩序の形成として	津富 宏	9
	逸脱的キャリアにおける構造化された偶然性	野田 陽子	11
	(contingency)としての犯罪者観と離脱者観		
	Restorative Justiceにおける社会再統合のための「恥	森久 智江	13
	付け(shaming)」批判と古典的犯罪学理論		
	排除型社会と離脱／立ち直り研究の盲点	伊藤 秀樹	15
	リカバリーは誰によって果たされ、解釈されるか——	市川 岳仁	17
	社会的自我論を手がかりに		
	葛藤モデルをベースにした「離脱」概念の再考とその	染田 恵	19
	具体化の手がかり		
■ テーマセッションA	高齢出所者の地域生活によりそう——専門性の限定を		
	めぐって		
	1 本企画の趣旨	安田 恵美	22
	2 高齢出所者の地域生活支援と権利擁護の展開	仲谷 もも	22
	3 高齢出所者と地域包括ケアの実際と課題	畠中 稔生	23
	4 地域生活定着促進事業と地域福祉の連携可能性	篠崎 ひかる	24
	と課題		
	5 刑法解釈学からみる高齢出所者に対する刑事司	徳永 元	25
	法の限界		
	6 指定討論:「餅屋は餅屋」論の展開可能性	安田 恵美	26
■ テーマセッションB	刑罰権の所在とあり方——国際社会・国民国家・地域社		
	会・加害被害の関係性を通観して		
	1 企画趣旨		28
	2 犯罪と刑罰——刑事政策的正義からの示唆	鄭 裕靜	29
	3 positive criminologyの効果測定スケールと、有効	土ヶ内 一貴	31
	な処遇手法の提案		
	4 刑罰権の所在と国際公秩序	安藤 泰子	33
	5 犯罪と刑罰の社会関係性について	新倉 修	35
	6 議論	安藤 泰子	37
■ テーマセッションC	刑事分野弁護士活動の弁護士業務全体における位置づ		
	けと高度化・多様化に関する総合的研究——ウェブ調査		
	とインタビュー調査によって		
	1 このテーマセッションの構成・背景・目的	宮澤 節生	39
	2 弁護士業務の全体構造の中での刑事分野活動の	久保山 力也	40
	分化と位置づけ		
	3 委員会活動・研修活動・制度改革等への取り組み	武蔵 勝宏	41
	とそのインパクト		
	4 前半へのコメント	西村 健	41
	5 一般事務所における『熱心弁護』高度化の現状・原	畑 浩人	42
	因・課題		
	6 刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務	大塚 浩	42
	所と法テラス法律事務所の現状と課題		
	7 刑事分野における弁護活動の経済的側面と満足	上石 圭一	43
	感・不安感		
	8 後半へのコメント	西村 健	44

■ テーマセッションD (ラウンドテーブル)	国際自己申告非行調査(ISRD)を通して見る日本の少年 非行		
	1 企画趣旨		45
	2 日本の中学生におけるセルフコントロールと非行 行動の関連性	齋藤 堯仁	45
	3 学校は非行を抑制するのか——社会的ボンド理論 を中心とした検討	大江 将貴	47
	4 日本の中学生を対象とする社会的学習理論の検 証——学校化社会の視点から	竹中 祐二	49
	5 Good Lives Modelの検証	相澤 育郎 我藤 諭	51
	6 議論		52
■ テーマセッションE (ラウンドテーブル)	龍谷犯罪学構想にみる新時代の犯罪学		
	1 企画趣旨		54
	2 刑事政策学の観点から見た龍谷大学構想の批判 的検討	大谷 彬矩	55
	3 英国の犯罪学にみる日本の犯罪学の課題	デイビッド・ブルー スター	55
	4 『犯罪学理論入門』シラバス作成から見えたもの	上田 光明	56
5 フロアからの発言	暮井 真絵子	57	

■ 自由報告

A 1	新本格運動における犯罪被害者 ——『このミステリーがすごい!』『本格ミステリ・ベスト10』に 掲載された推理小説を対象にして	岡村 逸郎	60
A 2	少年事件報道の特徴と社会認識の関係性について ——メディア研究の視点から	宇田川 淑恵	62
A 3	厳罰化立法と「抑止効果」言説	京 俊介	64
B 1	青少年等によるサイバー犯罪の実態に関する調査	○ 矢作 由美子 四方 光	66
B 2	『聞き書きマップ』を用いた「ハイフレックス型」授業の試み	原田 豊	68
B 3	特殊詐欺に対する知識・意識・対策行動	○ 山本 功 島田 貴仁 青柳 涼子 渡辺 由希	70
C 1	個別防犯対策の定性的分析 ——防犯教室を例にとって	○ 山根 由子 齊藤 知範 島田 貴仁	72
C 2	防犯のための対策の導入が性犯罪等に与える影響の分析 ——都道府県パネルデータを用いて	○ 齊藤 知範 山根 由子 島田 貴仁	74
C 3	犯罪の危害指標導入の試み ——頻度地図と危害地図の比較から	○ 大山 智也 谷 真如 中江 百花 羽生 和紀	76
D 1	日本における治療的法学の展開とその特徴 ——アメリカにおける展開との比較を通じて	石田 侑矢	78
D 2	介護殺人等事件から見る修復的司法の必要性	古川 隆司	80
D 3	受刑者の反則行為の軌跡分析	○ 新海 浩之 塩川 涼太 関根 智之	82

本要旨集は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあったとしてもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

シ ン ポ ジ ウ ム

第48回大会シンポジウム 離脱研究と犯罪学理論の再接合

コーディネーター・司会：津富 宏（静岡県立大学）

1 企画趣旨

本企画では、犯罪を辞めていく機序である離脱に関する研究が、犯罪が生じる機序を説明することを目的とする古典的な犯罪学理論を活かしておらず、その結果として、離脱に関する理論的な発展が不十分であるという問題意識に立ち、離脱研究を古典的な犯罪学理論と再接合し、Criminological Theory of Desistance を提案することを目的とする。

本企画において、暫定的に、古典的犯罪学理論とは、ミクロレベルにおいて、学習理論、統制理論、ストレイン理論、マクロレベルにおいて、（文化）葛藤理論、社会解体理論、アノミー理論を指すこととする。なお、ラベリング理論は、学習理論／文化葛藤理論に含めることとする。

2 シンポジウムの構成

本シンポジウムは、司会・コーディネーターを含め登壇者5名、討論者1名の構成である。

報告順に、発表題目を掲げると、私（津富）の「非」適応としての離脱：自発的秩序の形成として」、野田陽子会員の「逸脱的キャリアにおける構造化された偶然性(contingency)としての犯罪者観と離脱者」、森久智恵会員の「Restorative Justice における社会再統合のための「恥付け (shaming)」批判と古典的犯罪学理論」、伊藤秀樹会員の「排除型社会と離脱／立ち直り研究の盲点」、市川岳仁会員の「リカバリーは誰によって果たされ、解釈されるか」の5報告である。各報告は20分間で予定した。討論者は、染田恵会員で、的確かつ十分なコメントが行われた。

3 シンポジウムのための準備プロセス

本シンポジウムについて特筆すべきは、5月以降、毎月一度ずつ会合を持って、各報告者が、自らの予定する報告についてプレゼンを行い、他の報告者及び指定討論者からコメントを行うという準備プロセスを取ったことである。各回の会合は2時間で、プレゼンテーションを40分程度行ったあと、徹底した質疑応答を1時間20分程度行った。指定討論者もまた、会合の最終回において、プレゼンを行い、その場で、報告者に対する問いを見直し、応答の精度高める努力が行われた。

各報告者は、提起されたコメントを受けて、自らの報告をブラッシュアップして、当日に臨んだ。本シンポジウムの完成度が高かったとしたら、それは、この準備プロセスに報告者と討論者が献身的に取り

組んだからである

4 報告者と報告内容の骨子

各報告者と報告内容の骨子は以下のとおりである。

(1) 津富報告

津富報告は、「「非」適応としての離脱：自発的秩序の形成として」と題して、マートンのアノミー論の「反抗」概念と象徴的相互作用論の「自己」概念に拠って、葛藤モデルに基づき、犯罪から離脱するのではなく、道徳秩序ないし合意から離脱する新たな離脱観を提示し、社会適応を目指さず、とるに足らない者たちによる自己組織化による周縁からのイノベーションによる社会的排除の乗り越えを主張した。

(2) 野田報告

野田報告は「逸脱的キャリアにおける構造化された偶然性(contingency)としての犯罪者観と離脱者」と題し、ベッカーのラベリング論に拠って、古典的犯罪学理論が逸脱過程を可逆的と捉えていたことを指摘した上で、犯罪的傾向性と犯罪者属性から成る犯罪者観に相当する離脱者観という概念を提示し、「まっとうな」社会の持つ離脱者観の問い直しを主張した。

(3) 森久報告

森久報告は、「Restorative Justice における社会再統合のための「恥付け (shaming)」批判と古典的犯罪学理論」と題し、Braithwaite による恥付け (shaming) の概念を再検討し、この概念は行為者の変容を促すためのものではなく、むしろ、コミュニティに視点を向けた「よき社会 (good society)」を要請するものであり、社会こそが「ラベリング」や「恥付け」といったカテゴリ化から離脱すべきと主張する。

(4) 伊藤報告

伊藤報告は「排除型社会と離脱／立ち直り研究の盲点」と題し、マートンのアノミー論、ヤングの『排除型社会』での議論に拠って、認知的変容やアイデンティティの形成といった行為者の内面の変容に焦点を当てた離脱の説明を批判し、経済的排除という構造的問題に改めて焦点を当て、労働市場・社会保障への接続と、これらの仕組みの根本的検討主張する。

(5) 市川報告

市川報告は、「リカバリーは誰によって果たされ、解釈されるか」と題し、G.H. ミードの社会的自我論

に拠って、低い自尊感情と自己肯定感の自己治療としてのアディクションからの、主体としての回復(リカバリー)に伴うジレンマ(陥穽)について述べ、とりわけ、国や専門家、研究者による「回復」の再定義、すなわち、当事者への役割付与(期待)に警鐘を鳴らし、アディクトは何者にもなる自由(=何者にもならない自由)を手放してはならないと主張する。

5 指定討論者からの質問と応答

指定討論者からの質問とそれへの応答の詳細は、本要旨集の別稿に示されているのでここには示さないが、指定討論者である染田からは、報告者ひとりひとりの主張の内容を深く理解した上で、社会の変容のために、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおいて、報告者の主張がいかにも実装可能であるかが一貫して問われた。

このように充実した質疑応答が行われたのは、「3シンポジウムのための準備プロセス」に示したとおり、準備プロセスから指定討論者が参加して、報告のポイントを事前に共有できたことにあると思われる。

6 フロアからの質問と応答

(1) 津富報告に対する質疑応答

津富報告に対しては、相澤会員から、葛藤モデルに基づく離脱観においては、公や国家はどう位置付けられるか、山口会員から、刑事司法制度自体の「犯罪性」についてどう思うかという質問が寄せられた。津富は、前者に対しては、州が刑罰権を持っているスイスのように、国家から少しずつ地方自治体に犯罪対応の主体を移すのはどうか、後者に対してはほぼ同意とするとともに、国家を単純に解体してしまうのではなく、国家のもたらす「害」を減らすことが重要と考えるという応答がなされた。このほか、原田会員から、地方行政レベルにおける実践者と研究者の『共創』に期待しているというコメントが付された。

(2) 野田報告に対する質疑応答

野田報告に対しては、石塚会員から、ベッカーの偶然性(contingency)が表現の自由を含意するのではないかという質問が寄せられ、野田は、ベッカーにはそのような含意はなく、むしろ、ラベリングの暴力性を明らかにしたかったのではないかという応答がなされた。

(3) 森久報告に対する質疑応答

森久報告に対しては、石塚会員から、RJは問題解決にゴールを設けないことで問題を「恒久化」してしまうのではないかという質問が寄せられ、森久は、確かにRJにはゴールはないが区切りはあり、生き

づらさを共有したり、生きなおすことができる場があることが重要という応答がなされた。

(4) 伊藤報告に対する質疑応答

伊藤報告に対しては、中島会員から、経済的排除の、犯罪発生に対する影響と、犯罪からの離脱に対する影響に違いはあるのかという質問が寄せられ、伊藤は、それは実証的に調べてみるしかないという応答がなされた。

(5) 市川報告に対する質疑応答

市川報告に対しては、今井会員から、研究者は当事者に対する調査をもとにどう研究を組み立てるべきか、高橋会員から、専門性を持ったアディクトや旬でないアディクトにとってダルクがいつらくなってしまうのか、浜井会員から、マルナは離脱研究の特徴は当事者が真の専門家であると主張しているがこの主張についてどう思うか、相澤会員から、当事者に対するあらゆる研究をすべきではないという意味かという質問が寄せられた。市川は、一つ目の質問に対しては、発話した本人に「本意」を確認してほしい、第二の質問に対しては、何者にもならない=何者にもなることであり問題ない、第三の質問に対しては、まさにそのとおりである、しかし、日本ではマルナの主張がそのように解釈されていないように思う、第四の質問に対しては、研究をすべきではないという意味ではなく、研究者と研究対象の相互作用に対して自覚的であるべきという意味であるという応答がなされた。

「非」適応としての離脱 自発的秩序の形成として

報告者：津富 宏（静岡県立大学）

1 はじめに

サザランド（1924）による犯罪学の定義は、“the body of knowledge regarding crime as a social phenomenon that includes within its scope the process of making laws, of breaking laws, and of reacting toward the breaking of laws”である。この定義は、如実に犯罪学が権力の性質についての学問であることを示している。今日、私が、依拠する古典的犯罪学理論は、マーソンのアノミー論と象徴的相互作用論である。

2 前提の問い直し

今、私たちが生きている脱工業化社会では、中産階級が凋落し、すべての人々が滑り台を転げ落ちる可能性がある社会である。そこでは、社会的排除が展開／一般化し、周縁化が蔓延しつつある。

これまでの離脱に関する説明は、例えば、再犯予防という表現にみられるように、悪から善への移行を含意し、無意識的に、合意パラダイムを採用してきた。こうした離脱理論は、必然的に「他者」を創り出さざるを得ず、社会的排除という問題を乗り越えられない。よって、本発表では、中心・包摂・善と、それに対比される周縁・排除・悪という構造をつくり出す元凶である合意パラダイムを離れ、葛藤パラダイムに立つことで、あらかじめ定められた「道徳秩序」前提としない、離脱理論を考えるを試みる。手短かに言えば、立ち直りを表すのに、going “straight”を使うのをやめようという呼びかけである。整理すると、この提案は、社会については葛藤モデル、個人については白紙説に立つ。

パラダイムを変更することで、私たちは、もはや、犯罪から離脱するのではなく、道徳秩序ないし合意（ひいては国家）から離脱することになる。

3 新たな離脱観

このように、前提を変えることで、「いかにして離脱が可能か」「どのように離脱するのか」という問いに対する答えはまったく異なったものとなる

三重ダルクの作成したビデオでは、メンバー一人一人がダルクについて、「多様性はすごくあると思います」「失敗もやりつくそうと思った」「新しい自分を発見し続けている毎日」「自由ですかね」「これからのことのほうが期待ができる」「クリエイティブで非常にワクワクしている」「自分の中でこう殻が破れた」といった発言をしている。端的に言って、ここにあるのは「解放区」である。

市川（2019）によれば、回復とは、「薬物を使わないこと」ではなく、「問題を自分一人で解こうとしないこと」「仲間となること 孤立から引き出されること」「仲間を支える経験をすること」「生成的目標を持つこと」「新しい人生を手に入れること」「自己ラベリングすること」、そして何と言っても、「アディクトと「自認」すること」、すなわち、自らの命名権という権力を手にすることである。

4 分解者という概念を手掛かりに

藤原（2019）、猪瀬（2019）は、社会的被排除者による「非」適応としての離脱を自発的秩序の形成として概念化する手掛かりを与えてくれる。彼らが描き出すのは、自己組織化しつつ社会の隙間にある養分を分解し、再生しながら新たな秩序をつくり出すプロセスである。

猪瀬（2019）は次のように言う。「この本は、「とるに足らない」とされてきたものたちをめぐるものだ。どこにでもありそうな、取り立てて特徴的なものもないように見える地域が舞台だ。」（p. 14）、

「東京の〈果て〉にある見沼田んぼに流れ着いたものたちを／と分解しながら、この時代を生き抜くためのよりどころにしていく」（p. 379）。

犯罪を行った者、たとえば、三重ダルクの人々は、猪瀬のいう「とるに足らない」者たちである。藤原、猪瀬の提起する、分解に基づく再組織化のイメージはまさに、解放区としての三重ダルクのありようを描き出す。解放区であるダルクは、「とるに足らない」者たち（＝依存症者たち）を分解して、再組織化し、関係性を作り直しているのだ。この解放区は、養分を分解して生育するカビのように、増殖し繁茂する。

5 マクロレベル： マーソンのアノミー論の価値

マーソンのアノミー論は、一見、合意パラダイムに立ちつつも、「反抗」カテゴリーを導入することで、葛藤パラダイムを併せ持つ、ユニークなマクロ理論である。

吉間（2019）は、離脱を支援する過程に付いて「伴走者と当事者との相互変容過程は・・・独自の下位文化を創造し、その他のコミュニティとの文化的接触を通じて、伴走者と当事者によるコミュニティとそれに接したコミュニティの相互変容を起こす」という。「反抗」という下位文化の出現であり、吉間は、これを「周縁とされたものからのイノベーション」という。同様に、市川（2019）も、ダルクにおいて

は、先行く人たちは新しい人生を手に入れようとしているがゆえに、そこから離脱しようとしている人に役に立つと述べ、新しい生き方 (alternative) が提示する存在であることを示している。

6 ミクロレベル：変容の基礎理論

ミクロレベルにおいては、葛藤モデルに基づく変容はどのように生じるのであろうか。ここで手掛かりにするのは、ラベリング理論の背景理論でもある、象徴的相互作用論である。ここでは、自己概念が、鍵概念となる。象徴的相互作用論を非行の機序の説明に応用した、Matsueda (1992) は、自己について、他者の視点から形成される客体であると述べている。

“Moreover, similar situations will call out similar self formed as an object from the standpoint of others.” (p. 1581)

さらに、Matsueda は、安定した自己イメージは多面的なものであり、他者から見た、自分自身について組織化された意味を含むと述べる。

“This stable set of self-images is multidimensional, containing an organized set of stable meanings about oneself from the standpoint of others.” (p. 1581)

すなわち、こうした自己の見方は、オープンダイアログ (Seikkula and Arnkil, 2014) における自己の見方とも酷似している。Seikkula and Arnkil は、自己を、内面的で孤立したものではなく、多声的なものとして見る (Seeing the “self” as polyphonic and not internal and isolated …… leads to analyzing more closely the intersubjectiveness of human consciousness.) という。さらに、Seikkula and Arnkil は、他者が自分をどのように見ているかを経験することで自分を知る (They also experience how others see them --- and are afforded possibilities to learn to know themselves) と述べる。

象徴的相互作用論とオープンダイアログの類似性は明らかであろう。かくして、オープンダイアログは、葛藤モデルに基づく意図的な手法として位置づけることができる。オープンダイアログは、権力性の持つ弊害にとりわけ敏感である。たとえば、Seikkula and Arnkil (2014) は、戦略的に統制手段を用いることは、純粋な反芻的な関心が立ち現れる機会を阻止してしまう (applying a strategic means of control blocks the chances for genuine reflective interest to emerge (p. 96)) と述べる。

また、オープンダイアログに関する動画に登場する精神科医は、オープンダイアログとは治療の仕組みではなく、政治的なものであり、人々が自分の治療について意見を述べるができる民主的な仕組

みであると述べている。

まさに、焦点が当たっているのは、権力の所在である。吉間 (2019) は、「伴走者が当事者から影響されることを受け入れ、自ら変わる」、「当事者と支援者を切り分けず、両者の立場は絶えず入れ替わったり揺れ動いたりしている」と、権力の対等性に基づく場が、新たな選択肢を生み出す家庭について述べている。

7 最後に 昨今におけるアナキズムへの着目

新自由主義が社会的排除を生み出しつつある今、新自由主義を先導する国家から解放されたいという欲望が高まっている。

クロボトキン『相互扶助論』の解説において、大窪 (2017) は、クロボトキンの構想する新しい社会について「クロボトキンは「生きた進化する有機体」と呼んでいる・・・「多種多様な構成員を有機的に統一する全体」と呼び、さらに、トフラー (1980) がセルフヘルプグループに着目していることを取り上げて、「それは「支援する人」と「支援される人」、「助ける人」と「助けられる人」の関係ではない・・・自助＝相互扶助の関係であり、国家や公的なものを媒介にせず成り立たせようとする・・・」と述べている。

このように、「非」適応としての離脱は、多くの人々が脆弱である時代に、多様な声によって新しい自分を見つける権利を保障することであり、同時に、「反抗」によって、諸々の小社会 (協同団体) によって構成される社会を志向することである。

文献 (一部)

- Matsueda, R. L. 1992. Reflected appraisals, parental labeling, and delinquency: Specifying a symbolic interactionist theory. *American Journal of Sociology*, 97(6), 1577- 1611.
- 大窪一志 2017 「【解説】甦れ、相互扶助 (増補)」 (クロボトキン、ピョートル 2017 『相互扶助論』同時代社に所収)
- Seikkula, J. and Arnkil, T. E. 2014. Open dialogues and anticipations: respecting otherness in the present moment. National Institute for Health and Welfare.

逸脱的キャリアにおける構造化された偶然性 (contingency) としての 犯罪者観と離脱者観

報告者：野田陽子（淑徳大学）

1. 古典的犯罪学理論に対する離脱研究の批判

離脱研究は、古典的犯罪学理論が犯罪からの「離脱」を等閑視していると批判している。そのような批判の背後には、古典的理論は逸脱化過程を不可逆的と捉えているという見方があると思われる。たとえば、マルナ (Maruna, S.) は、ラベリング論を含む多くの古典的犯罪学理論が、犯罪行動の一過性あるいは散発性を見落としていると批判している (Maruna 2001=2013: 37-8)。

このような批判は、全面的に的外れとまではいえないものの、完全に妥当であるともいえない。少なくともラベリング論に関していえば、ラベリングを契機とする逸脱化過程は可逆的なものだという認識は共通してもっていただいとってよい。たとえば、ベッカー (Becker, H. S.) は、「逸脱者」というラベルの付与が行為者にもたらす効果について論じた後で、「たった一度の逸脱行為の結果逮捕され逸脱者のレッテルを貼られた者すべてが、……さらに大きな逸脱へと不可避的に進んでゆくわけではない」 (Becker 1963: 36=1978: 53) と述べている。

ラベリング論以外でも、E. H. サザランドの分化的接触論は、犯罪行動の発生と同様、そこからの離脱を完全に射程に収めた理論とあってよい (野田 2009: 141-3)。

これらの点を踏まえ、離脱研究と古典的犯罪学理論との乖離は理論必然的なものではないと立場に立ち、報告では、H. S. ベッカーが提起した逸脱的キャリアの発展図式において強調されている「偶然性 (contingency)」という視点に着目し、離脱研究と古典的犯罪学理論との接合について考えてみた。

2. H. S. ベッカーの偶然性 (contingency) 概念

ラベリング論は、「他者の社会的反応が、単なる規則違反者や規範侵害者に『逸脱者』としての役割の取得を、社会的、社会心理的に余儀なくせしめることによって逸脱を創出していく」ということを基本的分析視点としている。そこから、分析の焦点を、1) 偶発的な逸脱的行為者の常態的「逸脱者」への転化における役割形成の様式、2) 役割形成の偶然性という事象、の2つに合わせた。

ベッカー前のラベリング論においても偶然性という視点はあったが、偶然性を単に指摘するにとどまらず、それ自体を主要なテーマとして体系的に分析したのはベッカーである。それは、第1に、逸脱行動の発展の継起的 (sequential) モデルの展開にお

いて、逸脱行動の段階的発展の連続性と偶然性の両方に言及するものとしてのキャリア概念を重視したこと (Becker 1963: 24=1978: 37)、第2に、ラベリングの過程を、逸脱的キャリアの発展における逸脱創出の契機としての第1段階と、逸脱が創出 (完成) される第3段階との間に介在する第2段階として位置づけ、そうすることによって逸脱創出過程の偶然性がラベリングの偶然性に依存することを明示した分析モデルを提示したこと示されている (Becker 1963: 31-9=1978: 46-57)。

上記の偶然性のもつ意味は、「たまたま」とか「運が悪い」といったような単純な偶然性ではなく、「ラベル付けされやすい一群の人びとがいる」ということである。すなわち、ベッカーのいう contingency は、状況依存的性格をもつ概念なのである。そして、この偶然性は、非行少年観を含む犯罪者観に構造化されているとあってよい。

3. 犯罪からの離脱に及ぼす犯罪者観・離脱者観の影響

(1) 犯罪者観とその作用局面

犯罪者観とは、表現形態は多様であるが、1) いかなる属性・特性を有する者が犯罪者となりやすいかという犯罪的傾向性に関する認識と、2) 犯罪者とはいかなる属性・特性を有する者であるのかという犯罪者属性に関する認識、の2つから構成される。前者の犯罪的傾向性に関する犯罪者観は「犯罪者」というラベルの付与に作用し、後者の犯罪者属性に関する犯罪者観は、「犯罪者」ラベルを付与された者に対する意味付与・解釈と取扱いに作用する。

とするならば、離脱との関連ではとりわけ後者の犯罪者属性に関する犯罪者観が重要となる。ただし、いずれの犯罪者観であれ、社会に広く流布し、支持されている場合は、両者は内容的に相互浸透する。

ところで、ローズ&ウォード (Laws, D. R. & T. Ward) は、多くの研究で取り上げられてきた離脱に影響を与える要因を、加齢、結婚、仕事、認知の転換等の13にまとめているが、それぞれを簡略に説明する中で、多くの要因について、それが離脱に対してプラスにもマイナスにも作用することを指摘している (Laws & Ward 2011=2014: 64-73)。そのプラスにもマイナスにも転化する状況を媒介する状況要因の1つが犯罪者観なのではないだろうか。

(2) 離脱者観の形成

犯罪者属性に関する犯罪者観は、「犯罪者」ラベル

を付与された者に対する意味付与・解釈と取扱いに作用すると上述したが、犯罪的傾向性に関する犯罪者観もまた、犯罪者属性に関する犯罪者観との高い相互浸透性を保持するとき、「犯罪者」の取扱いに関する考え方に投影されることとなろう（たとえば、中村 2010: 41-5、参照）。

犯罪者観はまた、処遇観や人びとの統制態度とも連動して離脱者観の形成に作用する。ここで離脱者観とは、先の犯罪者観に対応させて、1) いかなる属性・特性を有する者が逸脱化過程から離脱しやすいか/離脱しにくいのかという離脱可能性に関する認識と、2) 離脱者とはいかなる属性・特性を有する者であるのかという離脱者属性に関する認識、の2つから構成される認識とする。

(3) 当為化・厳格化する離脱者観

離脱者観、とくに後者の離脱者属性に関する離脱者観は、社会が離脱者と認める条件を示していると言い換えることができ、したがって、離脱者観はいきおい当為化しやすいといつてよい。なぜなら、社会が「離脱者」と認めるということは、「まっとうな社会」の成員性を再審査し、その結果をもって「まっとうな社会」への還流を許可したことを表明することだからである。

加えて、逸脱者観と統制態度との関連を取り扱った調査研究の結果（野田 1997: 84-92）を踏まえれば、離脱者観は、厳格化しやすい特徴ももつといえる。「警察に捕まったことがある」という前歴がある行為者に対しては、そうでない行為者に対してよりも、「つきあわない」という交流忌避的な統制態度をとると回答する者が明らかに多く、このことは、いったん社会に「犯罪者」として認知されたことがある者の場合、「まっとうな社会」へと還流するハードルが高いことを表しているといつてよい。厳格化された離脱者観の下では、前歴者の行動は、細部にわたって日常的な観察対象となる。

(4) 当為化され厳格化された離脱者観が離脱に及ぼす影響

「われわれ」（「離脱」を社会から求められているわけではない者）は、「文句のつけようがない」品行方正な生活を日々送っているわけではない。たまには嘘もつくし、仕事に遅れること等も「われわれ」の世界においてごく日常的に観察される。

しかし、それらの行為が単発である限り、あるいは多少累積的であっても、「われわれ」の、「まっとうな社会」の成員性が審査の対象となることはあまりないといつてよい。

対して、「離脱」を社会から求められている者の場合はどうであろうか。前述したように、前歴がある者に対して交流忌避的な態度をとる者が多いことは、前歴者は「まっとうな社会」の成員資格をもたない

者として社会参加の機会が剥奪されがちであることを表しているとともに、かれらが「まっとうな社会」に受け入れられるためには、その資格があることを種々の機会をとらえて継続的に示す必要があるというメッセージを発信していることにもなる。社会参加の機会の剥奪は、さらにそのこと自体が交流忌避的態度をもたらすという悪循環のメカニズムを作動させるにもつながる。

「ささいな」逸脱も許容されず、「日々襟を正して生きる」ような厳格な生き方を求められれば求められるほど、挫折経験が堆積する可能性が高く、離脱化過程は不安定化する。ラベリング論は、恣意的とされるラベリングが逸脱を創出すると論じたが、現実的ラベリングの背後には構造化された偶然性としての犯罪者観、逸脱者観があることにいま一度注目すれば、ここでいう離脱者観が離脱化を抑制する方向に作用する可能性は否定できないと思われる。とするならば、「まっとうな」社会のもつ離脱者観を問い直すことが必要なのではないだろうか。

[文献]

- Becker, H. S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: Free Press. (村上直之訳, 1978, 『アウトサイダーズ——ラベリング論とは何か』新泉社.)
- Laws, D. R. & T. Ward, 2011, *Desistance from Sex Offender: Alternatives to Throwing Away the Keys*, New York: Guilford Publications. (津富宏・山本麻奈監訳, 2014, 『性犯罪からの離脱——「良き人生モデル」がひらく可能性』日本評論社.)
- Maruna, S., 2001, *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association. (津富宏・河野荘子監訳, 2013, 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書房.)
- 中村統吾, 2010, 「非行少年観と非行少年処遇に対する社会的期待——少年院における処遇の困難化の分析に向けて」淑徳大学大学院総合福祉研究科 2009 年度修士論文.
- 野田陽子, 1997, 「行為および行為者の客観的属性別にみた人びとの統制態度と逸脱者観」米川茂信編『成熟社会の逸脱観と逸脱現象の研究』1995-1996 年度科学研究費補助金研究成果報告書 (07301020), 淑徳大学, 84-92.
- , 2009, 「犯罪文化への接触と学習が犯罪を生み出す——分化的接触論」矢島正見・丸秀康・山本功編『改訂版 よくわかる犯罪社会学入門』学陽書房, 135-145.

Restorative Justice における 社会再統合のための「恥付け (shaming)」批判と古典的犯罪学理論

報告者：森久 智江 (立命館大学)

1 本報告の目的

1980年代以降の犯罪学の中で、Restorative Justice (RJ) 研究と離脱研究は「メインストリームの刑事司法に対する挑戦」という任務を背負ったものとしてそれぞれ注目され、しばしば「似たようなもの (birds of the same feather)」とよくみなされる。

しかし、もはや RJ も離脱も従前の犯罪学理論や刑事司法と比して、その固有の「新しさ」や「差異」を保持できていないのではないかという評価もある。なぜそう認識されているのであろうか。

そもそも RJ と離脱の間には、コアとなる考え方において重なるところが多い。すなわち、①刑事司法における伝統的・個人的な「ものの見方 (lens)」の交換を目指していること、②専門家中心の犯罪行為者「処遇」に対して懐疑を有していること、③ナラティブと自己アイデンティティの役割に重点を置くこと、④「よいことをすること (making good)」や他者を助けることへの関心を寄せていること、⑤回復可能性 (redeemability) に対する信頼が基礎となっていることである。

かような近似性を前提に、以下、RJ 論者の中でもラベリング論をはじめとした古典的犯罪学理論との再接合について積極的な Braithwaite による、犯罪行為者の社会復帰や社会再統合のための「恥づけ (shaming)」という概念を再検討したい。本報告は、RJ における再統合的「恥づけ」という考え方をを用いた古典的犯罪学理論との接合の試みを再検討することを通して、離脱が古典的犯罪学理論との接合を考える際に問われるべきこととは何かを明らかにするものである。

2 RJ の理念に基づく実践とその機動力としての「恥づけ (Shaming)」理論

一般的な RJ の実践プログラムは、概ね以下のようなイメージから成るものと思われる。まず、伝統的刑事司法手続とは異なる、カンファレンス等の形態による加害者—被害者—コミュニティ対話が行われるということである。そこでは、加害者の尊厳に対する敬意を前提として、加害者の行為が許されないものであることを明示しつつ、加害者がコミュニティとの関係に意義を見出し、その結果、自身の行為に対する責任を引き受けるという義務に対する意識が生成される。また、その対話の成果として、回復、賠償、補償等の何らかの形態の償いを通じた、被害

者やコミュニティに生じた害の修復がなされる。このようなプロセスを通じて、応報的司法における刑罰によらない、加害者の犯罪行為からの離脱 (個々のプログラムによっては「社会復帰」、「再犯防止」、「更生」と説明される) が生じることを企図しているとされる。

このような実践の説明にしばしば用いられるのが、RJ における再統合的「恥づけ (Shaming)」理論である。逸脱行為者に対するスティグマの付与を行い、コミュニティから追放する社会的反応である「排他的恥づけ (disintegrative shaming)」と、逸脱行為者の行為のみの非難をしつつ、その行為に対する謝罪や弁償によって、コミュニティが赦しを与え、再統合を行う社会的反応である「再統合的恥づけ (Re-integrative shaming)」の2つの「恥づけ」があり、いずれも主としてラベリング理論、さらにコントロール理論、学習理論、分化的接触理論に依拠しているとされる。前者は、社会的に排除されることで「犯罪者」としての自己概念の形成や防衛的反応による自己の被害者化に繋がる「負のラベリング」であり、後者は、相互依存性と共同体の一体性の向上により、遵法的アイデンティティが学習される「正のラベリング」であるという。Braithwaite によれば、周囲が本人の逸脱的行為に理解を示し、全く非難しなかった場合 (=恥づけそのものを行わない場合) は、却って遵法的ではなくなる場合があるため、「行動を改善させていく契機」として後者の作用が重要であるとされる。

Braithwaite はこの「恥づけ」という概念で「既存の犯罪学理論を統合可能」とであると主張する。すなわち、古典的犯罪学理論を用いて個人の犯罪行動を説明しつつ、RJ に基づく再統合的「恥づけ」により行為者の地位の変容を企図する。これにより、既存の犯罪学理論においては受動的な立場に置かれ、処罰や統制の対象とされてきた犯罪行為者を、共同体の一員としてその尊厳に敬意を払われ、自ら謝罪や償い等の能動的な役割を期待されるような、主体的なアイデンティティを有する者へと再定位するのである。

3 RJ 論者による再統合的「恥づけ」概念への批判

しかし、再統合的「恥づけ」に対しては他の RJ 論者からの批判もある。

第一に、「恥づけ」理論の影響により、対象者が恥を感じるよう過剰に固執することへの懸念の声があ

る。かようなプログラムにおいては、行為者の恥の感情を引き出すこと自体が主要目的なのではなく、飽くまで行為者のコミュニティに対する感情がプロセスの中で徐々に変化することを目指すべきであって、「恥づけ」による行為者の変容過程に執着することの問題が指摘される。そのため、一部のRJ論者からは意識的に「恥づけ」概念をRJの議論から排斥すべきであるとの主張もある。

第二に、Braithwaiteが期待する「恥づけ」プロセスは、行為者本人にとって信頼に値する（＝相互依存性や共同体の一体性の追求の前提となる）社会やコミュニティによる「不承認・非難」でなければ意味がないのではないかという批判がある。Braithwaiteがいう「共同体」とは、重要な他者（significant others）が存在し、相互に助け合うことのできる社会であるとされるが、Braithwaiteは日本社会を、行為者のために重要な他者が謝罪する社会、「恥づけ」による犯罪抑止に成功している社会の一つと指摘している。果たして、日本社会はRJが本来重視する価値観を共有しているような社会なのであろうか。

4 RJが重視する価値とは？—何が固有の「新しさ」や「差異」なのか？

RJ（回復的（修復的）司法（正義））は、一定の具体的な方法、施策、プログラムを示すものではなく、一定のアプローチ、グローバルなものを見方を示すものである。RJには、専門家のみが関与し、限定された言葉しか用いることのできない伝統的刑事司法への批判という消極的（相対的）利点だけではなく、社会変革理念としての積極的利点がある。つまりRJ固有の価値とは、「犯罪という現象」を契機に、当該現象の背景にある社会的課題や、今後の回復のための課題について学び、すべての人が「生きづらさ」を抱えることなく生きられる「よき社会（good society）」の在り方を要請するという点にある。

ゆえに、RJは犯罪行為者（本人）のみに変容を求めるものではなく、すべての人の成長を追求し、問題解決のプロセスに社会そのものを巻き込むことを前提とする。犯罪行為者を含むすべての人の「人としての権利」が保障されることに価値を置き、これにより民主的な社会としての成熟を目指そうとするのである。すなわちRJは単に従来の応報的司法のオルタナティブではなく、より広く「不正な行い」から学ぶことのできる社会のあり方を追求する考え方であるといえよう。

Braithwaiteの再統合的「恥づけ」による古典的犯罪学理論との接合の試みがかくも批判を浴びたのは、個人のラベリング脱却プロセスに過度に着目し過ぎた結果であり、「恥づけ」の主体となるコミュニ

ティへの視点（＝行為者本人が信頼に値する社会やコミュニティとはいかなるものであるべきか）の不明瞭さにあったといえる。社会変革理念としてのRJに基づくプロセスにおいては、参加者の非固定的な立場性（ex. 犯罪行為者の被害者性等も扱う）、事件の即時的解決を目的としないこと、対話に「自律的」に臨めるための全ての関与者への支援の必要性等が不可欠である。このような価値観を共有するにあたっては、むしろ社会の側のあり方こそが問われることとなる。

離脱と古典的犯罪学理論との再接合にあたり、RJから離脱に問うべきことは、その固有の「新しさ」や「差異」に軸足を置き続けられているのかということである。回復したり離脱したりすべきは犯罪行為者本人のみではなく、社会こそが「ラベリング」や「恥づけ」といったカテゴリ化から離脱すべきではないだろうか。それは犯罪をした人を「どうしようもない人」から「かわいそうな人」へとカテゴリ変更することではなく、その人をそのまま受け止められる、人や社会の回復可能性への信頼をベースにしたあり方への変容に他ならないであろう。

「RJにゴールはあるのか」というフロアから戴いた質問への回答のとおり、率直に言ってRJの考え方そのものにおそらく「ゴール」は無い。しかし「区切り」はある。人が生き続ける限り、「区切り」の後にも様々な問題や生きづらさは生じうるであろう。その際にまたそれを共有したり対話したりできる場があること、そこに向き合える社会であり続けることがRJの目指すものであるといえる。

文献

- Elliott Elizabeth, 2011, *Security, with care: restorative justice and healthy societies*, Nova Scotia, Fernwood Publishing.
- Howard Zehr, 1990, *Changing Lenses: A new focus for crime*, Scottdale, Herald Press.
- Howard Zehr, 2002, *The Little Book of Restorative Justice*. Intercourse, Good Books.
- John Braithwaite, 1989, *Crime Shame and Reintegration*, Cambridge University Press.
- John Braithwaite, 2002, *Restorative justice and responsive regulation*. Oxford University Press.
- Shadd Maruna, 2016, Desistance and restorative justice: it's now or never, *Restorative Justice*, 4:3, 289-301.

1 はじめに

元犯罪者／非行少年が犯罪行為を行わなくなる原因やプロセスに関心を置く日本の離脱／立ち直り研究では、津富（2009）による Maruna（2001=2013）らの紹介を皮切りに、主に認知的変容やアイデンティティの形成といった行為者の内面の変化に焦点を当ててきた。それは、支援モデルの提案・紹介を行う研究においても、元犯罪者／非行少年の語りに着目した質的研究においても、離脱／立ち直りの要因を探究する計量研究においても同様である。また、それらの研究の多くは、結論部では個人の内面（自己物語を含む）や、処遇・支援の場とそれに関わる人々に焦点を当て、「個人の内面の変容」やそれを可能にするような「支援の文化の変容」を求めてきた。

しかし、離脱／立ち直り研究が盛んになる中で、個人の内面や支援の文化の変容へと研究の視点が収斂し、他の視点が失われていくことには、大きな危うさが存在する。そのことを明らかにするために、本報告ではロバート・K・マーソンのアノミー論（Merton 1938=1961）や、それをもとにしたジョック・ヤングの『排除型社会』（Young 1999=2007）での議論、さらには人々の生存保障の問題を扱う教育社会学的研究への批判的議論（仁平 2009；山口 2020 など）を補助線としながら、これまでの日本での離脱／立ち直り研究の論じ方を批判的に検討する。具体的には、個人や処遇・支援のコミュニティの外側にあり元犯罪者／非行少年の生活を困難へと追い込む経済的排除の問題を論点として析出し、元犯罪者／非行少年の「その後」を考えるうえでそれを重視してこなかったことの問題性について論じていく。

2 マーソンとヤングの議論

まず、マーソンのアノミー論では、人々の経済的困難が犯罪・非行の誘因になることが示されている。マーソンは、社会の中で金銭的成功をはじめとした文化的目標が強調されるにもかかわらず、合法的な成功の手段を得る機会がほとんど得られないときに、人々は非行や犯罪をはじめとした革新的実践を目指すと論じている（Merton 1938=1961）。

こうしたマーソンの議論を後期近代の文脈に乗せて発展させたのが、ヤングの『排除型社会』（Young 1999=2007）での議論である。ヤングはマーソンの「革新」に関する議論を、「犯罪は、文化的包摂と構造的排除によって引き起こされる。」（Young 1999=2007: 207）と再定式化する。そしてヤングは、後期近代における構造的排除の特徴の1つとして、非正

規労働市場の拡大や構造的失業、最低賃金での労働などによる労働市場からの経済的排除を挙げ、それが文化的包摂とのはざまにいる人々に相対的剥奪感を与え、犯罪へと向かわせていると論じている。

これらの議論からは、後期近代における犯罪発生のメカニズムを断ち切るためには、労働市場からの排除などによる人々の経済的困難にも目を向ける必要があることが示唆される。なお本報告では、社会保障給付のあり方が経済的排除を生み出す可能性についても目を向け、経済的排除を「失業や最低賃金での労働、不十分な社会保障給付などの理由から、健康で文化的な最低限度の生活が達成できない状態に置かれること」と定義する。

3 経済的排除という視点の後景化

マーソンとヤングの議論は、犯罪の発生全般について述べたものであり、再犯に焦点を当てたものではない。しかし、経済的排除と再犯との結びつきについては、これまでも国内外で数多く言及されてきた（Social Exclusion Unit 2002；浜井 2009 など）。

しかし近年の日本の離脱／立ち直り研究では、元犯罪者／非行少年が直面する経済的排除の問題は主題として扱われないことが多い。たしかに質的調査に基づく離脱／立ち直り研究では、調査対象者が経済的排除に直面する様子が描かれることがある。しかし相良（2017）を除けば、研究の主眼は経済的排除ではなく、個人の内面の変容、つまり元犯罪者／非行少年の主観的意味づけの変容やアイデンティティの形成のプロセスに向けられている。

また多くの研究では、今後に向けた示唆を述べる際には、主に個人の内面の変容やそれを可能にする支援の文化の変容が求められてきた。

4 経済的排除が後景化することの問題点

離脱／立ち直り研究の中で経済的排除の側面が後景化し、改善すべき点として挙がってこないことには、以下の2つの問題点がある。

第1に、経済的排除が再犯の重要なきっかけの1つであるならば、元犯罪者／非行少年が経済的排除に直面する状況が改善されない場合、それは犯罪をせずに生きていくことを願う多くの元犯罪者／非行少年の願いを頓挫させるものになるかもしれない。

第2に、経済的排除はそもそも再犯に結びつく／結びつかないにかかわらず、日本国憲法第25条で規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、つまり生存権の文脈で問題視すべきものである。経

済的排除という論点の後景化は、元犯罪者／非行少年が刑期を終えた後も直面し続ける「生存」（つまり健康で文化的な最低限度の生活）の危機を当然のものとする流れにつながりかねない。

加えて、離脱／立ち直り研究が個人の内面やそれを可能にするような支援の文化の変容のみを志向した提案をし続けることには、経済的排除の問題を温存するだけでなく、場合によってはそれを加速させてしまうリスクもある。人々の生存保障の問題を扱う教育社会学的研究に対する批判的議論は、その危険性を浮かび上がらせるものである。

教育社会学では、人々の生存保障という課題に取り組むときに、教育機会の再分配による「能力付与」という戦略で応えようとしがちであった（山口2020）。しかしこうしたアプローチは、経済的排除を生み出す労働市場の構造を変えるわけではないため、経済的排除の根本的な解消には向かわない。

にもかかわらず、教育による能力付与が生存保障のアプローチとして強調された場合、その言説は無条件での社会保障給付を削減し教育・職業訓練による就労自立を目指すワークフェアの議論と共振する。実際に、社会保障領域での教育・職業訓練の強調は、2000年代の各種「自立支援法」や生活保護の母子加算廃止等の成立の際に、社会保障給付削減のためのレトリックとして用いられてきた（仁平2009）。

こうした課題は現状の離脱／立ち直り研究にも当てはまる可能性がある。個人の内面の変容を支えるプログラムの提案によって、それに乗ることができた元犯罪者／非行少年は「変容」をもとに再犯を回避し、仕事に就くことができるかもしれない。しかしこのことは個人への「能力付与」と同型であり、経済的排除の問題を根本から解決するわけではない。また、もし個人の内面の変容のためのプログラムが再犯防止による就労自立に貢献することが強調されたならば、今度はそれが「自立支援」（＝ワークフェア）を推進する根拠、つまり無条件の社会保障給付を阻害するための根拠として使われてしまう可能性もある。

5 まとめと今後の2つの方向性

離脱／立ち直り研究が現状への問いかけを個人の内面の変容や支援の文化の変容に収斂させ、経済的排除へのまなざしを後景化させることには、元犯罪者／非行少年が直面する経済的排除という構造的問題を温存し（場合によっては加速させ）、彼ら／彼女らを生存の危機にさらし続けるかもしれないという課題がある。

元犯罪者／非行少年が直面する経済的排除の問題解消を目指すならば、その道筋には大きく分けて以下の2つの方向性がある。第1の方向性は、就労支

援やソーシャルワークなどを通して、より多くの人が労働市場や社会保障制度に円滑に接続できるようにするという方向性である。しかし、就労支援やソーシャルワークのみでは経済的排除を生み出す社会構造を根本から組み替えることは難しい。

そのために同時に必要になるのが、経済的排除を生み出すような労働・社会保障の仕組みをラディカルに問い直すという、第2の方向性である。犯罪社会学の立場からも、これまでの離脱／立ち直り研究等が見出してきた元犯罪者／非行少年への経済的排除や、スティグマ付与・住まいの喪失といった市民社会からの排除の具体的な諸相をふまえ、いかなる労働・社会保障の仕組みが適切なのかについての議論を深めることができるのではないかと考えられる。

文献

- 浜井浩一, 2009, 『2円で刑務所、5億で執行猶予』 光文社.
- Maruna, S., 2001, *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association. (津富宏・河野荘子監訳, 2013, 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店.)
- Merton, R. K., 1938, “Social Structure and Anomie,” *American Sociological Review*, 3: 672-682. (森東吾・金沢実・森好夫・中島竜太郎訳, 1961, 「社会構造とアノミー」『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- 仁平典宏, 2009, 「〈シティズンシップ／教育〉の欲望を組みかえる——拡散する〈教育〉と空洞化する社会権」広田照幸責任編集『自由への問い5 教育——せめぎあう「教える」「学ぶ」「育てる」』岩波書店, 173-202.
- 相良翔, 2017, 「更生保護施設在所者の『更生』——『更生』における自己責任の内面化」『ソシオロジ』62(1), 115-131.
- Social Exclusion Unit, 2002, *Reducing Re-offending by Ex-prisoners*.
- 津富宏, 2009, 「犯罪者の社会的包摂——市民としてのアイデンティティ形成支援」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社, 152-166.
- 山口毅, 2020, 「生存保障への教育社会学的アプローチの失敗——逸脱の政治パースペクティブによる規範的考察」『教育社会学研究』106, 99-120.
- Young, J., 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage. (青木秀男ほか訳, 2007, 『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)

1 目的

近年、国や地域は依存症対策、再犯防止に力を入れている。そこでは、「病気」「回復」「立ち直り」「再犯防止」「就労支援」など、多くのキーワードが飛び交う。だが、果たして、それらはアディクション当事者（以下、アディクト）たちの琴線に触れ、主体的なエネルギーを呼び覚ますものだろうか。それは単に社会からの要請ではないのか。

筆者が主宰する三重ダルクに集まってくるアディクト（今日ダルクには、薬物だけでなく、アルコール、ギャンブル、盗癖などの人がたくさん集まる）のほとんどが、従前から抱える虐待や貧困、差別、障害などの諸課題に対し、自己処方的に飲酒、薬物使用、ギャンブル等に耽溺することで問題を重層化させている。身体的、心理的、社会的、法的など、課題は多岐にわたる。当然、その「回復（リカバリー）」とは、単なる断酒、断薬、ギャンブル等の中断にとどまらず、全人的なものとなり、その過程は継続的となる。

だが、アディクトにとって最大の課題は、これらの結果もたらされる低い自尊感情と自己肯定感かもしれない。低い自尊感情のまま社会参加することは、アディクトを容易に再発へと誘う。自助グループはこの点において有効作用する。当事者としての「共感」は、ある種の「寛容さ」をもたらし、支え合いの関係を発展させる。ここでは、「患者」「犯罪者」としてではなく、「回復者（新しくやって来た人のサポーター）」として主体的に機能する。その機会を得ることが、アディクトの人生に新たな意義をもたらし、自尊感情を高め、長く続く回復（リカバリー）のエネルギーとなる。アディクトは自助グループの中で自己物語を肯定的に再著述していく。

しかし、現在の対策の多くは、やはり対象行為の中断を以って「回復」や「立ち直り」を評価、判断しているように思われる。以前に比べれば、世間のアディクションに対する理解は進んだように見える反面、「回復（リカバリー）」という言葉の持つ意味が少しずつ変化しているように感じる。社会がイメージする「回復」の中には、当事者を再び苦境に追い込むものもあると感じる。近年、これに「研究」が加担しているように感じる。

本報告の目的は、アディクションの発生から和解までを G.H.ミードの社会的自我論をヒントに人と環境との相関から紐解き、回復（リカバリー）の意味について再考することである。

2 アディクションから自己和解へ

アディクションは自己治療であるといわれる。背景として、家庭内や地域における被暴力（虐待・いじめ）、障害と差別、社会的排除の経験が語られる。調査によると、全国の DARC の男性利用者の約 70%、女性利用者の約 80%

が 15 歳までに何らかの虐待を受けた経験があるという（梅野ら 2009）。また、ダルクメンバー、スタッフの最終学歴は、半数以上が中卒となっており、一般平均に比べ低いと言える。さらに、彼らの薬物使用開始年齢が 19 歳であることを考えると、薬物使用以前から何らかの能力的・環境的制限、障害があったとも考えられる。さらに、ダルクには国籍や性指向などの理由で差別や排除を経験した人が多数存在する。彼らは一様に、アディクション以外の部分で「肯定されない自己」について語っている。こうした暴力や差別、排除の存在は、その人をして、「語れない私（I）」を生み出すこととなる。そして、自己治療（アディクション）へとつながっていく。

虐待や DV などの逃れえぬ環境で生き抜くために、ある人は、アルコールや薬物を用いて感覚を麻痺（解離）させる。ある人は、暴力やリストカットなどの行動を通して他者の感情をコントロールしたり、支配下に置くことで安心を得ようとする。また、ある人は自己肯定感の低さから承認と賞賛を求めてダイエットや仕事にはまり、他者の思惑（評価）に支配される。また、ある人は勝利感を得るためにギャンブルや窃盗、窃視を繰り返し、ある人は解離などにより、失われた感覚（失快楽症など）を取り戻すために薬物を使う。これらはすべて課題状況に対する自己手当てといえる。しかし、それらは客我（me）の肥大化もしくは、自己喪失であり、自己和解なき自己治療（アディクション）である。

こうしたアディクションの結果、他者によって手を加えられるべき状態（人物）として認識される（ラベリング）。アディクトを表すコトバとしては、リスク群（公衆衛生など）、依存症者（病気）、犯罪（逸脱）者などがある。これは、統制・治療・矯正の対象となることを意味する。ラベリングによって、さらに語れない「私」が増幅されることになる。もともと、「病気」であることは、一時的に「犯罪」カテゴリからの回避を可能にするが、治療などの「客体」であるという点において、その他のカテゴリと基本的に異なるものではない。

セルフヘルプ（自助グループ）は異なる作用する。「メンバーになるために要求されることは薬物をやめたいという願望だけである」ように、自助グループはあらゆる出自、環境、状況にあったものを包摂する非批判的な「承認と保障のコミュニティ」（平井 2013）である。統制・批判・治療・矯正・排除する「社会」を排除することによって、「リスク群」「犯罪者」「病人」など客体位置からの解放を得るとき、主我は客我との和解を試みる。

自助グループにおける主たるアクティビティとは、他のアディクトへの「サービス活動（奉仕）」と「メッセージ活

動(福音)」である。マルナはこれを「人生の目的について、誇張した、ほとんど宣教師的な目的意識」(Maruna, 津富 2013)と表す。他のアディクトに対するこうした活動によって、回復者としての「私」が認知され、肯定的な自己像が立ち現れてくる。アディクトはアディクトのまま、アディクトとして自己和解へと向かう。

しかし、自助グループには、いくつかのジレンマがある。一つは、アディクトとしての「私」しか見いだせなくなることである。アディクト社会の中だけの承認に依拠し、「私」の多様化の機会と可能性を喪失すれば、それは一つの危機となる(市川 2010)。また、アディクトに純化して異質な他者のいる「社会」を喪失すれば、カルト化や仲間への支配につながりかねない。

もう一つのジレンマは、社会適応をめぐる「自己和解なきリカバリー」である。薬物検査を陰性の結果でクリアすること、就労や学業の支援を受け、その状態が継続することは、一見すると回復(離脱)の達成のように見えるが、それは、社会が提示した承認のための条件に対する応答(客我の最肥大化)ではないのか。それらの中には、かえってアディクトの首を絞めるものはないか。

当事者への役割付与(期待)も同様である。元犯罪者やアディクトとしての語りを期待し、求める行為は、彼らをして、「犯罪者」「アディクト」であることを再びラベリングしていないか。近年、研究という行為がこれに加担しているのではないか。

3 研究者による当事者語りの解釈,意味の付与,調査による誘導の問題性

一例として、研究者(フィールド調査)による「回復」の定義が挙げられる。相良によると、「ダルクにおける薬物依存からの「回復」は依存薬物の使用を止め続けることだけでなく、そこから人生を再構成していくプロセスを指す言葉である」(相良 2019)。しかし、薬物を使わないで人生を構成していくプロセスであるならば、それらは、アディクトでない人の生活とどう違うのか。それが、薬物依存からの「回復」と定義されるのなら、その定義自体が薬物依存者(相良)に対する再度のラベリングではないのか。その人の「生活」が研究者によって「回復(離脱)」に位置付けられると、その人はずっと「薬物依存者」として生きることにならないか。さらに、「同じ薬物依存の経験があるとはいえ、実際には回復の経験とともにドラッグユーザーとしての当事者性からは遠ざかっていく」(市川 2010)、「知的障害などの他の障害を抱えるメンバーに対する支援においても「回復」経験に基づいた支援では限界があり、ダルクのスタッフには、ある種の専門性が求められる」(市川 2014)という筆者の論文を引用しつつ、それに対し、「専門性」に基づいた支援の導入は、ベテランスタッフにとって「他者共生」(ダルク関係者との共生)のための「自己肯定」(専門性を持った支援者になる)につながると言える。ダルクの基本的な共通項はミーティング

の存在だけであり、それが「回復」を保証してきた。「専門性」の導入は支援の多様性がより広がる可能性を持つが、ダルク間での支援観の差異が大きくなり、ダルクという存在自体が揺らぐ可能性がある(相良 2019)という解釈を加えている。この、筆者が揺るがす「ダルク」とは何なのか。筆者もダルクの一部ではないのか。専門性を身につけたアディクトが専門性に与して当事者性と対峙するとは限らない。

こうした調査研究やそれに伴う解釈、意味の付与に強く警鐘を鳴らしたい。ある調査への協力を渋る筆者のところに、あるダルク代表者を水先案内に立てて研究者がやってきた。その際、「〇〇さん(研究者)に必要とされて嬉しい」「役に立てて嬉しい」と言ったダルク代表者の言葉に、えもいわれぬ危機を感じている。

以上のことから、今後議論されるべきは、定義された依存からの「回復」ではなく、このような回復「定義」からの離脱だと考える。「犯罪」に代表される負の記号を「病氣」へと置き換えた 80 年代のアディクトの離脱は「回復(リカバリー)」という言葉で表された。しかし、いま「回復」は当事者の手を離れ、国や専門家や研究者などの権力ある他者によって再定義されつつある。アディクトは「リカバリー」というコンセプトを自分たちの手に取り戻すのか、あるいは手放して次なるコンセプトを打ち立てていくのか。いずれにしても、承認と自己喪失の網をすり抜けて、何者にもなる自由(=何者にもならない自由)と、それに支配されない環境を守ることが大切である。

文献

- 船津衛, 2004, 「社会的自我論の展開」パーソナリティ研究, 13(1):113-115.
- 佐藤恵, 1994, 「社会的レイベリングから自己レイベリングへ」ソシオロギス, 18:79-93
- 平井秀幸, 2013, 「承認」と「保障」の共同体をめざして: 草創期ダルクにおける「回復」と「支援」四天王寺大学紀要, (56):95-120
- 市川岳仁, 2010, 「薬物依存からの回復における当事者性の意義と課題」龍谷大学大学院法学研究, 12: 29-50
- 市川岳仁, 2014, 「薬物依存からの回復は「患者」としてか、「障がい者」か、それとも…」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報, (4) : 95-104
- 相良翔, 2018, 「薬物依存からの「回復」に関する社会的研究——ダルクにおけるフィールドワークを通じて」中央大学大学院
- 市川岳仁, 2019, 「アディクトの人生に寄り添う一治療でも更生でもなく—」犯罪社会学研究, 44:63-79
- 倉田めば, 2020, 「リカバリー・アウトロー:薬物を使う自由とやめる自由,そして回復」社会学評論, 71(2), 198-214

葛藤モデルをベースにした「離脱」概念の再考とその具体化の手かかり

指定討論者: 染田 恵 (前関東地方更生保護委員会・早稲田大学)

1 指定討論者の立場から見た各パネリスト発表の関連性を踏まえた整理

本シンポジウムでは、5人のパネリストから、同意モデルと葛藤モデルの対立をベースに、広い意味での葛藤モデルの立場に立って、同意モデルによる力のある少数者(a powerful minority)による更生、社会復帰、回復などの概念を拒否したところから始まる犯罪からの「離脱」概念の探求がなされた。

伊藤発表は、他のパネリストと異なり、離脱要因の内面ではなく、その外側にある離脱環境に関する社会環境整備のあり方に着目した分析といえる。ここでは、近年の離脱研究が、「認知的変容」とそれに基づく「生成的アイデンティティの形成」に注目する一方で、支援を必要とする人が安心して離脱の過程を歩むための環境に着目した研究が少ないとの問題意識の下、ヤングの構造的排除の枠組みを用いて、経済面を中心に、離脱を進めるための社会環境改善の必要性を指摘した。

これに対して、津富発表では、古典的犯罪学理論をミクロとマクロに整理し、自らは、マクロレベルでマートンのアノミー理論、ミクロレベルで象徴的相互作用論を採用し、その立場から、離脱の意義と社会との関係を検討した。津富発表でラベリング理論は、ミクロレベルで学習理論、マクロレベルで文化葛藤理論に位置づけられている。

市川発表は、象徴的相互作用論の始祖とされるミードの分析枠組みを用いて、同意モデルによる回復概念としてアディクトに対して設定された客我(me)を拒否し、主我(I)を自己定義することで、アディクトとしてのアイデンティティを示そうとした。

野田発表と森久発表では、ベッカーのラベリング理論とブレイスウェイトの再統合的恥付け理論の再検討を通じて、離脱を阻害する社会的ラベリングに係る社会自体が抱える課題の分析と提言がなされた。

2 パネリストと指定討論者の質疑の概要

(1) 津富発表への質問と回答の要旨

(問) ①マートンの文化的目標と制度的手段への適応に関する5番目の選択肢である「反抗(rebellion)」の内容としての新たな文化的目標と制度的手段は具体的に何か。②吉間論文の伴走的支援は、支援を必要とする人と支援者の関係性を大きく変える。当事者と支援者の関係が入れ替わることを通じた着地点として、想定されているものは何か。

(回答) ①アンチグローバリゼーションを念頭に、諸々の小社会(協同団体)によって構成される社会

への移行を目指す。イメージとしては、スペインのバルセロナを始めヨーロッパ各地で近年活発化している、市民による自治ないし直接政治の新しい形である「ミュニシパリズム(municipalism)」のような相互扶助の単位としての小社会が成長して、国を超えたネットワークを築くような社会の実現を念頭に置いている。②権威性を背負った支援から、相互扶助としての支援に移行するというイメージがある。

(2) 野田発表への質問と回答の要旨

(問) 犯罪前歴者に、「離脱」に関して過重な条件を求める傾向が見られる「まっとうな」社会がもつ離脱者観を問い直すため、マクロレベル、メゾレベル、ミクロレベルで、どのような働きかけが考えられるか。森久発表とも関連するが、ミクロレベルの犯罪的行為者にとっての身近な重要な他者(家族、友人、職場の人びと、改善更生担当者 etc.)の犯罪者観への働きかけで考えられることなどを皮切りに説明を願う。(回答)「retrospectiveな意味付与と解釈と、それに基づく対応から自由になる」ということが重要である。その趣旨は、目の前に展開されている生活に焦点を合わせるということ。すなわち、犯罪的行為者の現在の行為や状況に向き合うときに、レベルを問わず、過去も含めて意味付与や解釈しようという思考から自由になって、いわば「リセットする」ことが大切である。リセットが制度化されれば、離脱に過重な負担を強いる傾向も少しは変わるのではないかと。制度化は、マクロレベルやメゾレベルであるが、イギリスの犯罪者更生法やアメリカの州単位で発行している「改善/善行証明書」の発行制度が参考になる。ただ、このような制度は、国や自治体で、元犯罪者に関して「この人はいい人」という証明書を発行することになるので、森久発表を踏まえると、新たなカテゴリー化、或いは危険なカテゴリー化につながりかねないリスクを避ける工夫が必要である。

(3) 森久発表への質問と回答の要旨

(問) 社会こそが「ラベリング」や「恥づけ」といったカテゴリー化から離脱すべきでは?との問いかけは、葛藤モデルを前提に、野田発表の、社会の犯罪者観をリセットしようという考え方と共通の視点を感じる。そこで、社会を「ラベリング」や「恥づけ」のカテゴリー化から離脱させるために考えられる方策は何か。(回答) まずミクロレベルでは、犯罪をしたか否かに限らず、われわれ自身も常に「ラベリング」や「恥づけ」のようなカテゴリー化の客体とされていること、それは必ずしもわれわれ自身

を生きやすくはしていないことを共有することから始まるのではないか。Braithwaite のいう「正のラベリング」のようなプロセスは、社会の中の様々なレベルや場面で生じている。ミクロな日常レベルから、そのようなカテゴリー化がいかにか自分たちを不自由にしているのかを知ることを端緒に、例えば「犯罪行為を行った当事者の語りを聴く」のも、その当事者のために聴くのではなく、自分自身のために聴くようなレディネスが出来ればよい。地道な積み重ねが、最終的に、刑事司法制度など社会制度のあり方をマクロレベルで変えていくことに繋がると思う。

(4) 伊藤発表への質問と回答の要旨

(問) ①処遇・支援コミュニティの外側の問題を改善するため、労働市場の排除性への対応を考える場合、EUで2000年頃から推進されている「第3のシステム (the Third System)」の育成と活用も一法で、日本でも、民間レベルで同様の視点からのアプローチがある。日本における具体的施策を考えていく際、この方向性をどのように考えるか。②相対的剥奪感を、犯罪抑止も念頭に置きつつ、日本社会の現状を踏まえて緩和するための具体的方策如何。

(回答) ①第3のシステムの活用は、ソーシャル・ファームなどを用いた労働統合型社会的企業での就労が念頭に置かれていると思う。これらは、関係性の回復やそこで働く人の社会的承認といったプラス面を持つ一方で、低賃金の下で働き続けることを強いるリスクを避ける工夫が必要である。また、ワークフェアとこのようなアプローチを関連づけることは、構造的排除を強める結果となるので避けるべきである。②ヤングは相対的剥奪感の解消に向けて、『排除型社会』では、公平な能力主義の徹底を解決策として主張した。しかし、教育社会学の立場に立つと、「能力」は社会的構築物であり、職業ごとに必要とされる「能力」も異なれば、正確に測定することも不可能なので、公平な能力主義社会は実現できないと考える。相対的剥奪感の緩和には、最低賃金や社会保障給付の底上げなどをしっかり行って、収入の格差の緩和が必要である。しかし、その結果生じる平等のパラドックスの問題があり、相対的剥奪感の完全な解消は困難である。

(5) 市川発表への質問と回答の要旨

(問) ①漂流する自由の行き着く先は？普通の支援とダルクでの支援の違いは何か。②同意モデルが支配的な環境下において、「社会による役割付与から逸脱」を効果的に実践し、発信していくための具体的な内容は何か。(回答) ①ダルクでは、ハイヤーパワー(人によっては神と呼ぶ)の意思(計画)のもとでのI(主我)が自覚されることにより、必然という感覚と免責が行われる。それは「自分以外の何か」という目線を用いての行為であるため、単なる自己

正当化とはならず、自己和解と言える。その過程は必ずしも、事実に基づいている必要はなく、主観的な再著述でよいと考える。②当事者としての「語り」は当事者に向けて行うこと(anonymityへの回帰)又は自ら専門家若しくは研究者(エキスパート)となり、当事者との二つの帽子を被り分けることが必要だと考える。そのことを通じて、研究者による役割付与(ラベリング)から離脱して、アディクトとしての確信を持って生きていくことができる。

3 指定討論者の立場からみた今後の方向性

葛藤モデルに基づく犯罪からの離脱を考える上で、今回のシンポジウムでは、同意モデルが前提とする犯罪・犯罪者観自体の見直し、自らも一市民として絶えず何らかのラベリングやカテゴリー化の客体とされていることの自覚、アディクションの分野での「回復」概念の押しつけや研究者によるラベリングの問題が指摘されたことは、貴重な視点であると考えられる。これらを、ミクロレベルでの多様な働きかけの集積を通じて、ボトムアップし、最終的には、マクロレベルの刑事司法を含めた制度改革に結びつけていくための具体的な道筋の探求が、今後必要であろう。その点で、ミュニシパリズムのアプローチは、一つの方向性を示すものではないかと考える。この考え方は、地域に根付いた民主主義や合意形成を重視し、ミュニシパリズムを実践する自治体では、市民の直接的な政治参加、公共サービスの再公営化や地方公営企業の設立、公営住宅の拡大、地元産の再生可能エネルギーの開発、市政の透明性と説明責任の強化などを実現している。このような、市民自らが、自治の主体として能動的に活動することは、前記のシンポジスト達が指摘した課題をメゾないしマクロレベルで解決する方向性を促進するものと考えられる。離脱に向けた社会環境の整備においても、まずは、メゾレベルで、公平な社会の実現をミュニシパリズムに基づくアプローチは促進すると思う。

このシンポジウムの準備作業において、登壇者間で共有された離脱概念とは、「犯罪から遠ざかっていく過程」であり、回復や改善更生を意味しないということである。指定討論者として、このシンポジウムでの議論は、犯罪・犯罪者観自体の再考と犯罪離脱過程の理論化、離脱の社会的環境の整備を検討する一つの出発点としての意義があると考えられる。

文献

Maruna, S., 2001, "Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives", American Psychological Association Books: Washington DC.

テ ー マ セ ッ シ ョ ン

高齢出所者の地域生活によりそう ——専門性の限定をめぐって——

コーディネーター：高橋康史（名古屋市立大学）

司会・指定討論者：安田恵美（國學院大學）

報告者：仲谷もも（NPO 法人ほっとポット）

島中稔生（社会医療法人生長会）

篠崎ひかる（立正大学）

徳永元（大阪市立大学）

本ミニシンポジウムは、合同会社ウェルネスオーブンリビングラボ健康科学研究助成「ヴァルネラブルな高齢者の社会参加基盤の整備に関する研究」（研究代表者・金澤真理）の研究の成果の一部として実施した。

1. 本企画の趣旨

安田恵美（國學院大學）

本企画は、罪を犯して刑事施設等に入所した経験がある高齢者を対象に、彼／彼女らに対する社会福祉の支援について取り上げ、司法と福祉の2つの領域の専門性を整理した上で、互いの専門性の限定する可能性とその意義について議論し、近年の「司法と福祉の連携」論の限界とそれをどのように乗り越えていくのかを問うことを趣旨としている。

刑事政策の視点のみに基づき高齢者等への社会復帰のあり方について探求することについては、以下の4つの限界がある。第1に、刑罰制度は高齢者を念頭においていないために刑事政策の領域では高齢者に対する議論の蓄積もないという点、第2に、刑罰の執行の終了後はもはや「犯罪者」ではないという点、第3に、刑事政策研究者は必ずしも社会保障法学・社会福祉学等の専門家ではないという点、第4に、高齢出所者等の支援に関わっている様々な人・機関にはそれぞれ職業倫理・価値・専門性があると点である。

近時では、「司法と福祉の連携」の輪が拡大し、充実してきたことによって、当面の生活のみならず、彼／彼女らが一生活者として社会で生きて行くための生活基盤作りをするための支援、例えば整理すると、より長期的な視点や楽しみや生きがいを見出すための日中活動のアレンジも行われるようになってきている。当事者の生活が多様化し、関わる機関や人も多様化してきた中で上記4つの限界と折り合いをつけるためにも、改めてこの「輪」を整理する必要がある。ただし、われわれも、専門家・非専門家に限らず多様な機関・人・サービスが高齢出所者等の暮らしにかかわること自体についてポジティブに捉えている。この流れを加速し、当事者が望む、よ

り多様なくらしを実現するためには、諸機関・人の動き方や折り合いのつけ方を整理する必要がある。

そこで、本ミニシンポジウムでは、司法と福祉それぞれの独立性をいかに確保するのかという点と各アクターの関係性の2つを問題としつつ、とりわけ前者に軸足を置いて4名のシンポジストによる話題提供から、「司法と福祉の連携」論の捉え直しとそれをどのように乗り越えていくのかを考察する。

2. 高齢出所者の地域生活支援と権利擁護の展開

仲谷もも（NPO 法人ほっとポット）

報告者が所属するNPO 法人では、主にホームレス状態になった方を中心に支援を展開している。当法人では、平日の日中に無料電話相談（1年間で約550件）、ホームレス状態になった方が一時的に入ることのできる無料定額宿泊所の運営、障がいのある方が入居するグループホームの運営、埼玉弁護士会と共同で行っている緊急一時シェルター事業（2009年～）の主に4つの事業を展開している。報告者自身は、成年後見制度の担当をしている。現在、約10名の方の成年後見人となっており、ここに高齢出所者の方も含まれている。以上のような状況の中で、当法人に相談に来られる方は、犯罪の加害者になった方もいれば、被害者になった方もいる。そういったことから、ホームレス支援を展開しているものの、犯罪に巻き込まれた人びとと出会うことは身近な問題である。

報告者は、社会福祉士として高齢出所者の支援に関わる中で、「出所者」として利用者を捉えていない。だが、地域のなかで利用者の方が社会福祉サービス等の社会資源が必要となり、利用を支援する際には、「やりづらさ」を感じている。この「やりづらさ」とは、地域の社会福祉サービスを利用する際に利用者の方に了解を頂いたうえで、過去に刑務所で受刑経験があることを伝えた際に、それに対して、社会福祉サービスを提供する側は敏感に反応してしまっているという実情を指す。具体的には「元犯罪者」というまなざしを向けられ、受刑経験を理由に社会福祉サービスの利用を断られてしまうことである。

あるいは、再犯をしないということを条件にされることもある。すなわち、社会福祉から、差別されるということが実際に起こっている。

こうした中で、報告者や報告者が所属する法人ができることは、「福祉はそういうことを考えるところではない」ということを主張しつつ、利用者の方の希望を把握しながら、利用者の方の意思決定を尊重することの必要性を伝え続けている。

報告者自身は、成年後見制度における高齢出所者に対する支援で司法と福祉の連携について、司法の分野の方と積極的に連携を取っていく必要があるのかという疑問をもち、考えている立場である。その理由は、既に刑務所から出所されているため、それについては、「おしまい」にしてもよいのではないかと考えているからである。司法と福祉の間で、情報の共有は行い、かつ、役割分担を決めて、後は社会福祉に任せてほしいというのが個人的な意見である。

すなわち、一緒に連携しながら、利用者を支えていくという形ではなく、バトンタッチという形が望ましいあり方であると常々考えている。なぜなら、地域で生活するうえで、司法の関係の方と連携し続けるということは、その方を「元犯罪者のAさん」という見方を維持し続けてしまうからである。そのため、社会福祉の立場からは、この点は抜きにして「地域で暮らしているAさん」という見方が重要であり、この視点を地域の社会福祉サービス等の関係機関がもつことができれば、司法と一緒にやるという形ではなく、司法からバトンタッチをされるという形での支援を展開することが可能を見出すことができると考えている。

また、利用者の立場に立った時にも、司法領域の専門職が常に一緒にいるということは、緊張してしまい、ご自身の本当の気持ちを周りの人に伝えられなくなるということが懸念される。あるいは、司法領域の専門職と連携し続けることで、強い言い方をすれば社会福祉側の専門職を信用してくれないのではないかと考えている。以上を踏まえると、司法との連携は積極的にする必要はないと考える。

さらに、司法領域の専門職と福祉領域の専門職は、そもそも考え方が異なるため、ある程度情報交換をする程度に、関わりを留めているのが実情である。なぜなら、報告者の実践の経験の中で司法と福祉の連携がうまく作用したというものがほとんどないからである。司法と福祉が互いにわかりあえる立場性であるというよりは、わかり合えないと思うことの方が実践においては多い。

3. 高齢出所者と地域包括ケアの実際と課題

畠中稔生（社会医療法人生長会）

この報告は、阪南市における地域包括ケアの概要

と仕組みについて説明した上で、高齢出所者の支援における実際と課題について、紹介する。地域包括ケアは、市町村が実施主体となる。そのため、この報告では、阪南市を事例として捉える。阪南市は、大阪府最南端の市で和歌山に隣接している地域である。人口は、毎年500人以上のペースで減少しており、高齢化率もこの5年で4%ほど増加し、高齢・過疎化が顕著である。高度経済成長期の終盤に公団（府営団地）が建てられ、その後の郊外マイホームブーム期に多くの住宅が建てられたJRや私鉄も通っていることから、ベッドタウンとして人口増加した背景がある。そのこともあってか、住民に団塊世代が多く、2025年問題が直撃する傾向にある地域である。雰囲気としては、田舎町で、海や山がある自然豊かで、牡蠣・なにわ黒牛（和牛）・浪花酒造（地酒）などが有名である。

地域包括支援センターとは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」である。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っている。各市町村が設置主体で、自治体から委託され民間企業などが運営しているケースもあり、人口2～3万人の日常生活圏域（多くの場合、各中学校区域）を、1つの地域包括支援センターが担当している。平成29年度時点で、全国に5,020施設ある。阪南市では、市役所が直営で11年間運営を行った後に2016年4月から民間委託となった。運営主体は、社会福祉協議会と当医療法人の2ヶ所である。阪南市の地域包括支援センターでは、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等が配置されているが、報告者は社会福祉士の立場から業務に携わっている。

地域生活に関わる専門職は、地域住民にとって、身近な存在である必要がある。身近な関係性から広がるネットワーク作りを、阪南市における地域包括ケアや地域福祉活動では重視している。現在の地域福祉支援では伴走型支援の重要性がうたわれているが、それを実現するために阪南市の地域福祉専門職は「”自分ごと”として関わる人の輪を広げる～つながりセーフティネットの構築～」というテーマを掲げている。そのセーフティネットの構築に向けた具体的なアプローチ方法として重視しているのが「地域ケア会議」である。この地域ケア会議は、個別（困難事例等）の支援を通じて、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者福祉の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握を行うことを狙いとしている。

そして、ここで把握した地域課題については、行政や民間、NPO団体などと協働して、重層的に話し

合いの場を展開している。これは、地域づくり・資源開発・政策形成へと展開する手法でもある。このように阪南市では、話し合いを通じてまちづくりを展開することを重要視している。多職種と連携し、ネットワーク作りを行って行く中でもっとも大変に感じる部分は、「相互理解」を深めることであると痛感している。同じ1人の人間でも、関わる人やその立場によって呼び名が変わる。人間もひとそれぞれ、重視する価値観が違うが、特に、専門職であれば背景に職種の倫理観がある。それらを踏まえて、協力関係というネットワークにするためには、協働する人や職種の立場・役割についての相互理解が重要となる。

社会福祉士の実践アプローチは、ソーシャルワークである。ソーシャルワークは、個人の権利と集団の権利を等しく重要視する価値が根底にある。このような価値観を持ち、地域包括ケアの推進を図っているのが現場の実際である。

以上を踏まえて、今回のテーマにある「高齢出所者」と地域包括ケアの実際を捉えた時に、社会福祉士の立場からは、「出所者」ということに着目してアプローチを変えることはあまりなく、あくまでも、「その人」としてかかわっていることが最も重要であると考えている。実際の支援では、被支援者が、出所者であったということは時折ある。だが、それによりアプローチや見方が変わることはない。たとえば、弁護士数名に、「司法と福祉の連携にとって重要なのは？」という話をすると、異口同音に「再犯防止！」という回答がある。そして、これは弁護士に限ったことではなく、同じ職種でもそうした話をする者がいることもある。報告者の出身大学の社会福祉専門職の仲間たちと話をしても、「元受刑者の支援している」、「大体は発達障害の人が多いように思う」、「再犯防止に向けての支援が必要だ！」という声も聞くことがあり、さらにそれに同調する人も多いのも実状である。

社会生活の継続するためには、再犯防止が重要であることは間違いない。しかし、その点に引っ張られるあまり、再犯防止が支援の「目的」になるのは、社会福祉士の立場からは違和感がある。その人の困りごとを一緒に考え、個人の課題、社会の課題双方に働きかけるのがソーシャルワークである。したがって、「その人がその社会の枠組みで生きるため＝出来なければ排除？」ではなく、「その人らしさを認めあって生きていくことの出来る社会」にむけて働きかける視点が大切なのではないかと考える。

4. 地域生活定着促進事業と地域福祉の連携可能性と課題

篠崎ひかる（立正大学）

これまで高齢出所者等への支援に関する研究は、入口支援・出口支援といった文脈を中心にして広がってきたが、自治体の地域福祉計画に再犯防止推進計画が位置付けられることによって、これまで司法領域との関わりが少なかった地域福祉の支援者も、出所者への支援に関わりをもつようになっていくことが想定される。

例えば、市町村で策定する地域福祉計画の中には高齢者、障害者、児童といった対象者別の項目の中に出所者等が含まれている計画が登場し、これまで都道府県レベル以上を中心に行われてきた「司法と福祉の連携」がより身近な「地域」の福祉へと拡大する可能性がある。

福祉の支援者の中で出所者に対する支援を専門に行っている支援者はごく一部に限られており、高齢者福祉領域の支援者の中には、これらの支援がどのように行われているか知らない支援者が少なくない。しかしながら、このような支援者の支援対象者の中に、出所者等が含まれている場合にも、介護保険や生活保護などの福祉制度を活用しながら、他の高齢者と同様に、個々の支援ニーズに基づいて利用者の一人としての支援が行われている。

次に、社会福祉士養成課程の新カリキュラム開始に伴う影響についてである。来年には社会福祉士の養成課程が新しいカリキュラムに改定され、「刑事司法と福祉」が新たな共通科目として位置付けられることになる。この科目においては、従来の更生保護の知識だけでなく、犯罪原因論や刑罰といった内容が大幅に盛り込まれているという特徴がある。社会福祉士の倫理綱領に基づく社会福祉専門職の固有性や専門性を学生が十分に認識できるような養成が行われない場合には、支援の中で再犯防止を果たしていくことが目標の一つとされ、その目標に向けた支援が安易に提供される可能性がある。

福祉と司法の視点の差異は次の様に整理することができる。福祉の視点は、社会福祉士の倫理綱領に定められている「クライアントの利益の最優先」「クライアントの自己決定の尊重」といった観点から本人の意思決定を支援することをベースに、その人の困っていることの背景を捉えて支援を行おうとする特徴がある。これに対して司法の視点については、「困っていること」を「再犯リスク」と捉え、社会から隔離しようとする。

これらの視点の差異や、それにより生じる双方の役割の限界について、十分に検討されないまま、再犯防止の機能を果たすことが福祉側に期待される状況では、本来の支援ニーズよりも出所者であることが特別視され、過剰な介入など本人の意思決定を阻害するような支援が行われる危惧がある。

最後に、地域生活定着促進事業と地域包括ケアに

おける「地域」の違いについてである。地域生活定着促進事業がカバーしている範囲は、原則として都道府県である。これに対して、地域包括ケアで想定されている地域は中学校区を基本とする日常生活圏域を指す。ここから見えるのは、顔の見える小さな「地域」の支援者にも再犯防止が期待されることへの違和感である。例えば、地域定着生活支援センターが再犯防止の機能を果たすことを司法側は期待しているのではないか。そのことを踏まえると、今後市町村レベルも含めた連携が開始される中で、その福祉側への期待はより身近な地域の福祉へと拡大していくのではないかと危惧される。

5. 刑法解釈学からみる高齢出所者に対する刑事司法の限界

徳永元（大阪市立大学）

本報告は、法律解釈学としての刑法学からの原理論的な考察を行う。そのため、この報告は実務的な視点を含んでいない。「司法と福祉の連携」論においては、実務的な視点から議論や研究の蓄積がある。一方で、原理論的な視点からの検討は少ない。今回の報告では、人間像という点から、この主題に切り込みを試みた。なぜなら、人間像という主題が、司法と福祉あるいは法律学と社会福祉学の発想の違いが出るのではないかと考えたためである。ただし、報告者の検討が司法の代表的な意見でないという点には十分留意されたい。

刑法解釈学は、犯罪と刑罰とを定める法規範について、主に犯罪の成立要件を体系的に研究する学問である。本報告では、刑法理論における人間像とそこから導かれる犯罪行動モデルおよび犯罪予防モデルを確認した後に、それが高齢出所者に想定される（理論的な）困難を検討する。

刑法理論は、損得計算ができる合理的な経済人、ルールがあれば理性的な力を用いてルールを守ることができる理性的行為者という近代的な人間像を基本としており、その特徴は抽象性と平等性にある。ここから導かれるのが、次のような犯罪モデルである。すなわち、犯罪と刑罰を定める刑法というものがあり、「〇〇をしてはいけない」という禁止や、逆に「〇〇をせよ」という命令を示している。そして市民は、禁止あるいは命令を現に知っているか、あるいは調べればそれを知ることができる。禁止命令が及んでいるなかで、市民はこの禁止命令に違反する状況に直面する。その時、その市民は、それがどのような状況であるのかを認識し、その行為が、法が定める禁止命令に違反していると判断することができる。そして、その判断に従って、行為を制御し、通常であれば犯罪行動に出ることはない。そのため、反対に犯罪を行った場合は、「やめようと思えばやめ

ることができた」というロジックがはたらく。このようなモデルを用いて、犯罪者は自らの意思で犯罪を行った、という視点から物事を見ていく。そして、刑法解釈学は、犯罪の成立要件などを、このモデルに従って整理していくことになる。

次に、犯罪予防モデルである。刑法解釈学は犯罪予防に直接的に関わるものではないけれども、1つの考え方・説明として、犯罪予防を持ち出す場合がある。犯罪予防モデルは、行為が禁止命令に違反していると判断するという、その場面に焦点を当てている。たとえば、損得勘定への働きかけで、「犯罪は割に合わないからやらないでおこう」という計算に働きかける。あるいは、「犯罪は悪いからやらないでおこう」という規範意識に働きかける。これにより、犯罪にマイナスのシグナルをつけて、犯罪に接近させるのを回避させるというモデルを取っている。このような近代的人間像を使用する刑法解釈上のメリットは、常識的で、わかりやすく、単純で使いやすいという理由がある。同時に自由主義的である、という特徴もある。具体的には、禁止命令を出しておけば、市民の注意深さや自己規律に任せるという発想がある。

この抽象的な近代的人間像は、法律学一般において、その後、より具体的な現代的人間像へと移行した。この際、刑事法学では、対象を「犯罪者」として具体化することになった。そこでは、犯罪性を個人の特性や性格として把握し、人間の様々な弱さを犯罪リスクとして把握するという方向性に進んだ。

社会像という観点から見ると、近代的人間像から導かれる、あるいはその当然の前提となっているのは、犯罪がない状態が標準であるという予定調和的な社会像である。つまり、市民は自由を適切に行使すれば、犯罪は起きないはずである、というロジックが前提となっている。これは、犯罪がアノマリーである、ということの意味している。また、刑法解釈学は、不確実性や不安定性を強く嫌い、調和が取れている状態を極力維持するという発想がある。これらは、犯罪の原因を犯罪者の内面に還元するという点で、障害の社会モデルとの決定的な相違がある。

以上を前提に、高齢出所者に想定される困難を、考えていく。

「司法と福祉の連携」一般においては、近代的な人間像およびそこから導かれる犯罪行動モデルと犯罪予防モデルの、虚構性と現実性が問題となる。すなわち、一方で、この犯罪予防モデルは、今日の犯罪学の見地からするとあまりにも単純化された、虚構としてのモデルであることを否定できないにもかかわらず、他方で、それが犯罪について素朴な納得感を与えることも確かである。ここからは、犯罪に出る意思決定と、それに応じた自己責任という発想

が出てくる。同様に、犯罪予防モデルも、犯罪学的には満足のいくものではないにもかかわらず、犯罪の予防のためには、人を犯罪から遠ざけ、犯罪を回避する必要があるという、素朴な発想を支える。以上の点を踏まえると、1つ目に、再犯者へのより硬直的な対応、2つ目に、関係者に犯罪が成立する可能性という2つの再犯対応への影響が浮かびあがる。特に、2つ目については、福祉のはたらきかけが再犯の予防を目的とした場合には、犯罪を止めることができなかつたことについて責任を負う理論的な可能性を内包している。

そして、高齢出所者については、近代的な人間像との大きな齟齬がある。近代的な人間像においては、高齢者は念頭に置かれていない。したがって、高齢特有の要因から犯罪を行ったとしても、その事情は問題とならない。それどころか、高齢のために損得勘定や規範意識に関する能力が低下しているのであれば、関係者には、より高度な介入義務が発生するのではないかと、という発想に至りかねない。現実にもそのようなことにはならないにせよ、刑法解釈学の方法論と福祉との間に、これほど深い溝があることは、意識される必要があるのではないかと。

6. 指定討論：「餅屋は餅屋」論の展開可能性

安田恵美（國學院大學）

4つの報告を受けて、刑事政策の視点から総括討論を行う。専門家が専門家として専門性を発揮することができる体制の必要性を見出すことができる、「餅屋は餅屋」体制を実現するまでの道のりは遠いのか険しいものなのか、といえ、実はそうではないということが見えてきた。

畠中報告において紹介されていた、本人さんの「実は昔やんちゃしててなムシヨ暮らししとったんよ」という言葉に対して、支援者の方が「そうなんです。話は変わりますが、以前目標にしようとしていた一日一品は自分でご飯を作ると言うのは今いかがですか」というこのやり取りに現れているように思われる。当事者が地域で生活を営む、そして支援者の方がそれに寄り添う、という文脈において、必ずしも再犯防止の視点は必要ではないということを示したエピソードである。少なくとも、支援者すべてが司法と福祉の専門家になる必要はない、といえるのではなからうか。

その一方で、高齢出所者への地域生活支援を高齢者福祉にすべて還元されるのかということ、必ずしもそうとは言えない。ここでは、「高齢」の「出所者」に対する地域生活支援の難しさについて、「社会的排除」とヴァルネラビリティという2つのキーワードを用いて整理をしたい。次いで、そこで明らかにした問題への対応、すなわち、高齢出所者に対する

地域生活支援を支える視座について、社会参加やよりそいというキーワードを用いて整理する。

まず、改めて本シンポジウムの問題関心を確認するためにも、社会的排除について整理したい。最近のフランスにおける社会的排除の文献を見ると、社会的排除は「状態」なのか「プロセス」なのかという議論があるが、少なくとも「状態のみを指すのではない」ということについて大きな反対はないようである。

社会的排除のプロセスへの入り方や状態は人によって異なる。そのため「社会的排除」を公式化するのは非常に難しい。具体例としては、各種サービスにアクセスできない状態、失業、失業の際に十分な保証を受けることができない状態等々が挙げられる。これらを見ると、高齢者だけに特別に見られる特徴を抽出することは難しいように思うが、政策を考える際には一定の特徴を抽出する作業が不可避である。

先行研究で示されてきた通り、高齢出所者といっても犯罪をするに至るまでの道のりや生活環境にも違いがある。ただし、彼らが社会的排除スパイラルに一層落ちやすいことは想像に易い。この点について、社会福祉学者の古川孝順先生の社会的ヴァルネラビリティに関する整理が参考となる。古川先生は、アマルティア・センの議論を参照したうえで、社会的な差異がなしうることを限定し行動の選択肢を限定している状況、と説明している。したがって、ここで考慮すべきは、高齢であるがゆえの、として出所者であるがゆえの社会的ヴァルネラビリティ、ということである。

この視点を基礎として、社会的排除を助長しないという方向と社会参加を促進するという2つの方向に沿って、考察をする。ただし、これらは必ずしも明確に区別できるものではない。

まずは、社会的排除のプロセスをすすめないための施策について、ここでは刑事司法・刑罰システムに着目して整理していきたい。最もシンプルな方法として、刑務所拘禁の回避という方法がある。徳永報告では高齢出所者の生活支援に関して刑法解釈学からディストピアのような話もあったが、だからこそ、刑罰を謙抑的に適用するための刑法学および刑事訴訟法学の知見が必要不可欠となる。仲谷報告や畠中報告にあったように、福祉職と弁護士が協働する際のコミュニケーションがうまく取れない状況を打開する必要性も認識することが出来た。

次に、ポジティブに社会参加を促進するという視点から検討したい。そもそも、社会参加という語は、社会的排除と対をなす語として、少なくともフランスにおいて使われている語である。原語の 1'insertion sociale という語の訳は悩ましいところではあるが、今回は「社会参加」とする。

その内容は多様であるが、「本人の主体性や意思が核になる」という点では一致しているように思われる。確かに、一般的にライフスタイルや生活・人生における価値は様々で、優先順位も変わるため、社会参加のフォーマットを作ることはできないし、すべきではない。とはいえ、その本人の主体性や意思を核にしたよりそいのありかたについては、何らかのイメージがないと検討も難しい。

そこで、ひとつの例として、フランスの成年後見制度に関する議論を参照したい。フランスでは、2007年に成年後見に関する制度が変わり、被後見人を「出来ない人 *incapacité*」から、ヴァルネラブルな人への捉えなおしが大変な変更点であると指摘されている。被後見人は、「客体」ではなく、「主体」であり、後見人は「意思決定の代理人」から「意思決定の伴走者」となった。さらに、介入的な要素が含まれる「支援」から「寄り添い」という言葉が用いられるようになったのである。

新たな成年後見制度のもとで、最優先される価値は本人の意思と選好である。もっとも、意思決定が不可能な場合には、例外的に従来型の成年後見制度が使われることがある。決定するのはあくまでも本人で、支援者はそこに寄り添うという形だからこそ、意思決定支援が極めて重要になる。そこにはサービスへのアクセスの補助も含まれる。本人の選択が、支援者から「その選択は好ましくない」と思うものであったとしても、まずは、本人の意思を最優先しなければならない。これは、仲谷報告の内容と深く重なる点でもある。日仏には多くの違いがあるが、この価値観は日本でもすでに社会福祉の現場、ひいては対人援助の現場で根付いているのではなかろうか。むしろ、それが対人援助職の職業倫理との根幹をなすものであろう。本人が、選択をしても良い、そしてそれを支援者に話しても良い、ということから意思決定支援が必要である場合もあるだろう。また、各アクターの折り合いのつけ方という意味では、それぞれの「価値」や職業倫理についてシェアをする作業が重要である。

仲谷報告、畠中報告、篠崎報告と、以上の論点を再整理すると、重要なのは当事者をひとりにしない、選択肢を広げる、という点である。選択肢を広げるというのは、メニューを増やせばそれでいいのかというと、必ずしもそうではない。それらにアクセスできる環境の設定も重要である。そこには、助言者へのアクセスやその助言者との信頼関係の構築も含まれる。それゆえ「福祉につなぐ」という言葉は重みを強く感じる。また、支援者どうしのつながりについて、仲谷報告で「バトンタッチ」という言葉を使っていたが、バトンは落とさないように渡さなくてはならない。そのためには、お互いに敬意と理解

が必要となる。

最後に、本人が、意思表示をする練習も重要である。これは、刑務所生活が長い高齢者の場合、自分の気持ちを表現することが苦手になっているケースについてお話を伺うことあることから、ここにあげた。

これらは、「高齢者」、あるいは「刑務所出所者等」に特化したものではない。しかし、出所者だからこそ、高齢者だからこそ、そして高齢出所者だからこそ、より社会的排除プロセスに巻き込まれやすいため、一層ひとりにしてはいけない、サービスへのアクセスが難しい状況だから配慮が必要、とは言える。

この点、再犯防止推進計画や高齢者の特集を組んでいる『平成30年度犯罪白書』によれば、高齢犯罪者像がある程度設定されている。しかし、高齢出所者といっても福祉サービスを必要としない人もいるかもしれない。「福祉につなぐ」ということを強調するために、ある種のパッケージ化された支援を設定する、という施策は、司法と福祉の連携が始まった当初は重要な意義を持っていた。だが、少しずつ支援の形が変わってきた今、パッケージ化することにはデメリットもある。支援のパッケージを設定することにより、ミニマムを設定することにつながりかねない。

当事者が何を必要とするのか、多様な選択肢を用意するためにも、多くの専門家がこの司法と福祉の連携に、直接的であれ、間接的であれ、意識的にせよ、そうでないにせよ、関わっていくことが重要である。高齢者の暮らしには多くの「専門家」等が関わっている。そして、その方々がのびのびと専門性を発揮することが、支援の質にも関わってくる。だからこそ、一層高齢出所者支援の領域で、専門家の独立性や職業倫理、そして専門家間での折り合いのつけ方に関する議論が重要である。

刑罰権の所在とあり方
——国際社会・国民国家・地域社会・加害被害の関係性を通観して——

コーディネーター：安藤 泰子（青山学院大学）
司会：新倉 修（青山学院大学）
報告者：鄭 裕静（青山学院大学）
土ヶ内一貴（青山学院大学）
安藤 泰子（同）
新倉 修（同）

1 企画趣旨

本セッションは、「刑罰権の所在とあり方」について、国際社会・国民国家・地域社会・加害被害の関係性を通観しつつ、各報告者の研究視点から話題を提供して、それぞれの研究の場（関心事）に応じて刑罰権の在り方についての問題点を掘り下げることがを目的として、ブレイン・ストーミングを試みたものである。すなわち、刑罰権を自明のものとはみなすのではなく、その在り方の根源を探り、刑法によって根拠づけられ、規正されているかのように見える処罰の実体に迫ろうとしたものである。扱われている分野（専門分野・discipline）は、国際刑法を含む刑法学のみならず、刑事政策や犯罪学、さらには被害者学、法哲学、修復的司法、社会学ほか、広汎な問題分野にも及び、関心の有りようや問題へのアプローチや方法論は錯綜しているが、各報告は刑罰権の行使（処罰）という特殊な社会的関係・行為の真相に迫ったものである。

4本の報告は、いわば各論的な研究を扱っており、第一報告は、近時、この分野において汎く高い関心が寄せられている厳罰主義・重刑主義の批判的分析に取り組むものであり、これを克服する新しい刑事政策を正義論の視点から模索するものである。また第二報告は、同じく刑事政策的観点から犯罪離脱のための処遇に関し、Maruna のLDS 研究を手掛りとして、理論上犯罪離脱を促す有効な処遇法についての検討を行う。さらに第三報告は、国際刑事法に焦点を当てて、現在、国際社会で行われている国際刑事裁判所への「付託」（4つのコアな国際犯罪の処罰を求めること）につき、実証的観点からかつて幾つかの国家社会において採られていた「刑罰権の多元的構造」に着目し、理論構築の必要性という観点から、これが国際共同体にも容れられ得るという独自の二元刑罰権論を示したものである。最後の第四報告では、「人が人を処罰する」行為を解析することを意図している。質疑の過程で、「処罰」の社会的転換にも触れることになり、その例示として、ノルウェーにおける処罰の「社会関係性」の転換を示唆したが、まだ十分検討されているわけではない。

第一報告

現代社会の構造変化のなかで、合理的かつ人間的な刑罰はどうあるべきか。近代刑事法は、新しい犯罪形態に対し、強力かつ可視的に統制できる手段として刑罰に頼る傾向が見られる。

厳罰と重罰（重刑）主義は、特定の犯罪行為に対する強力な処罰への社会的な欲求に対して、厳しい処罰法を立法する現象を表す。求刑や量刑にも同様の傾向が見られる。厳罰主義の形態には、①刑罰の種類を重く、厳しく規定すること、②法定刑の引上げ、処罰規定の新設、可罰的範囲の拡張、公訴時効の延長、保安処分的な政策の強化などがある。理論的背景には、①被害者観点、②ポピュリズム（大衆迎合主義）、③社会的排除(Exclusion)があり、社会的背景には、社会関係性の弱化、処罰に対する欲求の高まり、社会防衛網拡大への欲求が挙げられる。目的は抑圧の強化であるが、責任主義に反する過剰処罰や、人権尊重に反する立法裁量が問題となる。

刑事政策は、伝統的な応報感情に依拠しており、人権重視の立場からは時代錯誤であり、多義的・多元的要素が強く、社会の基軸が自由から安全へと変化している。このような分析を踏まえて、新たな刑事政策を模索すべきである。

第二報告

刑罰権発動目的は一般予防及び犯罪者の隔離に限定される特別予防のみならず、更生による再社会化も含まれることは広く認められた見解である。そこで本報告は、犯罪離脱のための効果的な処遇とはいかなるものであるかを整理し、その上で効果的な処遇を同定するための尺度としてSOCスケールを提案する。

現在我が国における犯罪処遇の中心はいわゆる処遇困難者にあり、Moffit 仮説にいう生涯持続型の犯罪性を低減することが主眼に置かれている。その処遇モデルとして、現在世界的に①RNR モデル、②ST モデル、③刑事施設出所後支援モデルが主流として考えられているなか、本報告では各モデルの相互関

係性について今一度整理を行い、犯罪離脱現象の説明を試みる。そのために、Maruna の行った著名な LDS 研究を手掛かりとして、犯罪離脱要因は犯罪者に特有な人格特性や遵法精神の構築よりも、むしろ主体性と生成性の形成に強く関連性が見られた点に着目し分析を行う。

その上で、犯罪離脱要因を測定する一尺度として SOC スケールを用い、SOC 下位尺度と犯罪離脱要因との対比を行い、理論上犯罪離脱を促す有効な処遇法についての検討を行った。

第三報告

国際刑事法については、現在、国際社会で行われている「付託」につき、刑事法学上説明し得ない状況にある。本報告はこれに対し、理論的な解明を目指し独自の二元的刑罰権論という理論を提示した。

国際刑事裁判所が行使する刑罰権の基礎づけについては、同裁判所創設にあたり、関係国家からの主権の譲渡をもってその源泉とするという、いわゆる譲渡説が汎く支持されていた。

ところが、こうした譲渡説では説明し得ない安保理付託の他に、自国の裁判権も刑罰権をも放棄して国際刑事裁判所に事態（国内法にいう「事件」）を付託するという現象が生じてきた。こうした付託に関する刑罰権の行使について、その基礎づけにつき国際刑事法学上これをいかに説明するのか。

本報告では、その理論的解明を目指し、国際刑事裁判所の対象犯罪であるコア・クライムについては、国際社会が固有の刑罰権を有し、国際社会の公秩序を維持するためこれを行使するという固有説に着目し、実証的観点からかつて幾つかの国家社会において採られていた「刑罰権の多元的構造」や我が国の明治初期において採られていた社会刑罰権論を踏まえ、これが国際共同体にも容れられる余地があるという独自の二元的刑罰権論を示したものである。

第四報告

「人が人を処罰する」のを $B \rightarrow A$ （犯罪＝加害と被害）： $A \rightarrow B$ （処罰＝制裁と受容）と定式化すると、これは社会的連関の中にある。フーコーは権力的関係という視点から「監獄の誕生」をえがく。近代社会は、裸の暴力や「恩顧と献身」による支配でもなく、支配・被支配の関係の互換性を建前（社会契約論）としつつ、学校や監獄での「規律」による「規範の内面化」による支配を貫徹する。

赤池会員は、フーコーの3つのメカニズム（①処罰②規律③安全）のうち、安全メカニズムによる管理が現代的な課題だと指摘する。近代社会の処罰の祖型（パノプティコン）では、監視と規律が貫徹する。刑事施設の密行性・閉鎖性もその効果の極大化

をめざす。

ノルウェーは、小規模施設で自立援助型の処遇を2年間の初任研修で人間力を鍛えられた職員が担当し、指導的な理論家の尊重と共同研究所の整備で、50年かけて処罰の「社会関係性」を転換した。

2 犯罪と刑罰—刑事政策的正義からの示唆

鄭 裕静（青山学院大学）

1. 国家刑罰権と刑事政策的正義

近代刑事法は、啓蒙主義の精神的産物を受け継ぎ、理性、合理性、人間性、自然法、社会契約、功利主義などの概念を発展させ、法と国家の領域でも、事実上の力と承認された権利の区別を通じて、国家権力作用での盲目的かつ衝動的行為を目的とする思想から転じた客観的化された意志の行為により、濫用に満ちた力を節制した権力に変化させてきた。250年前にヨーロッパ近代の刑事政策をグランドデザインしたチェーザレ・ベッカリアは、刑罰の起源、犯罪と刑罰のバランス、犯罪の尺度についての誤り、刑罰の目的など、啓蒙主義の根幹から国家刑罰権の正当性を探究した。

今日の刑罰理論は、応報思想と予防思想の論争、国家刑罰権の正当化問題など、幅広い論議を吸い上げている。刑罰理論そのものは、紀元前の古典古代哲学の論争から始まっているが、刑罰権の正当化をめぐる論議は、未だ進行中であり、社会の変動や意識変化が大きいターニングポイントを迎えるたびに、刑事法と刑事政策をめぐる思考にも変動が起きる。社会的変動の時期に必須不可欠に現れる刑事法関連の改正や必要性の論議から、理想的な刑事政策の方向を設定し、その発展を評価することは、現代社会の社会構造の変化のなかで、合理的かつ人間的な刑罰の根っこをどこに下ろすかという新たな問いであり、近代刑事法が登場した時の論議と本質的な部分では類似している。

特に、国家刑罰権が確立した以降、新しい犯罪形態に対して直ちに対応しなければならないが、可視的で強力な統制ができる手段として刑罰に頼る傾向が見られる。

2. 「厳罰主義」とは何か。

浜井浩一は、『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』において、Pratt教授の定義を引用し、「Penal Populismとは、「法と秩序」の強化を求める市民グループ、犯罪被害者の権利を主張する活動家やメディアが一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力を持つ一方で、司法官僚や刑事司法研究者の意見が尊重されなくなる現象でもある。」とし、この厳罰化は、英米圏を中心とした欧米先進国において共通に見られる現象であると紹介し、「裁判官や検察官といった日本の司法官が、巨大な官僚機構の一員であり、

その判断基準や行動原理も、法律の専門家としての判断であると同時に官僚組織の一員としての枠を超えたものにはなりにくい点」をあげ、「厳罰化を含めて日本の刑事政策の舵を握っているのは、依然として、市民や世論ではなく検察官である。」ことを指摘しながら、「犯罪防止に対する効果の乏しさや副作用の大きさ、特に、罪を犯した人間を自己責任として切り捨てるなど社会的な排除の風潮を促進する危険性などから、厳罰化に批判的意見をもっていることに間違いはない」とし、「Penal Populismの進行によるさらなる厳罰化を危惧」している。

このような現象は、韓国でも見られる。韓国の「法律新聞(2021.05.03):重刑主義のみ依存する刑事政策は問題あり」によると、韓国公法学会と韓国刑事政策研究院が開いた「民主的法治国会と刑事司法ガバナンス」を主題とした学術大会では、「厳罰主義・重罰主義と言われる重刑主義が、最近、台頭する理由として、社会が危険であるという認識と‘私が被害者になる’という恐れに起因し、‘重刑主義に対する長・短所の論議が省略されたまま、社会の安全、犯罪の予防、加害者の隔離などのために重刑主義が正当化されてはならない」とし、重刑主義に依存する刑事政策の問題点を指摘している。著者も、ユヨンチョル連続殺人事件(2003年9月から2004年7年まで連続殺人事件)以降の刑事法と刑事政策の傾向は厳罰・重罰化していると考えている。

厳罰と重罰(重刑)主義の定義は、社会から犯罪に対する恐れなどによって特定犯罪行為に対して強い処罰が要求され、これに対する対応として立法者が厳しく刑事法を立法する現象を表す。加えて、強く処罰を要求する世論により、検察官が強い量刑を求刑し、裁判所も量刑において重く宣告することも想定できる。

3. 厳罰主義が現れる形態と理論的・社会的背景

厳罰主義が現れる形態として、①刑罰の種類を重く、厳しく、規定すること、②法定刑の引き上げ、処罰規定の新設、可罰的範囲を拡張、公訴時効の延長、各種の保安処分的性質の政策の強化から犯罪を対処しようとする傾向などが挙げられる。

このような理論的背景として、①被害者観点であり、従来では国家と犯罪者という両者関係だった構造から、被害者学の発展とともに、国家と加害者、被害者という3者関係に変化し、犯罪被害者の団体などが政治的影響力・世論を主導するような形で成長した。②ポピュリズム(大衆迎合主義)社会的にスポットライトが当たる事件が発生すると、マスコミと世論の関心を増幅するタイミングで、社会内の犯罪者群れを敵として「犯罪との戦争」を宣言し、一網打尽する作戦展開する。非寛容原則(Zero-tolerance-policy)、刑法のルネサンス(Renaissance des Strafrechts)などが

その例である。③社会的排除(exclusion)は、ホームレスや貧困者が社会の外側に追いやられる現象を批判的に説明するために発展した概念であったが、刑事政策観点で「排除」は、ポピュリズムによって強力な刑罰の形態での道具として使われるのかが問題となる。例えば、すでに拘禁されている受刑者には反社会的犯罪者やサイコパスなど、モンスターとして言われている一定の人々がいて、一般市民がこのような被收容者をごく危険な対象として認識し、重拘禁施設に收容することを要求したり、仮釈放がない終身刑など、追放に近い排除を要求したりするとか、さらに死刑を要求することも想定できる。

厳罰主義の社会的背景としては社会関係性の弱体化が挙げられる。デュルケーム(Durkheim)は、厳罰主義の基礎を機械的連帯(mechanical solidarity)から有機的連帯(organic solidarity)に移動する社会的構造の変化に見つけようとした。デュルケームは、結束力を二つに区分し、伝統社会のように自動的に結束が結ばれることを機械的連帯とし、その構成員として産まれたなら自己の意思とは関係なく自動的に全ての権利と義務が与えられ、その共同体において、情緒的共感が強く、共同体の大体の人々が一つであると認識するので、このような種類の連帯が結ばれている社会では、ある程度の間違いや失敗などでは、躰や寛容から何もなかったと処理されることが多い。しかし、この共同体の情緒的交流そのものを拒んだりした場合など、暗黙的交流を根拠とした権威や秩序を乱したことに對して共同体から排除・追放される。デュルケームによると、現代社会にも結束力や連帯が存在しているため、これを有機的連帯と命名している。現代社会では、表面的には結束がないように見えるが、その構成員は、各々が大体類似していることより、お互いに異なるという点を認識しやすく、この異質性は、伝統社会で見られる同質性と明らかな対比をなすものであり、現代社会は、これまでの社会よりも弱体化して壊れやすい。

要するに、契約により結束する現代社会は、自動的に構成される結束に比べて連帯の強度は弱い、自律性が確保できるというメリットもある。

つまり、厳罰主義の社会的背景は、伝統的家族制度と構成の変化、社会構造的・階層の変化、経済的不安定などこのような不安要素が絡み合い、帰属する集団全体が危険に陥るといふ恐怖の認識から拡大したとも言える。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックという新たな危機から、厳罰主義が、このような現象を加速化させ、拡大させる可能性も否定できない。

また、処罰要求も一つの原因とも言える。犯罪被害の危険に対する恐れから最も過酷な処罰を支持する「統制文化」というものがある。扇情的なマスコミの表現や被害に対する訴えは、一般市民に潜在的被害者

という認識に刷り込み、犯罪からの安全・安心を求めて処罰の強化やセイフティネットの拡大を求めるようになる。このような要求は政治を動かし、実体を伴わないミラージュ（蜃気楼）刑事政策が広がる原因にもなる。

4. 「厳罰主義」の刑事政策的限界

厳罰主義の目的は、刑法の一般的な目的と大差はなく、抑圧の強化であるが、責任主義に反する過剰処罰や、人権尊重に反する立法裁量が問題となる。このような刑事政策は、伝統的な応報感情に依拠しており、人権重視の立場からは時代錯誤であり、多義的・多元的要素が強く、社会の基軸が自由から安全へと変化している。平和な社会秩序は、安定した社会政策と文化政策、経済秩序と政治に依存しており、刑事政策の原則は、社会政策の最後手段であり、さらに刑法は謙抑的 (ultima ratio) でなければならない。すでにベッカリーアが『犯罪と刑罰』で述べているように、「犯罪を抑止する最上の策は、刑を厳罰化することではなく、刑罰を誤りなく適用することである」とし、公正かつ司法的正義に適する適用・執行が重要であり、死刑のような極刑でなくても安全な社会秩序は維持でき、歪な社会的構造や不平等など、社会変動に対応できない社会政策の失敗から犯罪が生み出されるのに対して、根本的対策を怠って、対症療法のような刑法と刑事政策による解決をめざす潮流は、公正社会とはいえ、自由と人間の尊厳に基づく平等な法秩序と共生する社会秩序にも反する危険性を孕んでいる。

このような分析を踏まえて、新たな刑事政策を模索すべきである。

文献

- チェーザレ・ベッカリーア著, 2011, 小谷眞男訳『犯罪と刑罰』東京大学出版会. 한인섭 신역, 2009, 『체사레 벡카리아의 범죄와 형벌』博英社
- デービッド・ガーランド, 2016, 白井智哉, 藤野京子訳『処罰と近代社会: 社会理論の研究』現代人文社
- 日本法哲学学会編, 2015, 『応報の行方』有斐閣
- 日本犯罪社会学会編, 2009, 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社
- ジョン・ロールズ, 2010, 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』改訂版, 紀伊國屋書店. 존 롤스, 2003, 황경식 옮김 『정의론』이학사
- 김광기, 2007, 『뒤르켐&베버 사회는 무엇으로 사는가?』 김영사, 84-95.
- 황경식, 2018, 『존 롤스 정의론: 공정한 세상을 만드는 원칙』샘앤파커스
- 김일수, 2010, 「현대 형사정책에서 엄벌주의

(Punitivism)의 등장 - 그 배경, 원인과 대책- 대검찰청

한국공법학회, 2021.4.30, 「민주적 법치국가와 형사사법 거버넌스, 한국형사정책연구원 공동 학술대회 자료집」 43-66.

3 positive criminology の効果測定スケールと、有効な処遇手法の提案

土ヶ内一貴 (青山学院大学)

1. はじめに

元来、憲法の要請から鑑みれば、刑罰権の発動目的のひとつは、一般予防はもちろんのことながら、社会的弱者として追いやられざるを得なかった立場の者をも、社会の一員として最低限度の生活保障を目指し、補助あるいは救済する点にあることは明らかである。本報告では、真に有効な処遇法とはどのようなものであるべきかを探るべく、元犯罪者の再社会化に必要となる要素を分析抽出し、それを図るためのスケールを提示し、有効な処遇を模索するものである。

2. 研究対象

近時の犯罪学理論の流れの中心は、年齢犯罪曲線に対する Moffitt 仮説の妥当さによって導かれた「生涯持続型 (life course persistent)」の「犯罪性」(個人の犯罪行為を行う潜在的な傾向)をいかに低減させるか、という点にある。そのための手法として、所謂 Martinson 報告の処遇不要論がもたらした一つの結末である廃棄物処理型モデル (Waste management function) (Feeley & Simon 1992: 470) に対応する形で台頭してきた①RNR (Risk Need Responsivity) モデル (Andrew & Bonta 1990, 2006)、②長所基盤モデル、③出所後支援モデルの3つが犯罪者処遇の基調となっている (小長井 2013: 59)。この3本柱のうち、本報告では主として②の長所基盤モデルを主軸に犯罪離脱現象の説明を試みる。

3. 有効な犯罪者処遇とは

まず、犯罪の一時中断とは異なる、犯罪離脱現象に必要な要素を検討するに当たり、今一度 Maruna による LDS 研究 (Liverpool Desistance Study) を概観する (Maruna 2008: 56)。LDS は、犯罪持続群と離脱群の比較において、サンプル収集過程において、公的機関の情報のみならずスノーボールサンプリング法により実地調査においても収集し、収集されたナラティブ準拠のデータに心理学手法をベースとしたコーディングを施し、質的研究を量的研究に転換した画期的な研究である。LDS 研究では、少なくとも2年間にわたり毎

週犯罪を行っていた者を母集団とし、過去1年以上にわたり犯罪をしていない者を犯罪離脱群、現在も同比率で犯罪を行っている者を犯罪持続群と定義し、両者の差異を分析した。

筆者がこの研究で注目したのは特に3点で、①人格特性において両群に共通した人格特性が見られること、②両群には主体性及び中核的自己の有無において差異があったこと、③両群には生成性の有無において差異があったこと、である。まず①では、所謂生涯持続型仮説を肯定するような傾向が見られ、両群は健常人とは異なる、「誠実性と調和性の尺度が相対的に低い値で分布する」人格特性が見られた。即ち、①によれば犯罪離脱とは、人格や性格といった変数とは独立した要因でも起こりうる現象であることを示唆している。②では、犯罪持続群の共通項として、自分は社会の被害者であるという宿命的な自己諦観が強く、自らの行為を原因ではなく結果として見なす傾向が強いものに対して、犯罪離脱群の共通項として、過去のネガティブな体験があったおかげで、今現在生産的で真つ当な人生を送ることができているという自己評価を持っている、ということが明らかとなった。即ち、②によれば犯罪離脱とは、劣悪な環境や過去の経験を否定して切り捨てるのではなく、それらを有したまま過去に再解釈を施し、さらにプラスの資質を再発掘・強化することで果たされる現象であることを示唆している。③は、他文献ではそれほど注目されていないものの筆者は重要視している点で、犯罪離脱群の共通項として、次の世代を前進させようという関心と傾倒の存在が見出された。ここでは、主観面において次世代を利する観点さえあればその経路や内容には制限がないと考えるべきで、決して自助グループや司法機関でのメンター(Wounded Healer)のような分野に制限されるべきではないと筆者は考える。即ち、主観的要因として③が備わってさえいれば、一般的な仕事や小規模な社会活動でも生成的活動といえ、犯罪離脱現象につながる一要素となりうると考えるべきである。上記3点のうち、特に主体性の発掘と生成的活動への参加は相互補完的な役割を果たしていると考え、両者のサイクルをうまく回すことが犯罪離脱の鍵になると考える。

4. 主体性の始期および惹起とそれらを促す処遇

LDS を分析すると、主体性と生成性のサイクルをうまく回すことで犯罪離脱現象が発生することが示唆される。では、いかにしてそのサイクルの突端を掴むかが問題となる。ここで GL(Good lives)モデルにおける PHG(Primary Human Goods)の概念を適用すると、そもそもの犯罪の動機は

PHG 獲得にあり、経済活動と犯罪行為は獲得過程が異なるに過ぎない。即ち、持続的犯罪者が、生成的活動における PHG が犯罪行為のそれを上回ることを自覚した場合、生成的活動は犯罪活動よりも魅力的なものとなり自発的に犯罪離脱現象の突端が発生する。そのため、生成的活動の方が犯罪活動と比べて長期的かつ総和的に PHG 獲得総量を上まわることを自覚させる処遇が有効な処遇の一つであると言える。同時に、社会から必然的に曝される偏見・排斥に抵抗しながら生成的活動に従事し続けることは一般に困難であるため、これに対する抵抗力(主体性)を養う援助が必要となる。さらに、このサイクルを補助し促すような社会的援助がなければ犯罪離脱に至らず、一時的な犯罪中断に留まる。これらのことから、①犯罪活動は PHG の総和を減じさせることを自覚させる処遇、②PHG を最大化するためには如何な生成的活動が自らには最適かを自認させる処遇、③社会的排斥等の困難を緩和する社会的機会を支援提供する処遇、の3点を併せ持つ処遇が理想的な処遇と言える。

これは、PHG 獲得経路において他者に悪影響を与えない傾向という観点から見れば、①と②は同一ベクトル上にあると捉えることが可能で、この意味において RNRモデルと STモデルは同一の方向を向いた処遇モデルであると言える。一方③は PHG 獲得を実現する能力を向上させるという側面を持つ意味において、異なるベクトルを向いた処遇である。即ち①と②及び③それぞれのベクトル成分が正を示す処遇こそが有効な処遇であると言える。では、そのベクトルの成分をどのように計測すべきなのか。以下では特に①と②のベクトルの成分が正の方向に向かう度合いを測定するための尺度について提示する。

5. 有効な処遇を探る指標

上記の3点を定量的に計測する指標の1つとして SOC(Antonovsky1987:128)スケール(山崎2008:47)が有効であると考え(SOC 概念とレジリエンス概念の関係については(米田他2018:59)に詳しい)。SOC とは Antonovsky が提唱したストレスラーと危機に対する主観的対処能力であり、3つの下位尺度からなる。それぞれ、①把握可能感: 自らの置かれている、あるいは置かれるであろう状況のある程度予想でき、また理解できるという感覚、②処理可能感: 何とかなる、何とかやっつけられるという感覚で、自己肯定感情構成要素のうちセルフエスティームではなくセルフエフィカシーの強度を測る尺度、③有意味感: ストレスラー

への対処し甲斐も含め、日々の営みにやりがいや生きる意味を感じられる感覚、である。①把握可能感は、自身の周りの事象ははっきりとした因果関係のもとに成り立った予測可能なものであるため、その因果に自らが介入できるようになるという点で主体性に直結する概念と捉えられる。②処理可能感は、生成的活動時に社会から曝される困難や挫折を乗り越えるための能力として捉えられ、犯罪の一時中断にとどまらず、離脱に至るまでに必要となる力である。③有意味感は、まさに生成的活動が PHG を向上させているのを実感するのに必要な能力と捉えられる。よって、各下位尺度は LDS により導き出される犯罪離脱の必要要素と相互に関連しているため、有効と考えられる処遇を計測する一尺度として SOC スケールが有効であると理論づけられる。

6. 総括

刑罰の目的は、一般予防の名目のもと犯罪者を隔離することでもなければ、社会に都合の良い人格に改変することでもなく、本人が持つ性向や資質を肯定しながらうまく社会に適応しながら生きてもらうことにある。本報告ではそのような要請に応えられるような処遇の在り方を模索することで、現状では犯罪現象という枠組みの中で社会問題に挑戦することを目指した。

参考文献

- Andrews, D. A. & Bonta, J., et al., 1990, Does Correctional Treatment Works? A Psychologically Informed Meta-analysis, *Criminology* 28. pp.369-404.
- Antonovsky A., 1987, *Unraveling the Mystery of Health: How People Manage Stress and Stay Well*. Jossey-Bass publishers, San Francisco, p. 128.
- Feeley, M. M. & Simon, J., 1992, *The New Penology: Notes on the Emerging Strategy of Corrections and Its Implication*, *Criminology* 30, pp. 449-474.
- 小長井賀典, 2013, 『犯罪者の再統合コミュニティ』成文堂, 42 頁.
- シャッドマルナ著, 津富宏監訳, 2013, 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店, 56 頁.
- 山崎喜比古, 2008, 「ストレス対処能力概念 SOC の保険医療社会的含蓄とチャレンジ」保健医療社会学論集第 19 巻第 2 号 47 頁.
- 米田龍大他, 2018, 「首尾一貫感覚とレジリエンスの類似点と相違点に関する量的検討」北海道医

療大学看護福祉社会学部学会誌第 14 巻 1 号 59 頁.

4 刑罰権の所在と国際公秩序

安藤泰子(青山学院大学)

はじめに

本報告では、「刑罰権の所在とあり方」、そのサブ・タイトルに記された「国際社会・国民国家・地域社会・加害被害の関係性を通観して」のうち、国際社会及び国民国家に焦点をあて、これを中心として「刑罰権の所在と国際公秩序」に関する話題を提供した。

(1) 問題の所在

国際社会は前世紀の二つの大きな大戦を経て、ニュルンベルク・極東国際軍事裁判所のような臨時の(ad-hoc)裁判所ではなく、国際平和の確立を目指し常設の国際刑事裁判所設立条約規程(以下、「国際刑事法」という)を採択し、国際刑事裁判所(以下、「ICC」と略称)を 2003 年に創設するに至った。創設より既に 18 年が経過し、ICC では幾つもの事態の付託(国内法にいう事件)について審理が開始され、判決が言い渡されている。こうした観点から、国際刑事法は大きな発展をみせてきたといえる。

他方で、国際刑事法「学」についていえば、国際社会で起きている国際刑事法現象あるいは実務に関し合理的な説明を行うことができない状況にある点が指摘されなければならない。これを具体的に述べれば、自己付託や安保理付託が挙げられる。国際刑事法は補完性原則を採用しているため、特定の場合を除き基本的には個別国家の管轄権が優先的に行使され、それができない一定の場合に ICC が当該事態の審理を行うという枠組みを採っている。

ところが、国際社会では関係国家が自国の裁判管轄権のみならず刑罰権をも放棄して、これを ICC に付託するという、いわゆる自己付託が行われている。もとより ICC が行使する管轄権のみならず裁判権や刑罰権については、ICC 条約規程に加入した締約国が有する主権の一部を ICC に譲渡する。ICC は同条約の締約国から譲渡された主権の一部をその範囲で行使する、といういわゆる譲渡説が多数支持されてきたが、こうした譲渡説をもっては現在国際社会で行われている安保理付託を整合的に説明することはできず、また自己付託についても具体的な規定が置かれているわけではない。こうした問題について、いかなる理論をもって説明するのかにつき、国際刑事法学上の問題が存在する。

(2) 先行研究

このような理論上の問題がある点について、――

少なくとも2021年9月現在の国内において——これを指摘した先行研究はみられず、したがって理論構築の必要性を説く論考もみられない。

(3) 刑罰権の所在

ICC が行使する管轄権や刑罰権については、ICC 創設に至る過程で国際法委員会等により多くの審議や検討が重ねられてきた。その過程では既に指摘した通り、譲渡説が汎く支持されていた。他方で、ICC が扱う対象犯罪、すなわちジェノサイドや人道に対する犯罪、戦争犯罪や侵略犯罪については、ICC は「国際社会が固有に有する管轄権や刑罰権」を行使するという、いわゆる固有説も示されていた。あるいは対象犯罪については普遍的な管轄権が認められ、その普遍的管轄権に基づき審理が進められた後、有罪が確定した場合、刑罰権が行使されるという、いわゆる普遍説も示されていた。

(4) 刑罰権の所在とその行使形態

現在、多くの国では刑罰権国家独占原則、あるいは起訴独占原則が採用され、刑罰権は国家が一元的にこれを行使すると解されている。しかし、歴史を遡ってみれば、権力が集約化される以前の我が国の明治初期においては、社会が公訴権を有し、社会の代人たる検察官が社会のため社会の名においてこれを行使する、という——公訴権や刑罰権の基礎づけを社会に求める——いわゆる社会公訴権論・社会刑罰権論が主張されていた。また、ドイツの中世社会では、国王公訴権・刑罰権とともに領主公訴権・刑罰権が併存し、両者が二元的に行使されていた。これに拠れば、刑罰権は国家のみが独占するものでもなく、また必ずしも国家のみがこれを一元的に行使し得るものではない史実が確認される。

(5) 国際公秩序

譲渡説の根拠とされる国家刑罰権は、本来的には国家社会における秩序の維持を図ることを目的のひとつとしたものである。他方で、固有説は当該法益侵害を惹起した行為者に対し、国際社会が刑罰を科すという見解である。これまでの固有説に関する論考においては、管轄権に限って問題とされ、それ以上刑罰権や公秩序については議論の対象とされることもなく、ほぼ蚊帳の外に置かれていた。

しかし、固有説を管轄権や裁判権、刑罰権のみならず公秩序という観点から考察すれば、ここに、新たな公秩序概念が生起してきたことが判明する。固有説は、従来から主張されていた管轄権のみならず、国際社会で行使される刑罰権や訴追（公訴）権のみを基礎づけるとともに、「新たな秩序概念を生成」していた、あるいはこうした秩序を基礎として形成さ

れた概念であったと考えることができる。

国際社会に刑罰権の所在が認められた場合、そこには公秩序が観念され、その公秩序の維持をもって、——国家を媒介としつつも国際社会の構成員と捉えられ得る——究極的には、「人」が享受すべき法益を保護するという国際刑法の役割やそこに求められる機能がより明確となる。

(6) 固有説と国際公秩序

固有説は形而上の概念ではなく、ICC 創設にかかる国際法委員会ほかで示されていた概念である。また、刑事法の史的変遷ないし法制史学という観点から国際刑事法を考察すれば、国家が刑罰権を独占し、国家のみが起訴を行い得るという考えは、上に論じた通り現代の主権国家において採られている原則であり、歴史上これが絶対原則でないことが明らかとなる。刑罰権の行使をもって国家社会の秩序を維持するという国家刑罰権とは異なる、国際社会の秩序を維持することを主だった目的とする固有説が生成された。これは前世紀までにはみられなかった国際刑事法現象を説明するひとつの見解であり、特筆されるべき考え方である。

これまでは、国家刑罰権では説明し得ない安保理付託や、具体的規定を欠く自己付託に基づき行使される刑罰権の正統性ないしその根拠については、特段問題として挙げられることもなかった。換言すれば、譲渡説や固有説、普遍説は、ICC 創設にあたっての管轄権の問題として検討されてきたに過ぎず、これらの学説に関するその後の展開は注視されることもなかった。

しかしながら、「国際社会が固有に有する刑罰権を国際社会の名において行使するという固有説が示された」。本報告は、この意義をさらに精査する必要があると考える。ここに、従来からの個別国家における秩序とは異なる公秩序が観念されることとなった。国際刑事法に規定されたように、the most serious crimes of concern to the “international community” as a whole と、国際社会をひとつの社会共同体（コミュニティ）と捉えた上でコア・クライムの防止を図ろうとするならば、そこには「国際社会共同体の存続を維持するため」創設された国際刑事法につき、従来公秩序の問題として論じられてはこなかった「固有説と国際共同体における公秩序」の関連性が注視されるべきであると考えられる。

(7) 二元的公秩序

国際社会の秩序を維持し、もって国際平和に寄与することを目的とする国際刑事法の役割は、固有説によってさらに明らかとされる。「国際共同体全体としての関心事である最も重大な犯罪」については、

国際共同体が国際共同体の名においてその犯罪首謀者個人に対し刑罰を科すという、刑罰観が既に生成されていると考えられる。こうした刑罰観の生長はいうまでもなく国際共同体を背景として形成されてきたものであり、最終的な目的は国際共同体における公秩序の維持と考えることができる。ここに、公秩序における二元性が認められる。国家刑罰権は「本来」、国家社会における秩序を維持するために行使され得るものであり、他方で国際共同体において行使される刑罰権、とりわけ固有説に基づく刑罰権は、同共同体の秩序を維持しもって国際の平和に寄与するためのものと説明されることとなる。国際刑事法は補完性原則を採用しているため、同法における刑罰権の基礎づけについては、必ずしも国家刑罰権の譲渡のみをもって説明し尽くせるものではなく、刑罰権の併存という考えを採る余地が認められ、ここにかつて幾つかの国家社会で採用されていた刑罰権の二元的構造が容れられ得るものとする。

ICC で行使される刑罰権に関し、これを理論的な構成をもって説明しようとする場合、もとより譲渡説における刑罰権は本来個別国家における秩序を維持するため行使される刑罰権をいうのであって、これがなぜ譲渡によって——国際社会に適用ないし妥当し得る——刑罰権へと変質ないし変容するのか。そもそも刑罰権は譲渡可能な性質を有するののかという問題が存在するが、これに加え刑罰権は譲渡によってその内実、とりわけその対象や客体のみならずそこに観念される公秩序概念の変容までもが許容されるのか。事実の問題ではなく、上の問題を整合的に説明し得る理論が求められていると考える。

総括

本稿の「問題の所在」で指摘した国際刑事法上上の問題に対し、本報告は固有説をもって説明し得るものとする。すなわち、締約国付託に基づく刑罰権については国家刑罰権、他方で具体的規定を欠く自己付託や、譲渡説をもっては説明し得ない安保理付託については、固有説に基づくいわば国際刑罰権という二元的刑罰権論をもって上の問題を法理論上解決し得るものとする。そして、両者をもって「究極的には」国際社会全体の秩序を維持するという同法の機能を整合的に導き出すことができると考える。

参考文献

安藤泰子, 2020, 『公訴権と二元的刑罰権論』成文堂, 同, 2020, 「ワークショップ 12: 刑罰権の基礎づけと訴追問題」刑法雑誌 59(3): 173-178, 同, 2021. 10 投稿済 2022 公刊予定「ワークショップ 12: 国際刑事訴訟理論」刑法雑誌 61(3), 同, 2021, 「共通利益 Common Interests と国際公秩序」青山法学論集 63(1): 1-26, 同, 2021, 「対世的義務 Obligations

Erga Omnes と国際公秩序」青山ローフォーラム 10(1): 31-58, 同, 2021, 「強行規範 Jus Cogens と国際公秩序(一)」青山法学論集 63(2): 51-79, 同, 2021. 9 投稿済 2021. 12 公刊予定, 「強行規範 Jus Cogens と国際公秩序(二)」同 63(3), 同, 2021. 9 投稿済 2021. 12 公刊予定, 「刑法の分化史」同 63(3).

5 犯罪と刑罰の社会関係性について

新倉 修 (青山学院大学)

1. 議論の出発点を定めよう

議論の出発点は、「人が人を処罰する」というのはどういうことなのかという疑問にあった。鄭報告では、厳罰主義・重刑主義のトレンドがとりあげられているが、ヨーロッパの 70 年代から 80 年代は、非刑罰化・非施設化・非犯罪化がトレンドになろうとしていた。オランダのフルスマン教授は「刑法の廃止」を提唱していた。今日では、南アフリカが創始された「真実と和解委員会」による「赦し」(ウブント=連帯) やニュージーランドのマオリに伝わるとされる修復的正義=司法の実践活動も世界的に広がっており、「処罰」の社会性そのものが問われている。処罰という「社会関係」の構造と意味を整理してみたい。

- ① 処罰は人間の行為である。
- ② 処罰という人間の行為は、社会的関係性をもつ。
- ③ 処罰は社会関係である。
- ④ $A \rightarrow B$: 処罰という社会的行為・行動は、単体では存在しない。
- ⑤ 処罰(犯罪も同様であるが)は、社会的な連関・相互作用の中に埋め込まれている。
- ⑥ 単純化すれば、 $B \rightarrow A$ (犯罪=加害と被害): $A \rightarrow B$ (処罰=制裁と受容)

2. 『監獄の誕生』(1975 年)

ミシェル・フーコー (Michel Foucault) は、処罰は「権力的な関係」であることを出発点にした。監視と処罰 *surveiller et punir* という社会的行為に集約して、監獄の特性を分析した。

- ① 監獄は近代的な制度である。
- ② 近代社会の権力的関係は、裸の暴力による支配ではない。
- ③ 中世社会(農耕を基礎とした前工業化社会)における恩顧と献身・恭順という社会的関係の特徴にもつ権力的な支配とも異なる。
- ④ 近代社会の特質は、合意による支配(建前・社会契約論)であるが、監視と規律による権力的社会関係(支配と従属)においても、規範(社会的行動の範型)の内面化・社会化という「内実」をもつ。ここでは、社会が合意による関係性の形成という世界(婚姻・就業・契約・協議・評議などの経済的社会的文化的な領域)と合意によらない実力や強制力による関係性の形成(押し付け)という世界(犯罪や

処罰などの政治的社会的文化的な領域）とによって構成される二重構造をもつことが含意されている。

3. 前近代社会の構造

そこで、前近代社会の構造をどうとらえることができるのか。5つの指標を提示したい。

①身分制社会（生まれながらに区別・差別があり、能力ではなく血筋と地縁・つながり（共同体的な紐帯が重視される共同体 Gemeinschaft oder Gemeinde; commune)。ここでは、近代社会でも継承された性別役割分業社会であった。

②統治者の絶対的権力（無限の服従・生殺与奪権・初夜権 [すなわち、生殖＝生命の再生産そのものも管理・支配された]）

③統治の特徴は、恩顧と献身・恭順という社会関係を基軸とし、支配・被支配の非対称性（非互換性）を特徴とする。

④処罰は、犯罪によって傷つけられた君主の権力の回復であり、君主の支配性の確認（ヘーゲルの法の否定の否定という理念化された関係性に対して、肉体や個性・来歴などによって縁どられた関係性を意味する）であって、（君主の恩顧による共同体の平和＝秩序を乱した）反逆者に対する報復であった。

⑤犯罪は二分化しており、公的秩序に対する犯罪（宗教的・政治的権力への反逆・抵抗・不服従という社会性をもつもの。領民の殺害も、君主の支配対象（＝財産）である労働力を侵奪するという意味で公的秩序に対する犯罪に含まれる）と私的関係における犯罪（私人間の暴力・財産侵奪・誹謗中傷などの私的な社会関係における対立・紛争・いざこざ・いさかい）とははっきりした区別がされていた。前者には、死刑が多用されており、糾問的手続きが取られているのに対して、後者では、贖罪金が多用されており、弾劾の手続きや和解がとられている。

4. パノプティコンの象徴性・範例性と近代社会の構造

ジェレミー・ベンサムの提案によるパノプティコンは、監視と規律という社会関係の形成・維持に最適な構築物として、近代社会における社会性の範例とされた。テキサス州の刑務所に現存する施設があるが、実際、中心の円形競技場のような地面に立ってみると、檻に閉じ込められた被収容者がこちらを見下ろし、発言し格子を叩き、親和的な雰囲気は全く感じられなかった。被収容者間の相互の視線を遮るように格子の角度を変えないと実用には堪えない。

さて、前近代社会の構造と対比的に図式化すれば、近代社会も5つの指標をもって示される。

①身分制からの離脱（「身分から契約へ」という標語を見よ）。その内実は、平等権と自由権の保障が要であり、血筋や地縁に対して能力を重視する機能的な社会関係が主軸となる。

②統治者の相対化（身分から選挙へ）が最適な社会関係を創出するのであって、権力の固定化（独裁）は政治的腐敗をもたらす。

③内心の自由・自律的人格・参政権（統治への参加）が基本的な価値とされ、統治者の「総意」を形成するために議会制が重要な機能をもつ（法律による社会関係の創出＝法治主義。立憲主義につながる）。政治的な思想としては、自由主義（リベラリズム）が唱えられ、罪刑法定主義（事前予測性・一般意思の表明としての法治主義）もこれによって基礎づけられる。

④農耕社会から工業化（鉱工業・工場制工業・商業の発達）・都市化・資本主義化が進展する。自然災害に対するレジリエンスが高まり、規格化による流通・消費・生産の拡大が加速的に進展し、インタフェースの利便性の拡大によって世界的な規模での市場が登場し、流通・消費の加速的拡大が実現する。

⑤監視と規律という統治の作用が権力的関係の形成・維持・拡大に甚大な影響を与える。そこでは、学校教育による規律の内面化＝社会化と監獄における規律・改善更生とが、いわば相似的な社会的機関として社会的に重要な機能を営むことになる。一般市民に対する学校教育と非市民と位置付けられる犯罪者に対する監獄における処遇と指導が重要となり、ともに、近代社会における社会性の創出機能を果たす。

5. 市民社会論から見た処罰

社会の主要な担い手が「市民」（参政権を含む政治的な意思の形成に参加する主体）に移って、市民社会が形成された。ここでも、社会が守るべき対象としての位置付けとともに、処罰する主体として立ち現れる。

①守るべき対象（対等な個人の合意によって形成される法の世界）：自立した個人によって構成される商品交換社会・資本制再生産体制が想定される。

②処罰する主体（法の世界に対する侵害・事実行為に対して発動される権力的な作用＝事実の世界→ジャンглの法に対する文明の法＝処罰法・処罰権という構図）：政治的な統治機構（裁判所・検察・警察・監獄）が想定される。

その場合、統治の主体として国家の編成と共同体に根差した地方の編成にはさまざまなヴァリエーションがあり、処罰の内実もこれに応じて変容する可能性がある。

(ア) 国：単一国家・連邦国家・地域国家連合

(イ) 地方：地域圏・レジョン・都道府県・地方自治体・基礎自治体

6. 拡大する政治機構と基礎共同体

①巨大な政治機構の出現が、政治機構の拡大とともに出現する。国民国家の固有の権限とされていた刑罰

権が国境を超えて拡大し、「統治機関」としての国際機構や地域連合が歴史に登場し、処罰をめぐって独自の運動を展開する局面が生まれてきている。

国連や地域連合が刑事司法機関を創設し、独自に処罰機能を果たす場合が想定しうるが、むしろ現実的には、特殊な刑事司法機構は必要になるのかという問題である。ニュルンベルク裁判以来の国際刑事裁判の機構の編成を丹念にフォローする必要がある。

②処罰の主体としても見ると、基礎共同体が解体する現象や、処罰に代わる統治ないし共同体の「運営」には、非和解的・暴力的な関係性を克服するに当たって、脱処罰化の現象が生まれつつある。権力的な処罰に代わる寄合・和解・協議会などの修復的司法の試みがこれにあたる。

③最後に、処罰のない社会はありうるのかという問いかけが残る。まったくの「思考実験」でしかないが、処罰を必要としない理想社会（ユートピア）というイメージと処罰以前の予防的な相互監視がいきなり処罰を必要としない反理想社会（デストピア）というイメージが競合している。前者は、固有の統治機構をもないアナーキーな社会ということになるが、後者は、ジョージ・オーウェルが描いた超監視社会あるいは映画「マイノリティ・リポート」が描く超監視社会ということになる。

また、アノミーが第三極として想定しうるが、しかしこれは、個人が社会性を失って浮遊するような状態を意味するので、社会とは呼べない。ここに含める意味は乏しい。

1980年代、リベラリズムが隆盛であった時代には、過剰な刑罰制度を緩和するためにさまざまな工夫があった。オランダのフルスマンの提唱した刑法廃止論（abolitionism）は、その一方の極であったが、フランスのデルマス＝マルティは、さまざまな類型の刑事政策モデルを提示し、それが動態的に変化することを理論化しようとした。その営為は、ヨーロッパ刑法典の試作にまで及んでいるが、まだ完結していない。「処罰」という権力的行為に向き合いながら、レヴァイアサンと呼ばれる「怪物」を克服する道があるはずである。

文献

新倉修, 1991, 「現代フランスにおける刑事政策の転換と展開」『柏木千秋先生喜寿記念論文集 近代刑事法の理念と現実』立花書房。

Mireille. Delmas-Marty, 1983, *Modèles et Mouvements de Politique Criminelle*, Economica.

Michel Foucault, 1975, *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Gallimard.

Marc Ancel, 1985, *La défense sociale*, PUF

《 que-sais-je ? 》。

Louk Hulsman et Jacqueline Bernat de Celis, 1982, *Peines perdues*, Le Centurion.

Louk Hulsman, 1975, *Défense sociale nouvelle et critère de décriminalisation*, *Recueil Marc Ancel*, Pedone.

William A. Schabas, 2018, *The Trial of the Kaizer*, Oxford University Press.

赤池一将, 2021, 「刑事政策理念と再犯予防」, 『犯罪社会学研究』46号。

6 議論

各報告者に対するフロアからの質疑については、以下の通りである。

第一報告に対しては、幾つかの質疑が向けられたが、通信エラーのため、報告者は途中退席を余儀なくされた。厳罰主義批判の後の展開に関する質問については、司会の新倉会員が、正義論に基づく謙抑主義の刑事政策の検討を予定していると回答した。

第二報告に対しては、谷家会員より、薬物依存症回復自助グループであるダルクにおいて、SOC スケールを適用した際 SOC スケールの質問項目自体が抽象的で、理解が容易でない被験者の存在の可能性を想定する必要があるのではないかという質問があった。これに対して報告者（土ケ内会員）は、SOC スケールを使用した際には想定し得なかったが、知的理解度に一定程度の問題を抱える人たちが使うにあたっては、質問項目内容を改善することへの検討の必要性が求められることが判明したと回答した。

第三報告に対しては、本報告にいう国際公秩序とは何か。また、ICC で対象とされる犯罪については、GAF A のような国際的な大企業や組織がその対象とされてはいないのか、との質問が向けられた。前者については、本報告にいう国際公秩序は、従来の国際法によって形成または維持されてきた秩序をいうのではなく、国際刑法を含む個人責任法において維持されるあるいは維持されるべき公秩序を指すという回答が得られた。また、後者については、ICC 創設に当たっての国際法委員会や各国の代表団によって、質問者から指摘のあった大企業や組織が、国際刑法の行為主体として認められるべきであるとの議論もあり、とりわけフランスから強い主張がなされたが、他方で多くの諸国における刑法典では企業や組織を行為主体として認めるには至っていないという現状から、大企業や組織を行為主体とすることは容れられなかったとの説明があった。

第四報告に対しては、質疑の中で、津富会員は、処罰する主体に応じた問題提起に対して、処罰される側がだれなのか、どのような特性が処罰に関わるのかなどを含めて、処罰される主体の変容を変数と

する分析について検討することを示唆した。さらに違法行為の責任を個人に問うのではなく、共同体で引き受けるという考え方に転換する時期が近づいてきているのではないかと、という点を示唆した。

また赤池会員の論評は次の通りである。すなわち、従来のな起点（犯罪）に対する反作用（刑罰）として捉える視点ではなく、刑罰の形態変化（たとえばルッシュ＝キルヒハイマーの議論等）に着目した視点からの刑罰理論を模索すべきである。また、フォーコーは『監獄の誕生』以降に思索を深め、処罰が時代を新しくするにつれて①法メカニズム（法を犯す行為に対して科されるもの）、②規律メカニズム（規律を犯す行為に対して科されるもの）、③安全メカニズム（安全を犯す行為に対して科されるもので、刑務所システムの後の世界で適用されるもの）に変化するとしている。今後の課題として、社会を統治、管理、支配することで成り立たせようとしている現在の処罰システムに変わる、③安全メカニズムを見据えた処罰理論の構築が必要となるのではないかと。

石塚会員の論評は、次のようであった。すなわち、これまでは、犯罪の原因は貧困にあり、その克服が刑罰政策の課題であると考え、16世紀後半のアムステルダム懲治場に自由権の起源を求め、19世紀のパノプティコンに紀律の内面化を託したとする近代自由刑論は、このメカニズムを明らかにした。しかし、絶対的あるいは相対的な貧困と経済格差の中で、犯罪者のレッテルを貼り、監獄や刑務所で教育するというスキームは、もはや現状を説明できなくなっているようである。刑法犯認知件数も刑務所人口も減っているのに、人びとの安全に関する関心は高まっている。モラルパニック論は犯罪の増加は説明したが、犯罪の減少を説明できていない。若い人たちは、アンテナを研ぎ澄まし、新しい犯罪学のパラダイムを構築してほしい、と。

7 総括

本セッションは、犯罪に対する社会的な対応が刑罰に集約されたり過重な刑罰が選択されたりする「刑罰ポピュリズム」「厳罰主義」の形態や根拠・要因を探り、脱処罰化・非刑罰化の刑事政策の可能性を模索するもの（第一報告）であり、客体とされる者（犯罪者）の有りようとの関連性も取り扱われるべきとの課題が示された。また、処遇困難者に目を向けると「規律化」ではない処遇の可能性にも視野を広げること（第二報告）も重要な課題になっている。さらに国際的な広がりをもつ重大な犯罪に対しては、国民国家を超えた処罰主体が形成され、その正統性や射程を検討する上で、「国際公秩序」という概念の提案も必要になることが明らかになった。最

後に、近代社会が変容して、処罰の社会的関係性も変化すると見る場合に、分析枠組みをいっそう精錬する必要性も共有することができたと思われる。

本セッションは、広汎な域に亘ったテーマ設定であったにもかかわらず、貴重なコメントやご提案をいただいたことは感謝に堪えない。これらを今後の研究発展に活かしたい。とりわけ石塚会員が指摘しているような「犯罪・非行の減少」にもかかわらず「安全・安心への要求が高まる」というように、一見すると、パラドクスに見える現状を正確に分析して、処罰という権力的な社会関係を止揚する理論構築を目指したい。

[文責]

1 企画趣旨の報告概要および2：鄭裕静、1 企画趣旨の報告概要および3：土ヶ内一貴、1 企画趣旨の報告概要および5：新倉修、上記以外のすべてについては、安藤泰子。

刑事分野弁護士活動の弁護士業務全体における位置づけと高度化・多様化に関する 総合的研究——ウェブ調査とインタビュー調査によって——

○宮澤節生（神戸大学名誉教授）
久保山力也（大阪大谷大学）
武蔵勝宏（同志社大学）
畑浩人（広島大学）
大塚浩（奈良女子大学）
上石圭一（追手門学院大学）

指定討論者：西村健（弁護士）

1. このテーマセッションの構成・背景・目的 宮澤節生（神戸大学名誉教授）

(1) このテーマセッションの構成

このテーマセッションの構成はこの要旨の構成と同一なので、ここでは省略する。

(2) このテーマセッションの背景

1990年代後期の日本の刑事裁判における弁護活動を目撃したジョンソン（2004:90-110）は、日本の刑事弁護は若手や中年の弁護士にとっては依頼人のために大胆な弁護活動が行えないために魅力がなく、70歳以上の高齢者が主として担当していて、検察官に協調的な活動を行って寛大な処分を要請するスタイルが支配的であると述べていた。畑の研究（1993、1998）は、少数ながら検察官と対峙する弁護活動を行う弁護士の存在を報告していたが、弁護士界内部での支配的見解も、ジョンソンと共通であったと言える。そして、弁護士の多くが検察協調的な弁護活動を行う要因としては、被疑者に対する国選弁護制度がないために、多くの事件で弁護士は捜査が終わった時点でしか手続に参加しえないことをはじめとして、法制度が弁護士に対して著しく不利に作られていることや、国選弁護報酬が低いために経済的インセンティブが乏しいこと、刑事弁護の専門化・組織化が遅れていて検察官に対抗しうる能力を持つ弁護士が少ないことなどが挙げられていた。

そこで、弁護士界内部や、研究者からは、取調べの可視化、弁護人の早期選任制度、公設弁護人制度の創設、国選弁護報酬の改善などが提唱されていた。

そして、2001年の司法制度改革審議会の最終報告に基づいて、被疑者国選制度、法テラス法律事務所の常勤弁護士、公判前手続における証拠開示の拡大、裁判員裁判における口頭主義的な公判運営などが導入され、弁護士会側でも研修活動が強化され、刑事弁護に注力する都市型公設事務所が設立されるなど、刑事弁護能力の向上と組織化を目指す努力が展開された。

それでは、刑事弁護は現実にもどのように変化してきたのか。依頼者の利益を最優先に考える弁護活動

は「熱心弁護」（zealous advocacy）と呼ばれる。弁護士職務基本規程の、「被疑者および被告人の・・・権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努め」（第46条）、「必要な接見の確保及び身体拘束からの解放に努め」（第47条）、「黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い、防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し、必要な対抗措置をとるよう努める」（第48条）という規程は、そのことの規範的表現と理解することができる。また、ある弁護士集団の、「呼ばれればすぐに接見に赴くフットワーク、人質司法打破へ向けた熱意のこもった準抗告の起案、飽くことのない尋問準備、粘り強い示談交渉」という記述は、それらの規範に一致する具体的行動の記述と理解することができる。日本では「依頼者の利益を最大化することを至上目的とする弁護士論が主流を占めたことは一度もなかった」と評されるが、その方向へどの程度、またどのように変化しつつあるかを解明することは、刑事法分野における法社会学的研究の重要なテーマであろう。そこで私は、そのような意味での刑事弁護の高度化をテーマとする調査プロジェクトを企画した。すなわち、刑事弁護の「高度化」に関するプロジェクトである。

しかし、刑事分野における弁護士活動の変化は、刑事弁護の「高度化」だけにとどまらない。刑事裁判への犯罪被害者参加制度導入に伴って国選犯罪被害者弁護人制度の導入が導入された。さらに、修復的司法、治療的司法、司法ソーシャルワークなど、伝統的刑事弁護とは異なる弁護士活動も登場してきた。他方、刑事弁護に注力する法律事務所でも、インターネットを利用して依頼者を獲得する形態が急速に成長している。そこで、刑事分野における弁護士活動の「多様化」の状況をも把握したいと考えた。

これらの2つの焦点をもって、2017年に「刑事分野弁護士活動研究会」を組織し、2018年度から3年間の科研費を獲得した（基盤研究(B)18H00803）。このテーマセッションは、その3年間の調査プロジェクトの現時点での主要な知見のうち、刑事弁護の「高

度化」に焦点を合わせている。

(3) これまでの調査活動と成果

これまでの調査活動は、5期に分けることのできるインタビュー調査と、全国弁護士のランダムサンプルに対するウェブを用いた質問紙調査によって構成される。以下のとおりである。

第一期インタビュー：2018年5月～2019年1月：刑事弁護で高い評価を得ている弁護士をスノーボール的に抽出し、28件のインタビューを行った。地域は千葉県から福岡県の間で、一般法律事務所、都市型公設事務所、法テラス法律事務所という3つのタイプを含んでいた。都市型公設と法テラスでは、必ずしも刑事弁護に注力していない事務所も、比較のために含めた。毎回質問リストを用意して、宮澤のほか最低1名の研究会メンバーがインタビューを行った。インタビューの長さは1時間から1時間半で、録音反訳を対象弁護士に点検してもらった。

2019年5月：日本法社会学会学術大会においてミニシンポジウムを開催し、その報告内容を、宮澤・平山・菅野・武蔵・上石・橋場・大塚（2019）および宮澤・平山・菅野・大塚・橋場・上石（2020）として発表した。

第二期インタビュー：2019年2月～8月：第一期と同じ方法で18件の対面インタビューを実施した。地域は北海道から沖縄県まで。

第三期インタビュー：2019年12月～2020年2月：第一期と同じ方法で11件の対面インタビューを実施した。地域は群馬県から香川県まで。

ウェブ調査：2020年3月～4月：刑事分野弁護士活動に関する代表性のあるデータを収集し、それを弁護士業務の全体構造の中で分析することを目指した。武士侯敦（福岡大学）が指揮し、全国の弁護士4,672人のサンプルから914人の有効回答を得た。その第1報と第2報を、武士侯・上石・久保山・宮澤（2021）および武士侯・久保山・上石・畑・高平・池永・宮澤（2021）として発表した。

第四期インタビュー：2020年8月～12月：ウェブ調査で業務時間の25%以上が刑事分野であるという弁護士にインタビュー調査への同意を求めたところ、20数名から同意があったので、そのうち21名と、主としてZoomでインタビューを行った。インタビュー前に改めて質問紙への回答を求め、それに基づいて宮澤とメンバー1名がインタビューした。地域は北海道から長崎県に及んだ。ネット集客型事務所に所属する弁護士、官公庁に勤務する弁護士、および犯罪被害者支援に注力する弁護士が、初めて現れた。

第五期インタビュー：2021年5月～8月：第四期までのインタビューとウェブ調査には「多様化」の観点に合致するケースがごく少数しか含まれていな

いため、犯罪被害者支援、修復的司法、治療的司法、ネット集客型に該当する弁護士をスノーボール式にコンタクトし、主としてZoomで、11件のインタビューを行った。科研費終了後のため、日弁連法務研究財団から補助金を得た。反訳データが未確定のため、今回は使用しない。「多様化」に焦点を合わせた報告は、別の機会に行いたい。

2. 弁護士業務の全体構造の中での刑事分野活動の分化と位置づけ 久保山力也（大阪大谷大学）

(1) 本報告の目的

上記第2報を中心にウェブ調査の主要な知見を報告する。質問は基本的に、2020年1月～12月の状況について質問している。

(2) 依頼者への法サービス提供

週当たり総活動時間は平均50.6時間で、平均して、「通常業務」67.2%、「法テラス業務」13.1%、「公益業務」4.1%、「弁護士会関係活動」7.0%、「事務所経営管理関係活動」4.8%、「その他」3.7%。

依頼者への法サービス提供（通常業務・法テラス業務・公益業務の合計）に占める領域別時間配分は、平均して、「民事行政分野の個人依頼者」が最も多くて45.3%、「国選・私選刑事弁護」は11.2%、「国選・私選少年付添」は0.9%、「国選・私選被害者支援」は0.3%。「その他の刑事分野」への自由回答は皆無。

(3) 民事分野と刑事分野の関係の構造的把握

「民事行政分野の個人依頼者」（Q11-1）、「民事行政分野の中小企業依頼者」（Q11-2）、「民事行政分野の大企業依頼者」（Q11-3）、「民事行政分野の官公庁依頼者」（Q11-4）、「国選弁護」（Q11-6）、「私選弁護」（Q11-7）、「国選少年付添」（Q11-8）、「私選少年付添」（Q11-9）、「国選被害者支援」（Q11-10）、「私選被害者支援」（Q11-11）の業務時間割合の間でピアソン相関係数を計算し、それに対して階層クラスター分析を行うと、下記のデンドログラムが形成され、下記の3つのクラスターが識別できる。

クラスターA：「国選被害者支援」（Q11-10）、「私選被害者支援」（Q11-11）、「民事行政分野の個人依頼者」（Q11-1）。

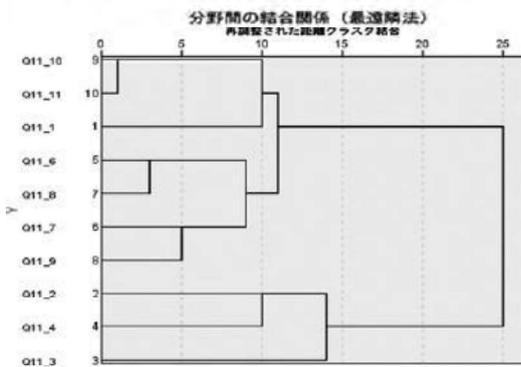
クラスターB：「国選弁護」（Q11-6）、「私選弁護」（Q11-7）、「国選少年付添」（Q11-8）、「私選少年付添」（Q11-9）。

クラスターC：「民事行政分野の中小企業依頼者」（Q11-2）、「民事行政分野の大企業依頼者」（Q11-3）、「民事行政分野の官公庁依頼者」（Q11-4）。

すなわち、クラスターCは刑事分野と最も遠い関係にあるが、刑事分野でも「刑事弁護」「少年付添」と「犯罪被害者支援」はかなり遠い関係にあり、「犯罪被害者支援」はむしろ「民事行政分野の個人依頼者業務」の延長上にある。したがって、「刑事弁護」

「少年付添」と「犯罪被害者支援」を一括して分析すべきではないということになる。

図1：業務分野間の関係（デンドログラム）



(4) 刑事分野に対する時間配分の構成

「国選弁護も私選弁護もまったく行っていない者」36%、「国選弁護のみ行っている者」32%、「私選弁護のみ行っている者」7.2%、「国選弁護・私選弁護を両方行っている者」24.8%である。「裁判員裁判経験者」は30.1%であり、「被害者参加経験者」は5.7%である。

(5) 業務分野に対する評価からみた刑事分野業務の位置づけ

2008年弁護士全国調査（宮澤・久保山 2011）と2010年経済基盤調査（日本弁護士連合会 2011）は、37あるいは39の業務分野について、「知的・技術的難易度」「社会的意義」「収益性」が高いと思うかどうかを評価させている（二値法）。そこで、本調査では、日弁連経済基盤調査において「難易度」「意義」「収益性」のそれぞれでトップ3位までの分野に「刑事弁護」「少年事件」「被害者支援」を加えた12分野について、同じ評価を求めた。さらに、いわゆるシカゴ調査（ハインツ他 2019）が業務分野の「威信」を評価させていることを参考にして、「他の多くの弁護士から尊敬される」と思うかどうか（尊敬度）も尋ねた。評価は5件法で求めたが、各分野の評価は上位2つの評価の合計で計算した。

「知的・技術的難易度」で「刑事弁護」は11位、「少年事件」は8位、「被害者支援」は10位、「社会的意義」で「刑事弁護」は5位、「少年事件」は3位、「被害者支援」は6位、「収益性」で「刑事弁護」は9位、「少年事件」は12位、「被害者支援」は10位、「尊敬度」で「刑事弁護」は5位、「少年事件」は4位、「被害者支援」は6位であった。「社会的意義」評価と「尊敬度」評価は相関している。刑事分野の3分野の「社会的意義」評価は中位よりも上にあるが、2008年調査・2010年経済基盤調査と比較するとやや低下している。

(6) 「熱心弁護」に取り組む傾向が高い弁護士

過去1年間に「黙秘を勧めた」「取り調べの録音・録画を求めた」「取り調べに立会いを求めた」という弁護士の割合は、都市型公設事務所と法テラス法律

事務所の所属弁護士で相対的に高い。

(7) 収入と刑事弁護

総収入に占める刑事分野の割合は、最小0（349ケース）、最大100（5ケース）、平均7.1%、中央値3%。旧試験合格者では、年齢が高いほど所得が低く、刑事弁護割合が増えると所得が低下するが、新試験合格者では、年齢が高いほど所得が高い。

(8) 業務への満足度と不安感

重回帰分析では刑事分野への時間割合は全般的満足度に影響しないが、クロス表分析では満足度を有意に低下させるので、再分析の必要がある。刑事分野の時間割合は、将来への不安感と相関している。

3. 委員会活動・研修活動・制度改革等への取り組みとそのインパクト 武蔵勝宏（同志社大学）

(1) ウェブ調査の結果

弁護士会関係の活動にあてられる時間は、5%未満が33.9%、5-19%が56.5%、20-39%が9%である。刑事分野の委員会に参加している割合は、所属弁護士会で20%、弁連で1.8%、日弁連で3.7%、弁護士の任意団体が3.4%である。

定期的に刑事弁護研修を受けている者は14.9%である。刑事弁護は一定の専門的研修を受けた者だけが担当すべきだという意見は27.3%しかないが、裁判員裁判について肯定する者は53.5%に上る。

所属弁護士会の国選弁護人担当者名簿に登録している者は60.0%、裁判員裁判担当者名簿に登録した者は17.5%である。自分の地域で裁判員裁判に一定の条件を付した場合に担当者が不足すると回答した者10.4%、不足しないと回答した者39.3%である。

(2) インタビュー調査から

法科大学院が崩壊しつつある現在、司法研修所の刑弁教官の役割が大きくなっている。

被疑者国選弁護制度の創設と拡充によって、被疑者弁護が充実し、黙秘を勧めることが標準化している。その結果、不起訴事件が増加している。取調べの可視化によって、以前よりも黙秘させやすくなったという認識と、捜査機関側に利用されているという認識が混在している。取調べへの立会い要求については、拒否されても任意性を争う根拠として使えるという認識がある一方、要求した経験がある者はほとんどなく、日弁連の運動は浸透していない。

4. 前半へのコメント 西村健（弁護士）

弁護士は、自らの仕事を客観的に分析しようと発想することはほとんどない。その観点から、刑事弁護の現状を客観的に分析評価する研究を行っていたことに敬意を表したい。私自身も、この研究に参加させていただくことを通じて、改めて、いろいろな課題があることに気づかされている。

宮澤報告の指摘について、1990年代と現在では、制度が大きく変わっている。端的に言えば、刑事弁護人の武器が増えた。例えば、被疑者国選制度の創設、証拠開示制度の創設、裁判員裁判の開始である。被疑者段階から国選弁護人が選任されることによって、黙秘のアドバイスが増えてきた。証拠開示によって、多くの証拠に接することができるようになった。裁判員裁判の開始によって、今まで以上に法廷技術を向上させようという機運が高まった。これら制度改革は、戦わない刑事弁護から戦うことができる刑事弁護に変わってきた大きな要因と考える。

久保山報告の指摘の中で、刑事弁護人と犯罪被害者代理人の分化という点は、私もそのように認識している。かつては、犯罪被害者の代理人をやる弁護士の多くも、刑事弁護もやりつつ犯罪被害者の代理人をやるという感じであったと思う。被疑者・被告人弁護の経験が、犯罪被害者代理人の活動に参考となるし、逆に、犯罪被害者代理人の経験が、被疑者・被告人弁護の活動に参考になるという発想からだったと思う。ところが、最近では、どちらか一方のみ行うという弁護士が増えてきているように思う。そうだとすると、他方の経験を活かすことが困難となり、果たして適切な活動ができるのかという懸念がある。

武蔵報告の指摘の中で、弁護士会の頑張りをご指摘いただいた。たしかにそうだと思う。しかし、社会の中には、その活動に対する批判的見方があることを念頭に置く必要性を感じている。例えば、大阪弁護士会は、勾留全件準抗告運動を行うとともに、弁護士会が報酬を支給する制度を実施し始めた。これに対して、人質司法の打破に対する一定の効果を認めつつ、乱発の懸念が報道された。ただ、まだ始まったばかりであって、乱発可能性を議論するような状況ではないと思う。弁護士会の活動を理解していただくことの困難性を実感した。

5. 一般事務所における『熱心弁護』高度化の現状・原因・課題 畑浩人（広島大学）

(1) 刑事弁護活動の構図

第1報[表4-6]からみると、刑事弁護の主たる担い手は、法科大学院修了者の参入による法曹人口増大の結果、若手中心に移行したように思われる。背景にある制度変更として、被疑者国選の導入と拡張、法テラスによる事件配点による新規参入者への事件分散、裁判員裁判と連動した技術的習熟の必要性などを挙げることができる。これに弁護士会が対応し、受任登録者の増加、研修・指導の強化による刑事弁護の高度化、新しい基本動作の普及による底上げ、専門職の使命が強調されたことによる技術的な発展、弁護役市場の活性化などが見られる。

(2) 「熱心弁護」の現状

司法統計によれば、第一審における否認率が上昇しており、特に地裁において有意な上昇がみられる。

ウェブ調査[問11]における私選と国選の割合を検討すると、まず国選から刑事弁護に入って、それを継続することで刑事弁護の比重が高まり、「熱心さ」の評判が形成されると、私選に専念するようになり、さらに情熱を傾けることによって私選が増えていくという展開が推測される。ウェブ調査[問19]の「黙秘を勧めた経験」を見ると、旧試験組よりも新試験組のほうが積極的である。

(3) 刑事分野への人権問題としての関心と必要な技能への関心の発生時期

第2報[表4-5]（複数選択）によれば、人権問題としての関心が生じた時期は、「大学時代」39.0%、「弁護士登録後先輩との交流で」33.8%、「司法修習」31.2%で、「法科大学院の刑事法関連授業」は20.8%、「同臨床科目」は5.2%にすぎない。新試験組でも法科大学院での経験は上位に現れない。

第2報[表4-6]（同上）によれば、刑事分野に必要な技能への関心が生じた時期は、「司法修習」と「弁護士登録後先輩との交流で」がともに48.6%であるのに対して、法科大学院での刑事法関連授業・臨床科目ははるかに少ない。このパターンは新試験組でも変わらない。

これらの結果は、一部の法科大学院出身者がインタビューで法科大学院での経験を最大の要因として挙げているのと対照的である。そのような法科大学院はきわめて少数であることと、より直近の経験のほうが強く記憶に残る可能性など、刑事分野への関心の形成過程をさらに検討する必要がある。

(4) 刑事弁護業務を支える要因

ウェブ調査で業務時間の25%以上を刑事分野に投入している者にその理由を回答させた（重複選択）。主観面で最大（34.8%）のものは義務感であり、技能への関心、人権問題としての関心、自分に向いているという認識、成果が上がるという認識などが続いた。客観面で最大（73.3%）のものは依頼があるということであり、事務所の理解・容認、他分野が少ない、事件終結が早く採算性があるという認識などが続いた。

6. 刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務所と法テラス法律事務所の現状と課題 大塚浩（奈良女子大学）

(1) 分析対象

いずれも刑事弁護に注力しているという評価がある。大規模弁護士会の刑事対応公設事務所A・B、大都市隣接中規模会の刑事対応公設事務所C。大都市の地裁支部管内の法テラスB、大都市隣接中規模会の法テラスC・D、地方都市小規模会の法テラスF・L。

(2) 設立背景

公設では、Aは2004年、Bは2001年、Cは2008年。裁判員制度と被疑者国選対応という点で共通。公設Cは会内の刑事弁護状況の具体的改善という状況も。

法テラスでは、B・C・Dは2006年、F・Lは2007年。公設と同様に、地域の刑事弁護の担い手として、国選の対象拡大や裁判員裁判対応などを期待されて開設。

(3) 組織概要

公設では、Aは弁護士8人から18人へ、Bは11人から5人へ、Cは2人から6人へ。B・Cは法人。4～5年在籍が一般的。B・Cの所長は開設時からで、法人社員として主導的立場。

法テラスでは、Bは弁護士2人から6人へ、Cは2人、Dは2人から6人を経て4人へ、Fは1人（元裁判官）から4人へ、Lは1人から2人へ。L以外ではシニア弁護士が在籍しており、期の若い弁護士の指導・助言。

(4) 都市型公設の財政基盤

弁護士会からの貸付、給付型援助金、賃料援助等による支援。Aは売上も他の2倍。Cは人件費支援があり、弁護士会の支援体制は厚い。

(5) 事件割合

公設では、Aは件数で刑事3割、時間で5割、Bは件数で6割、売上で7割、Cは件数・時間とも民事のほうが多い。A・Cは刑事のみで収入を上げるのは難しい。Aは法律相談センターが隣接しており、民事・家事・クレサラが多い。

法テラスでは、Bは時間で刑事7割、件数は民事が多い、Cは刑事4割、Dは代表弁護士が刑事のみ、他は民刑両方、Fは刑事が8割、県内国選の4分の1、代表弁護士はほとんど刑事、Lは時間で刑事4割、件数では民事8割。D・Fは刑事専門化しており、他も一般事務所に比べれば刑事へのエフォート投入が大きい。

(6) 都市型公設の受任経路

B・Cの所長はベテラン刑事弁護士として著名であり、個人宛依頼が中心。ただし私選は事件数減少。Cは会内難事件の最後の砦という印象。いずれも国選を優先的に割り当てる仕組みはなく、事件数減少と併せて経営基盤は弱まっている。

(7) 刑事弁護拠点機能

公設では、A・Bは刑事弁護担い手の要請に成果。Cは特別案件・死刑相当事件など担い手がみつからない事件の処理に比重。いずれも難度の高い裁判員裁判で重要な役割。

法テラスでは、F・Lは地域の国選事件処理に量的に大きく貢献。公設同様に各事務所が刑弁委員会派遣事件など難事件に備え、実際受任している。

(8) 都市型公設の現状整理と課題

刑事対応公設事務所は、刑事弁護高度化の進展に寄与してきたといえるが、このような事務所がさらに拡大するという傾向にはない。新規の設置が困難でも果たしてきた役割を考えると、現状の事務所の維持が望ましいが、Bのように事務所そのものが消滅するケースもある。むしろ縮小傾向にあることの背景として、インタビューからは、①刑事専門事務所の維持が弁護士会の財政支援（Bで閉所まで総額約3億円）に支えられていることへの理解を得ることが困難なことや、②就職難が改善し相対的に任期制の公設事務所の人気低下していること、③刑事事件数の減少が特に私選事件数の減少を招いているらしいこと、④公設事務所の財務状況は、国選特に高額報酬の裁判員裁判事件が優先的に配分されることで改善されるかもしれないが、会内弁護士との関係上国選の優先配分は不可能、といった点が推測される。しかし、私選の減少があるとはいえ、裁判員裁判での役割や、刑事に注力する事務所の財政的基盤の脆弱さを考えると、縮小傾向は、刑事弁護の組織的基盤の強化のためにプラスとは言えない。

公設事務所の役割を担う代替の態勢として、刑事弁護に高度の能力を有する弁護士個人や事務所のネットワーク化で事務所相互間のサポート体制を構築できれば難事件や裁判員事件の複数選任対応、若手養成の役割が可能かもしれない。ただし、そうした可能性は大都市弁護士会に限られるであろう。

(9) 法テラス法律事務所の現状整理と課題

組織的基盤という点で、法テラスにおける経済的基盤の安定性とそれによる事件処理集中のメリットが目目される。そのような組織的環境において、事務所内での事件処理における協力関係や若手養成のための様々な取り組みがより容易になっており、それらが「高度化」に寄与している面がある。ただし、高品質な刑事弁護の総量という点でいうと、法テラススタッフ弁護士の人気下降により人員が不足し始める可能性があることと、弁護士会との関係によって法テラス法律事務所の果たしうる役割は大きな影響を受けることから、全国で同様にレベルの高い刑事弁護が法テラス法律事務所によって提供される体制とはなっていないという課題がある。

7. 刑事分野における弁護活動の経済的側面と満足感・不安感 上石圭一（追手門学院大学）

(1) 刑事弁護の担い手の変化

かつて中心的担い手と言われていた若手と高齢ヤメ検以外にも刑事弁護を担うようになった。大都市圏では、国選を若手が取り合うこともある。高齢ヤメ検は減少しており、中堅ヤメ検の増加が見られる。ヤメ検も犯罪被害者支援など、新たな分野に進出し

ている可能性がある。ネット集客型事務所が現れており、コストパフォーマンスを重視して、弁護士役割像が従来の支配的観念と異なる可能性がある。しかし、大都市圏以外では困難と考えられる。

(2) 刑事弁護の経済的基盤

弁護士間の競争激化は、少なくとも大都市では事実である。私選弁護報酬は、報酬規程通りに請求できないケースもある。国選弁護報酬は、裁判員裁判では改善したが、一般的にはなお不十分。しかし、競争激化のため、それでも確実な収入源として、若手は取り合っている。国選弁護報酬の引き上げが必要だが、現状では、収入源としての競争を激化させる可能性もある。したがって、弁護の質をチェックするシステムが必要であろう。

(3) 刑事弁護に携わる弁護士の職業満足度

弁護士は、全体的に満足度が高い。しかし、刑事弁護に費やす時間割合が高いと、収入に対する不満が高くなる傾向がある。実際、刑事弁護に費やす時間割合が高いと所得は低下する傾向があり、刑事弁護のコストパフォーマンスは低い。労働管理の自由度については、刑事弁護は特に時間に拘束されている感じが強い。

8. 後半へのコメント 西村健（弁護士）

畑報告で、否認率の上昇が指摘された。私も、証拠開示の拡充も一因となっていると思う。被告人がいくら自らの主張を訴えても、証拠がなければ法廷で主張することは困難である。開示された証拠の中に、被告人の主張を裏付ける証拠があれば、法廷での主張が可能となる。また、『季刊刑事弁護』という刑事弁護専門雑誌の存在も大きいと思う。そこでは、弁護実践の共有化や理論の深化等が熱く戦わされている。この雑誌の発刊は1995年で、日々その内容が充実化していると思う。

大塚報告で、公設事務所の分析がなされた。大阪の公設事務所が閉鎖されたのは残念である。ひとつの要因として、大阪弁護士会では難事件でも担当することができる弁護士が相当数存在していることが指摘できると思う。そのため、難事件の受け皿という位置づけが弱かったのではないかと思う。他方、いくら難事件を担当できる弁護士がいても、あくまで個人にすぎない。そこで、個々の弁護士の活動をサポートする弁護士会の役割も、ますます重要になってくると思う。

上石報告で、ネット集客型事務所の存在が指摘された。私自身は、ネット集客型事務所の実態を知らない。ただ、熱心弁護という観点から、不適切な弁護活動が行われていないかどうかの懸念が存在している。この点、この研究において個別面接も実施されており、その面接の中では、不適切な印象は受け

ていないと聞き、安心している。他方、熱心弁護という観点からすれば、ネット集客型事務所の弁護士より優れた弁護活動を行う個人事務所の弁護士も数多く存在していると思う。それ故、ネット社会において市民が刑事弁護の必要性を感じたとき、より優れた法的サービスを提供する個人事務所にどのように行くことができるのかが大きな課題であるという指摘はもつともである。

文献

- 武士侯教・上石圭一・久保山力也・宮澤節生、2021、「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造—2020年全国弁護士ウェブ調査第1報—」福岡大学法学論叢 65(4):895-968.
- 武士侯教・久保山力也・上石圭一・畑浩人・高平奇恵・池永知樹・宮澤節生、2021、「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析—2020年全国弁護士ウェブ調査第2報—」福岡大学法学論叢 66(2):641-751.
- 畑浩人、1993、「刑事弁護の実像を求めて—神戸と福岡における法廷観察と面接調査から—」六甲台論集 40(1):120-141.
- 、1998、「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開—『刑事専門』弁護士の観察研究によって—」神戸法学雑誌 48(2):357-412.
- ハインツ、ジョン・P、他、2019、『アメリカの大都市弁護士—その社会構造』（宮澤節生監訳）現代人文社（=2005, John P. Heinz, et al, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press）.
- ジョンソン、デイビッド・T、2004、『アメリカ人のみた日本の検察制度』（大久保光也訳）シュプリンガーフェアラーク東京（=2002, David T. Johnson, *The Japanese Way of Justice*, Oxford University Press）.
- 宮澤節生・久保山力也、2011、「弁護士界内部における業務分野の『評価』—2008年全国弁護士調査から—」青山法務研究論集 3:33-82.
- 宮澤節生・平山真理・菅野昌史・武蔵勝宏・上石圭一・橋場典子・大塚浩、2019、「ミニシンポジウム 刑事弁護の高度化に関する予備的検討—プロジェクト1年目の面接データによって—」青山法務研究論集 18:60-222.
- 宮澤節生・平山真理・菅野昌史・大塚浩・橋場典子・上石圭一、2020、「連載 刑事弁護の変化と課題 インタビュー調査による予備的検討(1)-(4)」季刊刑事弁護 101:133-141~104:175-184.
- 日本弁護士連合会、2011、「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2010」自由と正義 62(6).

国際自己申告非行調査（ISRД）を通して見る日本の少年非行

コーディネーター・司会：竹中 祐二（北陸学院大学）
話題提供：齋藤 堯仁（京都大学大学院）
大江 将貴（京都大学大学院）
竹中 祐二（北陸学院大学）
相澤 育郎（立正大学）
我藤 諭（龍谷大学）

1 企画趣旨

前年度の第47回大会では、国際自己申告非行調査（以下ISRД）の実施に係る諸論点と、基礎的な分析結果に関するテーマセッションが企画された。それに続く本セッションでは、2019年に実施された同調査に対する計量的分析の結果を報告する。

自己申告非行調査の強みについて、少年非行の多くは「身近な人からの被害」であることから警察への通報に繋がりにくいこと、また「被害が判明しにくい、または、被害者のいない犯罪が大部分を占めている」ことを踏まえて、その内実をより正確に把握可能なものにする点にあることが指摘されている（上田・相澤・大塚2020:60）。ISRДはそれに加えて、「国家間における非行と被害化の相違点と類似点および傾向を観察し比較すること」や「理論検証とその発展」を主たる狙いとして位置付けている（上田・相澤・大塚2020:61）。

この狙いは、「少年非行をめぐる国際比較」、「日本における少年非行の理論的検証」、「実証研究を通じた政策提言への連動」という3つに再整理することが可能であり、換言すると本セッションの狙いもその3つであると言える。1つ目に関して、現状では他の参加国のデータを活用できないことから、将来的な国際比較研究を視野に入れながら、「現代日本における少年非行の諸相を明らかにすること」を狙いとした。

2つ目に関して、ISRДではセルフコントロール理論や制度的アノミー論、手続き的公正論といったいくつかの理論を検証するためのモジュールが既に組み込まれている。ただし、単なる検証に留まらず、理論的検討の「発展」もISRДの主要な目的とされている（上田・相澤・大塚2020:64）。このことから、本セッションでは予め想定されている理論の検証と、ISRДデータを用いた、モジュール外の新たな犯罪学理論の検証の両方を実施することとした。

3つ目に関して、実査への協力依頼にあたっては、「…今後の様々な政策決定等の基礎資料として重要な意味を有すること等を説明したものの、…現場にとって即時的なメリットとしては理解されにくかった…」という実情がある（相良・都島・森久2021:114）。そのため、昨年度セッションにおいて指摘された通り

に、「学校現場にとってより詳細かつ具体的なメリットを、わかりやすく説明していくこと」が調査チームには求められていると言える（相良・都島・森久2021:114）。このことから、本セッションにおける各報告では、学術的な知見が学校現場との関係でどの様に活かされ得るのかを意識した分析・考察を試みた。

本セッションでは、これら3つの狙いを念頭に置き、ISRД-JAPANチームのメンバーである5名による4報告を行った後、山本功会員より各報告ならびに全体についての有益なコメントをいただいた。コメントの内容については後述する

文献

上田光明・相澤育郎・大塚英理子, 2020, 「国際自己申告非行調査（International Self-Report Delinquency Study:ISRД）の日本における展開」日本刑事政策研究会編『罪と罰』57(3):60-72。
相良翔・都島梨紗・森久智江, 2021, 「国際自己申告非行（ISRД）調査日本版の実査とその課題」日本刑事政策研究会編『罪と罰』58(3):105-18。

付記

企画趣旨の説明を含む本セッションでの全ての報告は、龍谷大学・私立大学研究ブランディング事業、ならびにJSPS科研費21H00785等の助成を受けて行われたものである。

2 日本の中学生におけるセルフコントロールと非行行動の関連性

齋藤堯仁（京都大学大学院）

本報告ではISRД3日本データを用いて「セルフコントロール理論」（Gottfredson and Hirschi1990=2018）の検証研究を行い、日本の中学生の非行行動とセルフコントロールの様相、ならびにそれらの関連性についての検討を行った。

(1) セルフコントロール理論の概要

セルフコントロール理論とは、性悪説に基づき逸脱行動の抑制要因を検討する統制理論群の流れをくむ理論として、1990年にGottfredson and Hirschi

により提唱された理論である。本理論における非行行動の抑制要因とは、当人のセルフコントロール

(自己統制力)であり、すなわちセルフコントロールの低い個人ほど犯罪・非行行動へと至る傾向にあるとされる。分析においては「衝動性・単純作業・リスク志向・身体活動志向・自己中心志向・かんしゃく」という Gottfredson and Hirschi の記述を元に作成された低セルフコントロール尺度

(Grasmick et al.1993) が広く使用され、これらの傾向にある個人ほど犯罪・非行行動へと至りやすいとされる。

また Gottfredson らにおける重要な論点として以下の2点が挙げられる。1つ目がセルフコントロールの発達要因であり、個人のセルフコントロールの程度は幼年期における家庭での親の教育により決定されるものと主張される。2つ目は「低セルフコントロール-非行」連関の普遍性であり、この関係性が性別・人種・文化を超えて普遍的に観察されることが主張される。

(2) 現在の課題と本分析の意義

理論の中心的主張である「低セルフコントロール-非行」の関連性は多くの研究により検討され、低いセルフコントロールが犯罪・非行の重要な予測要因であることが実証的に示されてきた (Pratt and Cullen2000)。一方セルフコントロールの発達要因である家庭の効果に関しては、親の教育に焦点を当てる研究 (Hay2001) や、親との愛着に焦点を当てる研究 (Fix2021) など、広く家庭効果に着目した分析が進められているものの、研究例の数としてはやや少なく、また結果も混在しており、さらなる検討が求められる。

また先行研究の多くが欧米圏のサンプルを用いた分析であり、理論が主張するセルフコントロールと非行の関係の普遍性に関する分析は十分であるとは言い難い。特に人種を異にするアジア圏を対象とした分析は大きな意義を持ち、中国 (Lu et al.2013) や韓国 (Moon et al.2014) における研究がある。日本においては、受刑者 (20-60 歳) を対象としたもの (河野・岡本 2000) や大学生を対象としたもの (上田ほか 2009) などがあるが、非行が最も集中する年齢である中学生を対象とした研究例は少ない (小保方・無藤 2005)。

そこで本分析においては、ISR3 日本データを用いることで、日本の中学生のセルフコントロールと非行の様相を明らかとするとともに、それらの関連性を検証した。分析においては、理論が主張するセルフコントロールの発達要因である家庭効果の変数も含め、「家庭効果-セルフコントロール-非行」という関連性が、日本に中学生においてどのように観察

されるのかを検討する。

(3) 分析方法

分析対象は ISR3 日本調査において得られた Z 市の中学生 (有効回答数: 1,226 名) である。分析に使用する変数に関しては、以下の通りである。非行経験については、落書き、公共物の破損、万引き、不法侵入、自転車盗、バイク・自動車盗、自動車の部品盗・車上荒らし、お金目的の暴力・脅し、暴力を伴わない窃盗、凶器携帯、集団での喧嘩、棒やナイフによる暴行、違法ダウンロード、薬物販売の 14 項目の各種非行について、過去一年の経験の有無を合算し、過去一年に従事した非行の種類数を「過去一年の非行経験」とした。セルフコントロールに関しては、衝動性、リスク志向、自己中心志向に関する回答を合算し「セルフコントロール」とした。家庭効果に関しては、父親と母親との愛着に関する回答をそれぞれ「父親との仲の良さ」「母親との仲の良さ」、親からの気遣い・親への気遣いに関する回答を合算し「親との相互配慮」、一週間のうち親と夕食をとる日数への回答から「親との夕食頻度」を変数として用いた。なお ISR3 日本調査においては、親の教育に関する項目が調査交渉段階において削除されているため、親との愛着のみを家庭効果として分析に使用している。

本研究では以下の2つの分析を行った。セルフコントロールと家庭効果の関係性を検討するため、前者を従属変数とした重回帰分析を男女別に行った (分析①)。また、非行を従属変数とする負の二項重回帰分析を男女別に行った (分析②)。分析②においては、「家庭効果-セルフコントロール-非行」の関係性を検討するため、セルフコントロールを投入しないモデルと投入したモデルの比較分析を行った。

(4) 結果

表 1 分析①の結果

	男子 β	女子 β
学年	-0.005	-0.041
父親との仲の良さ	0.067	-0.059
母親との仲の良さ	-0.033	0.214***
親との相互配慮	0.154**	0.199***
親との夕食頻度	0.023	0.052
R^2	0.025	0.117

p<.01. *p<.001.

表 2 分析②の結果

	男子		女子	
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
学年	-0.02	-0.04	0.22	0.19
父親との仲の良さ	0.05	0.06	-0.08	-0.12
母親との仲の良さ	-0.19	-0.19	-0.52**	-0.25
親との相互配慮	-0.03	0.01	-0.01	0.05
親との夕食頻度	-0.07	-0.08	-0.08	-0.08
セルフコントロール		-0.13***		-0.13***
尤度比 χ^2 値	7.09	44.931***	22.411***	46.248***

p<.01. *p<.001.

分析①の結果、男子においては「親との相互配慮」が、女子においては「親との相互配慮」・「母親との仲の良さ」が、セルフコントロールを高めていることが示された。分析②の結果、男子においては家庭効果は非行へ影響を与えておらず、セルフコントロールのみが抑制要因として有意に影響していることが示された。一方女子においては、家庭効果における「母親との仲の良さ」が有意に非行を抑制していることが示されたが、セルフコントロールを投入したモデルにおいてはこの関係性が有意でなくなり、セルフコントロールが非行を抑制するという結果が得られた。

(5) 考察

本分析の結果、「低セルフコントロール→非行」という関連性が日本の中学生においても性別にかかわらず観察されることが明らかとなり、理論の普遍性に関する主張を支持する結果が得られた。一方「家庭効果→セルフコントロール→非行」の関連性には性差が見られ、男女ともに「親との相互配慮」がセルフコントロールを高めるものの、女子においては母親との仲の良さがセルフコントロールを媒介することで非行を抑制しているという結果が得られた。

家庭効果は男女ともにセルフコントロールへ正の影響を及ぼしていることが確認されたが、男子における重回帰分析の決定係数は低く、セルフコントロールを規定するその他の要因が存在していると思われる。そもそも本分析は一時点の調査によるデータを使用しており、変数間の明確な因果関係の特定に至っているとは言い難く、こうした点を含めた今後のさらなる追究が求められる。

文献

- Fix, R. L., Clifford, J. E. and Burkhart, B. R., 2021, "Parent-Child Relations and Delinquency Among African American and European American Juvenile Offenders: An Expanded Examination of Self-Control Theory", *Race and Justice* 11(1):28-46.
- Gottfredson, M. and Hirschi, T., 1990, *A General*

Theory of Crime, Stanford University Press.

(=2018, 大渕憲一訳『犯罪の一般理論 低自己統制シンドローム』丸善出版.)

- Grasmick, H., Tittle C., Bursik, R. and Arneklev, B., 1993, "Testing the core empirical implications of Gottfredson and Hirschi's general theory of crime," *Journal of Research in Crime and Delinquency* 30:5-29.
- Hay, C., 2001, "Parenting, Self-Control, and delinquency: A test of self-control theory" *Criminology* 39:707-36.
- 河野莊子・岡本英生, 2001, 「犯罪者の自己統制, 犯罪進捗及び家庭環境の関連についての検討」, 『犯罪心理学研究』39(1):1-14.
- Lu, Y. F., Yu, Y. C., Ren, L. and Marshall, I. H., 2013, "Exploring the utility of self-control theory for risky behavior and minor delinquency among Chinese adolescents" *Journal of Contemporary Criminal Justice* 29(1):32-52.
- Moon, B., McCluskey, J. D., Blurton, D. and Hwang, H. W., 2014, "Parent and teacher practices as sources of low self-control: Evidence from Korea" *Youth Violence and Juvenile Justice* 12(2):167-87.
- 小保方晶子・無藤隆, 2005, 「親子関係・友人関係・セルフコントロールから検討した中学生の非行傾向行為の規定要因および抑止要因」『発達心理学研究』16(3):286-99.
- Pratt, T. and Cullen F., 2000, "The Empirical Status of Gottfredson and Hirschi's General Theory of Crime: A Meta-Analysis" *Criminology* 39:931-64.
- 上田光明・尾山滋・津富宏, 2009, 「General Theory of Crimeにおけるセルフコントロールの尺度化—ボンド理論との整合性は確保できるか—」『犯罪社会学研究』34:116-33.

3 学校は非行を抑制するのか——社会的ボンド理論を中心とした検討

大江將貴 (京都大学大学院)

(1) 問題設定

本報告の目的は、学校は非行を抑制するのかについて、ISR3 日本版データを用いて検討することである。

日本の学校は、学科指導のみならず、学科外指導も重視してきた (恒吉 1992)。特に、日本の学校は生徒指導を重視しており (酒井 1999)、少年非行の防止も生徒指導の機能の 1 つである (文部科学省 2010)。特に本報告では、部活動に着目する。なぜなら、部活動には逸脱行動を予防する機能が期待され

ている（伊藤 2017）ためである。スポーツ庁（2019）の調査によると、中学生の約 90%（運動部 70.6%，文化部 19.0%）が部活動に所属している。また、平日の放課後における運動部の活動時間では、80%以上が 1 時間以上活動していることから示唆されるように、多くの中学生が放課後の一定時間、部活動に時間を割いている状況にある。

(2) 先行研究

社会的ボンド理論は、Hirschi (1969=[1995]2010) によって提唱された。社会的ボンド理論では、愛着 (attachment)、投資 (commitment)、巻き込み (involvement)、規範観念 (belief) の 4 つのボンドの弱化、欠如により非行は起こると説明される。

社会的ボンド理論は、国内でも検証が行われている理論の 1 つである（齊藤 2002；齊藤 2003；山本 2005 など）。国内の先行研究では、教師への愛着は自己申告非行の発生に対して抑制的な効果がある一方で、教育アスピレーション（投資）は有意な効果が見られないことが示されてきた（齊藤 2002）。これらの結果は、女子に限定した場合でも同様の結果であることが示されている（齊藤 2003）。

部活動に関する先行研究としては、部活動をしていると非行を抑制する（山本 2005）ことや、部活動に積極的かどうかにかかわらず、運動部に所属している生徒は、反社会的傾向が高い（岡田 2009）ことが明らかにされてきた。

(3) 使用する変数

独立変数として、学校への愛着、文化的活動、スポーツ活動、宿題をする、学年の 5 つを用いた。学校への愛着を愛着とみなし、文化的活動、スポーツ活動、宿題をするの 3 つを巻き込みとみなした。なお、学年は統制変数として投入した。

それぞれの変数について記述する。愛着は、「もし転校しなければならなかったら、わたしはさみしくなるだろう」、「私は、朝学校に行くのが楽しい」、「私は学校が好きだ」、「わたしのクラスはおもしろい」の 4 つの設問の回答を合算したものをを用いる（Cronbach α = 0.856）。巻き込みは、「学校の授業時間以外で、ふだんのようなことをしていますか？」という設問のうち、「部活動などで文化的なことをする（演劇、音楽、絵画、文章を書く、読書など）」を文化的活動、「部活動などでスポーツをしたり、身体を動かしたりする」をスポーツ活動、「学校の勉強または宿題をする」を宿題をするとしてそれぞれ用いた。

従属変数は、落書き、公共物の破損、万引き、不法侵入、自転車盗、バイク・自動車盗、自動車の部

品盗・車上荒らし、お金目的の暴力・脅し、暴力を伴わない窃盗、凶器携帯、集団での喧嘩、棒やナイフによる暴行、違法ダウンロード、薬物販売の 14 項目について、過去 1 年の経験の有無を合算し、過去 1 年に従事した非行の種類数を「過去 1 年の非行経験」とした。

(4) 分析

分析は、男女別に行った。まず、愛着と自己申告非行、文化的活動と自己申告非行、スポーツ活動と自己申告非行、宿題をすると自己申告非行に関してそれぞれ負の二項回帰分析を行った。その結果、男子はいずれの変数も有意な効果を持たなかった。女子は、学校への愛着と宿題をするが、非行発生に対して、有意な抑制効果を持っていた。

続いて、独立変数をすべて投入し、分析を行った。その結果を示したものが表 1、表 2 である。

表 1 男子

	95% Wald 信頼区間				仮説の検定	
	B	標準誤差	下限	上限	Wald	カイ 2 乗 有意確率
(切片)	-0.698	0.6597	-1.991	0.595	1.119	0.290
学年	0.029	0.1257	-0.217	0.275	0.053	0.817
学校への愛着	-0.036	0.0349	-0.104	0.033	1.039	0.308
文化的活動	-0.038	0.1292	-0.291	0.215	0.086	0.770
スポーツ活動	-0.009	0.1316	-0.267	0.249	0.004	0.947
宿題をする	-0.157	0.1478	-0.447	0.133	1.130	0.288
n=610						
尤度比カイ 2 乗 = 0.665						
p = 0.374						

表 2 女子

	95% Wald 信頼区間				仮説の検定	
	B	標準誤差	下限	上限	Wald	カイ 2 乗 有意確率
(切片)	0.631	0.8499	-1.034	2.297	0.552	0.457
学年	0.218	0.1748	-0.124	0.561	1.557	0.212
学校への愛着	-0.115	0.0409	-0.195	-0.034	7.857	0.005
文化的活動	-0.229	0.1572	-0.538	0.079	2.130	0.144
スポーツ活動	-0.083	0.1571	-0.391	0.225	0.278	0.598
宿題をする	-0.514	0.2045	-0.915	-0.114	6.327	0.012
n=573						
尤度比カイ 2 乗 = 24.018						
p < 0.001						

分析の結果、男子は自己申告非行に対して、有意な効果を持つ変数はなかった。他方、女子は他の変数でコントロールした場合においても、学校への愛着と宿題をするが自己申告非行の発生に対して有意な抑制効果を持っていた。なお、部活動は男女ともに有意な効果はなかった。

男子の結果は、教師への愛着が有意な効果を持っていた先行研究とは異なるものとなった。女子は、学校への愛着は有意な効果を持っており、先行研究と一致するものとなった。この結果から、女子においては、依然として、学校への適応が非行を抑制す

る上で重要な意味を持っていることが示唆される。他方で、男子においては学校が果たす役割は限定的である可能性が示唆された。しかしながら、本報告で用いたデータは、日本の平均よりも刑法犯が少ない自治体で実施されたものであり（相良・都島・森久 2021:108）、サンプル上の課題が残る。より一般化を目指すためにも、継続的な調査が求められる。

文献

- Hirschi, T., 1969, *Causes of Delinquency*, University of California Press. (森田洋司・清水新二監訳, [1995]2010, 『非行の原因——家庭・学校・社会へのつながりを求めて (新装版)』文化書房博文社.)
- 伊藤秀樹, 2017, 『高等専修学校における適応と進路——後期中等教育のセーフティネット』東信堂.
- 文部科学省, 2010, 『生徒指導提要』教育図書.
- 岡田有司, 2009, 「部活動への参加が中学生の学校への心理社会的適応に与える影響——部活動のタイプ・積極性に注目して」『教育心理学研究』57:419-31.
- 相良翔・都島梨紗・森久智江, 2021, 「国際自己申告非行 (ISR) 調査日本版の実査とその課題」日本刑事政策研究会編『罪と罰』58(3):105-18.
- 齊藤知範, 2002, 「非行的な仲間との接触, 社会的ボンドと非行行動——分化的強化仮説と社会的コントロール理論の検証」『教育社会学研究』71:131-50.
- 齊藤知範, 2003, 「女子非行の発生要因に関する実証的研究——分化的強化理論と社会的コントロール理論の検証」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42:131-37.
- 酒井朗, 1999, 「『指導の文化』と教育改革のゆくえ——日本の教師の役割観に関する比較文化論的考察」油布佐和子編『子どもと教育の社会学 5 教師の現在・教職の未来——あすの教師像を模索する』教育出版:115-37.
- スポーツ庁, 2019, 「平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査報告書」.
- 恒吉僚子, 1992, 『人間形成の日米比較——かくれたカリキュラム』中央公論新社.
- 山本功, 2005, 「高校生のアルバイトは非行を抑止するか」『犯罪社会学研究』30:138-50.

4 日本の中学生を対象とする社会的学習理論の検証——学校化社会の視点から

竹中祐二 (北陸学院大学)

(1) はじめに

「社会的学習理論 (Social Learning Theory)」は、

Sutherland, E. の分化的接触理論をより洗練させる狙いから, Akers, R. L. によって 1977 年に提起された。この理論は世界的に有名な犯罪学理論の 1 つとして知られているが, アジア圏での実証研究は極めて少なく, 日本での検証はほとんど全くない状況である。そこで本報告では, 国際比較を可能にする ISR) のデータを用いてこの理論を検証することを試みた。またその作業を通して, ISR) 全体における理論研究のさらなる展開を図ること, また日本の学校現場に対する有益な知見の提供に努めることを, 合わせて目的とした。

Akers (1979) によると, 社会的学習理論では, 犯罪・非行にそれぞれ独立して影響する 4 つのポイントがあると考えられる。1 つ目は「模倣;imitation」で, 社会的な振る舞いは, 直接的な条件付けと他者の振る舞いの模倣やモデル化の両方を通じて獲得されると考える。2 つ目は「分化的強化;differential reinforcement」で, 逸脱行動と社会適的な行動のどちらかが獲得され, また持続するかは, その行動に対する過去と現在の報酬や罰, またそれに代替する行動への報酬や罰に左右されると考える。後述する様に, 本報告では, 強化の主体を「友人」と「親」に区別して変数を作成している。3 つ目は「定義;definition」で, 人は生活の中で, 重要な集団との相互作用を通して, その行動が良いものなのか悪いものなのかという評価的定義 (規範, 態度, 方向性) を学習すると考える。本報告では, 「そもそも良くないことである」と認識するか否かに関わる「一般的定義」と, 自分自身にとってどうであるかに関わる「特定の定義」とを区別して変数を作成している。4 つ目は「分化的接触;differential association」で, 人が社会的な振る舞いを相互作用の中で学習していくにあたり, 最も重要な影響を受けるのは仲間・友人 (peer) 集団と家族であると考えられる。本報告では, 友人と家族とを区別して変数を作成している。なお, 変数の作成にあたっては, 調査票を精査し, 該当する項目を抽出した。

(2) 方法

本報告で使用する ISR)3 データは, 2019 年 12 月から 2020 年 2 月にかけて, 近畿地方の Z 市内の中学校に通学する生徒を対象に行われた調査によって得られたものであり, 有効回答数は 1,226 であった。

被説明変数として, 非行行為と飲酒経験の有無を用いた。非行行為としては, 「落書き」, 「公共物の破損」, 「万引き」, 「不法侵入」, 「自転車盗」, 「バイク・自動車盗」, 「自動車の部品盗・車上荒らし」, 「金銭目的の暴力・脅迫」, 「暴力を伴わない窃盗」, 「凶器携帯」, 「集団での喧嘩」, 「棒やナイフによる暴行」, 「違法ダウンロード」, 「薬物販売」の 14 項目について尋ねている。飲酒については, ビールまたはお酒が入ったジュース

(チューハイ等)、ワイン・日本酒、ウイスキー・ジン・ウォッカ・焼酎等を飲んだ経験や回数を尋ねている。また、非行行為については、14種類の中の「どれか1つについて」今までに1度でも経験があるか、あるいは過去1年間の間に経験があるか、また飲酒経験については、「どれか1種類について」今までに1度でも飲んだことがあるか、もしくは一度に5杯以上飲んだことがあるか、について、「はい」と答えた者を1とするダミー変数を作成している。なお、非行経験ならびに飲酒経験について、1項目以上で無回答だった者について、全項目で無回答であったのはごくわずかであり、多くの場合は一部の項目では回答しており、その全てで非行/飲酒経験がないと回答していた。そのことから、本報告では全てを欠損値にするのではなく、無回答の項目を当該非行/飲酒行動をしたことがない、と回答したと見なす処理を行っている。

説明変数として、社会的学習理論に関するものの他に、学年、性別、学校種別を採用した。性別については男子を1に、学校種別については公立を1とするダミー変数を作成した。

社会的学習理論について、ISR3の調査項目の中には「模倣」ならびに「分化的接触」の内「家族」に相当する設問が無かったことから、本報告における検証はできなかった。その他について、変数を合成するにあたり信頼性分析を行ったところ表1の結果となったため、「分化的強化」ならびに「定義」のそれぞれで2項目ずつの4変数を採用することとした。

表1 信頼性分析の結果

項目	クロンバックのα係数
友人の反応	0.871
親の反応	0.842
一般的定義	0.763
特定の定義	0.840
分化的接触	0.398

(3) 結果と考察

表2はロジスティック回帰分析を行った結果である。これを見ると、非行行為との関係では、社会的学習理論に関わる4つ全ての変数において5%水準で統計的に有意な結果が得られた。しかしながら、親の反応に関しては、「悪いことをしたときに、親がそれを非難する程度が強いと想像するほど、非行経験をしている割合が高い」という、理論とは矛盾する結果が得られた。総じて見たときには、「日本」の「中学生」を対象とする調査において、「社会的学習理論」はある程度説明力を有することが示されたと言えるだろう。またこのことから、中学生年代に対して、また特に少年非行や飲酒といった逸脱行動に対して、「友人」の影響や「学習」が持つという点で、「中学校」という場が極めて重要な

役割を担っていることも示されたと言えるだろう。

表2 ロジスティック回帰分析の結果の要約

	14種類の非行行為		飲酒経験	
	生涯経験	過去1年間	生涯経験	過去1ヶ月
友人の反応	-0.113*	-0.158*	-0.018	-0.041
親の反応	0.201*	0.208*	0.058	0.090
一般的定義	0.189*	0.214*	0.082*	0.133*
特定の定義	0.073*	0.081*	0.072*	0.055*
学年	0.064*	0.112*	0.403*	0.339*
性別ダミー	0.030	0.261	-0.183	-0.191
学校ダミー	-0.173	-0.164	0.731*	0.230
Cox-Snell R ²	0.062	0.071	0.061	0.027
Nagelkerke R ²	0.097	0.136	0.085	0.054
N	1,116	1,116	1,116	1,069

* p<.05

ただし、飽くまである程度の説明力でしかない点に留意が必要である。例えば「模倣」や「分化的接触」の影響についてはそもそも検証作業ができていない。また、「学習」のメカニズムを考えるならば、本来ならば個別の非行類型における影響を精査する必要があるが、本報告では行うことができなかった。したがって、「絶対的」な説明力を有しているとは決して評価できない。

そして、例えば「規範」に関わる変数の影響力が強いという結果を示している。表3はロジスティック回帰分析の結果の要約したものであるが、オッズ比の値がそれを示している。この点を鑑みると、本セッションでも取り扱われている、セルフコントロール理論や社会的ボンド理論の方がより良く説明し得るであろうことから、社会的学習理論の説明力は「相対的」にも十分示すことができていない可能性がある。

表3 ロジスティック回帰分析の結果の要約 (オッズ比)

	14種類の非行行為		飲酒経験	
	生涯経験	過去1年間	生涯経験	過去1ヶ月
友人の反応	0.893*	0.853*	0.982	0.960
親の反応	1.223*	1.232*	1.059	1.094
一般的定義	1.208*	1.238*	1.085*	1.143*
特定の定義	1.076*	1.085*	1.075*	1.057*
年齢	1.066*	1.118*	1.497*	1.404*
性別ダミー	1.031	1.298	0.833	0.826
学校ダミー	0.841	0.849	2.078*	1.258

* p<.05

ところで、「重要な他者」としての友人と親が持つ影響力が異なるベクトルを有していることは既に述べた通りである。この結果は、土井による「1990年代以降の子どもたちにとって、もはや親は反旗を翻すべき相手とは感じられなくなっている」という主張の反例となっているのではないだろうか。

本報告では、この結果を解釈する手がかりとして、日本における「学校化社会;schooling society」の進行に注目した。学校化社会とは、本来的役割を十分に果たしていないにも拘らず「学校」という存在自体に価値が置かれる社会のことであり、Illich, I.によって、現代社会が持つそうした特質が指摘・批判されて

いる (Illich, I. 1970=1977)。

学校化社会と非行との関係について、野田 (2000) では、学校化社会の影響として、業績主義的な側面が非行化の抑制に影響していることが示されている。同時に、「…逸脱的価値体系のもとにおける社会的承認が、他者との差異化志向を一定程度充足することにつながっているとみることができる」ことも合わせて指摘されている (野田 2000:180)。

まとめると、必ずしも業績主義的な影響力が非行に直線的な影響を及ぼす訳ではないが、本来の機能を離れて「学校」が持つ役割や影響が「肥大化」する「学校化社会」の視座は、今なお重要だと考えられる。それ故、とりわけ「中学校」という場で行われる、友人や大人からの「学習」がいかにか達成されるべきか、今後はより詳細なメカニズムの解明に繋げていくことが重要であると言えよう。その意味でも、現代日本における ISRD の継続的な実施がより望まれるものと言えるだろう。

文献

- Akers, R. L. et al., 1979, "Social Learning and Deviant Behavior : A Specific Test of A General Theory" *American Sociological Review* 44:636-55.
- 土井隆義, 2012, 『若者の気分 少年犯罪<減少>のパラドクス』岩波書店.
- Illich, I., 1970, *Deschooling Society* Harper & Row. (=1977, 東洋・小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社.)
- Lilly, J. R. et al., 2011, *Criminological Theory (5th edition) (pbk)* Sage Publication.
- 野田陽子, 2000, 『学校化社会における価値意識と逸脱現象』学文社.

5 Good Lives Model の検証

相澤育郎 (立正大学)・我藤諭 (龍谷大学)

(1) はじめに

本研究は、ISRD3 日本調査のデータを使って、Good Lives Model (GLM) の仮説を検証しようとするものである。

GLM は、2000 年代初頭に犯罪者処遇の領域でスタンダードになりつつあった RNRM (Risk Need Responsivity Model) を批判しつつ登場した、Ward らによる改善更生モデルである。現在では、RNRM だけでなく、多くの国で、GLM も取り入れた犯罪者処遇が実践されている。GLM は、まず、あらゆる人間は、健康的な生活、仕事で認められること、他者との親密な関係、心の平穏などの 11 の基本財 (Primary Human Goods) を追い求める存在であるという一般的な仮説を設定する。その上で、犯罪行為は、このよう

な基本財を合法的に手に入れることができない場合に、違法な手段によって得ようとした結果であるという原因論的仮説をおく。そして、犯罪者の処遇は、本人が望む基本財を、適法な手段で手に入れることができるよう支援することであり、本人の能力を高めたり、環境を整備したりすることによって行われるべきであるという処遇実務への示唆を導く。

もともと、GLM はもともと成人を想定したモデルであり、中学生を対象とする ISRD3 のデータに適合しない可能性がある。この課題を解決するために、G-MAP (Great Manchester Adolescent Project) によって修正されたモデルを使用する (Print2013=2015)。G-MAP のモデルでは、GLM の 11 の基本財は次の 8 つの基本的ニーズに分類されている。①楽しむ、②達成する、③自分自身である、④人と関わる、⑤目的をもち、よりよくなる、⑥情緒的健康、⑦性的健康、⑧身体的健康である。

ISRD3 の調査票には当然ながら GLM を想定した設問は含まれていないが、日本において ISRD3 のデータを使った GLM の仮説検証が可能であれば、GLM の国際比較の可能性が開かれる。

そこで、本研究では、ISRD3 の質問項目の中から上記のニーズに該当するものを抽出し、当該ニーズの充足の程度を測定し、その上で非行経験のある少年とそうでない少年との間のニーズの充足を比較する。

(2) G-MAP の基本的ニーズによる ISRD3 の設問の分類

G-MAP の 8 つの基本的ニーズの定義に従って、ISRD3 日本調査で用いた設問を分類した。結果は次のとおりである。「楽しむ」にはお家の人に図書館や博物館等に連れて行ってもらった経験を尋ねる 5 項目を分類した。「人と関わる」には多くの設問が該当したため両親との関係等を尋ねる 11 項目、学校の先生との関係等を尋ねる 7 項目、親友との関係等を尋ねる 7 項目、クラスやクラスメイトとの関係等を尋ねる 5 項目、地域社会との関係等を尋ねる 4 項目に分類した。「目的をもち、よりよくなる」は向社会的な価値観や Self-Control 等を尋ねる 19 項目を分類した。「情緒的健康」は幸福度を尋ねる 1 項目、「身体的健康」は入院しなければならない重い怪我の経験を尋ねる 1 項目を分類した。「達成する」「自分自身である」「性的健康」については該当する設問はなかった。(相澤育郎)

(3) 分析方法

分析対象は ISRD3 日本調査において得られた Z 市の中学生 (有効回答数: 1,226 名) である。

非行経験の有無については、「落書き」、「公共物の

破損」,「万引き」,「不法侵入」,「自転車盗」,「バイク・自動車盗」,「自動車の部品盗・車上荒らし」,「金銭目的の暴力・脅迫」,「暴力を伴わない窃盗」,「凶器携帯」,「集団での喧嘩」,「棒やナイフによる暴行」,「違法ダウンロード」,「薬物販売」の14項目について,1項目以上でこれまでに経験が「ある」と回答した者を「非行経験あり群」とし,「ない」と回答した者及び無回答であった者を「非行経験なし群」とした。

G-MAPの基本的ニーズによって分類された,「楽しむ」5項目,「人と関わる(親)」11項目,「人と関わる(先生)」7項目,「人と関わる(親友)」7項目,「人と関わる(クラス)」5項目,「人と関わる(地域社会)」4項目,「目的をもち,よりよくなる」19項目は,カテゴリカル主成分分析(CATPTA)を行い,第一主成分得点と第二主成分得点を合算したものをそれぞれNeeds Status得点とした。「情緒的健康」は1項目だけだったので標準化した得点をNeeds Status得点とした。

(4) 結果

各Needs Status得点の項目統計量は次のようになった。「楽しむ」平均値-0.0068(SD=1.42)[Cronbachの $\alpha=0.820$](以下,同様),「人と関わる(親)」0.0026(1.40)[$\alpha=0.931$],「人と関わる(先生)」0.0089(1.39)[$\alpha=0.915$],「人と関わる(親友)」0.0180(1.53)[$\alpha=0.888$],「人と関わる(クラス)」0.0082(1.41)[$\alpha=0.915$],「人と関わる(地域社会)」0.0035(1.38)[$\alpha=0.916$],「よりよくなる」0.0008(1.42)[$\alpha=0.941$].また,標準化した「情緒的健康」は-0.0012(1.00)であった。これら8項目では,「楽しむ」と「人と関わる(先生)」「人と関わる(親友)」「人と関わる(クラス)」「人と関わる(地域社会)」以外の項目間で統計的に有意な相関がみられた。

これまでの非行経験の有無によって,各Needs Status得点が異なるのかどうかについて,t検定を使って比較した。その結果,「人と関わる(先生)」「人と関わる(親友)」「人と関わる(クラス)」「よりよくなる」「情緒的健康」で有意差がみられ,非行経験なし群のほうが有意にNeeds Status得点が高くなっていることがわかった(表1)。また,効果量(Cohen's d)は「人と関わる(先生)」「人と関わる(親友)」「人と関わる(クラス)」「情緒的健康」では,小程度であったが,「よりよくなる」では大程度となった。

表1 非行経験の有無による各Need Status得点の

t検定結果

		非行経験なし	非行経験あり	t値	df	p値	d	差の95%CI	
								下限	上限
人と関わる(先生)	N	960	260	2.495	1218	0.013	0.174	0.053	0.446
	平均値	0.051	-0.199						
人と関わる(親友)	N	960	260	2.911	312.6	0.004	0.267	0.131	0.678
	平均値	0.099	-0.306						
人と関わる(クラス)	N	960	260	3.230	1218	0.001	0.226	0.125	0.511
	平均値	0.073	-0.245						
よりよくなる	N	960	260	10.527	357.6	p<.001	0.826	0.910	1.328
	平均値	0.236	-0.883						
情緒的健康	N	957	260	2.539	363.9	0.012	0.196	0.044	0.347
	平均値	0.0399	-0.1559						

また,これまでの非行経験の有無と「重い怪我の経験」の関連性をみたところ,統計的に意味ある差が見られた($n=1,206$ $\chi^2=29.670$ $df=2$ $p<0.001$ $v=0.157$).非行経験なし群は「ない」を有意に多く選択しており,非行経験あり群は「一度だけあった」「二度以上あった」を有意に多く選択していた。

(5) まとめ

Needs Status得点について,非行経験の有無による違いがみられたのは,「人と関わる(先生・親友・クラス)」「目的をもち,よりよくなる」「情緒的健康」「身体的健康」であった。しかし,ほとんどのNeed Status得点に相関関係があったことからその影響を検討しなければならない。さらに,少年たちの行動を非行経験の有無だけではなく,別の指標を用いながら更なる検討を行う必要がある。(我藤論)

文献

Print, B. (eds.), 2013, *The Good Lives Model for Adolescents Who Sexually Harm*, Safer Society Foundation. (=2015, 藤岡淳子・野坂祐子監訳『性加害行為のある少年少女のためのグッドライフ・モデル』誠信書房.)

6 議論

本セッションにおける4報告に対して,コメンテーターである山本功会員(淑徳大学)より,大きく3つの点についてコメントがなされた。まず1つ目に,従属変数に関して,各報告間で非行経験の処理が一定していない点が言及された。これについては,個々の報告者の裁量によって理論の選択と分析が行われたに過ぎず,例えば(全体としての非行経験については)個別の非行との関係について検討することは今後の課題として位置付けているとの回答が報告者からなされた。この問題についてはさらに,非行(に関する尺度)は決して一元的な構造になっておらず,国によって逸脱文化が異なっていることを前提にする必要があるというコメントが山本会員から寄せられた。これに関して竹中会員からは,非行を多面的に理

解するためには犯罪学理論の統合が求められるが、社会的学習理論は統合に求められる条件に適合的であるとされていることを意識していたと述べられた。いずれにせよ、ISRДは国際比較を念頭に置く大規模調査プロジェクトであるからこそ、今後の横断比較にあたっては単純に変数としてデータを投入するのではなく、仮説モデル・分析モデルを適切に定めることが重要であろう。

2点目に、各報告で取り扱った理論に関して、本セッションでも重要な狙いの1つとして定めた実践的インプリケーションについて、より踏み込んだ確認がなされた。それについて、竹中会員は、本セッションにおける検証によって、改めて中学生にとって学校や学習が持つ役割が示されたと回答した。また我藤会員からは、GLMはむしろ実践・介入ありきの、それを評価・理解するために生み出されたという側面があることが説明されるとともに、中学生のニーズをより精緻に検討する必要があると回答された。

3点目に、社会学としての犯罪社会学の観点からの貢献を考えると、ワンショット・サーベイによって社会変動をいかに捉えるべきか、捉えられるのかという点が確認された。これについて齋藤会員からは、セルフコントロール理論は普遍性や安定性といった静的な側面を有している一方で、生成に影響を与える要因やそのメカニズムをよりクリアにするべきだと考えているとの回答がなされた。また大江会員からは、確かにワンショット・サーベイには限界があるものの、社会的ボンドの蓄積を捉えることができる点で、継続的な調査が必要であると回答された。

その他、各報告に対して、分析の解釈についてやさらかなる分析の改善案等を中心に、フロアから積極的な意見や質問をいただくことができた。また、コメンテーターによるものも含めて、ISRДが日本に類を見ない大規模調査であること、それが本セッションの報告者を中心に比較的若手の研究者を中心に担われている点を大いに評価していただくことができた。ISRДは既に第4回調査に向けて動き始めており、ISRД-JAPANでも調査票の翻訳に着手している。フロアからの期待に応えるためにも、本セッションの成果を着実に形にし、今後の調査実施に反映させていかねばならない。

龍谷犯罪学構想にみる新時代の犯罪学

コーディネーター・司会：暮井 真絵子（龍谷大学）

話題提供：大谷 彬矩（日本学術振興会）

デイビッド・ブルースター（金沢美術工芸大学）

上田 光明（同志社大学）

フロアからの発言：吉間 慎一郎（横浜地方検察庁）

國井 恒志（静岡地方裁判所）

市川 寛（第二東京弁護士会）

中島 学（札幌矯正管区）

布施 勇如（ジャーナリスト）

武内 謙治（九州大学）

水藤 昌彦（山口県立大学）

1 企画趣旨

（1）本テーマセッションの目的

現在、龍谷大学犯罪学研究センターでは、新たな犯罪学カリキュラムを構想している。テーマセッションでは、本構想を契機として、新たな犯罪学のニーズや可能性を探ることを目的とした。

刑事政策が司法試験科目から除外され、法曹三者が犯罪学および刑事政策の共通理解を持ちにくくなった。また、入口支援や刑の一部執行猶予など、犯罪学と刑事政策が求められる手続が細分化している一方で、体系的な知識が共有されておらず、ステークホルダーがそれぞれ学ぶしかない状況にある。さらに、裁判員裁判が行われていることから、市民にとっても犯罪学や刑事政策がより一層重要となっている。まさに、犯罪学や刑事政策を学んだことのない人にも、その知識が必要とされるようになった。そこで、これらの前提として、犯罪学や刑事政策のニーズや可能性を再検討する必要がある。

犯罪学を専門的に扱うこの学会では、法学、社会学、福祉学などの研究者のみならず、様々な実務に携わる者が集まる。そのなかでこのテーマについて議論する意義は大きい。本テーマセッションでの議論を踏まえて、本構想が実現すれば、犯罪学に対する関心や犯罪学を学んだ者への需要が高まり、延いては犯罪学という学問領域自体の発展に繋がることが期待される。

（2）龍谷大学犯罪学構想の意義

従来、犯罪学は、法学では「刑事学」や「刑事政策」、社会学では「犯罪社会学」、心理学では「犯罪心理学」などと関連して、それぞれ扱われてきた。龍谷大学構想は、これらの既存の枠に捕らわれず、学際・学融的教育を行うことを目的としている。この構想では、科目の難易度レベルを数値化している。難易度に対応したステージを設け、初期教育から応用・発展まで学べる段階的教育を実施する。

①「初期教育」として、法的・社会科学的思考に加え、リサーチ・メソッドやイングリッシュ・リテラシーなどの基本的視点を涵養する。②「犯罪学の基盤（教養教育）」では、法学や社会学、心理学などに加え、福祉学や教育学、宗教学、ジェンダーなど、犯罪学の基盤となる教養の獲得を目指す。これらを踏まえて、③「犯罪学の基礎」として、伝統的な犯罪学、統計分析、司法制度などを学ぶ。④「犯罪学の実践」では、それらを実践的に検討する（治療的司法、被害者学、犯罪とジェンダー、アディクション論など）。さらに、⑤「犯罪学の応用・発展」では、この実践的視点をエクスターンなどで実際に活用し、犯罪学の応用・発展を目指す。

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン化が急速に進行している。この過程で一般化した ICT 活用術は、ポストコロナ時代であっても有用である。カリキュラムのオンライン化は、国内外を問わず遠方からの受講を可能にする。また、実務家を含めた社会人が帰宅後の時間を活用して受講することもできる。さらには講師自身も遠方から講義をすることも可能となる。そのため、本構想でも、ICT を活用し、犯罪学研究・教育を効果的に実施できるように設計を進めている。

本企画の話題提供者は、犯罪学カリキュラムの作成に関与したメンバーである。本セッションでは、刑事法学に加え、社会学領域や国外における犯罪学研究の視点も踏まえ、犯罪学・刑事政策学の動向、犯罪学の意義、犯罪学に求められていることについて話題を提供していただいた。また、刑事司法の運営に携わる法曹、矯正・保護の関係者のみならず、報道関係者、刑事法や社会学を専門とする研究者にも参加・発言をいただいた。

なお、本構想の詳細は、龍谷大学犯罪学研究センターウェブサイトをご覧ください。

<<https://crimrc.ryukoku.ac.jp/curriculum/>>

2 刑事政策学の観点から見た龍谷大学構想の批判的検討

大谷 彬矩（日本学術振興会）

龍谷大学構想（以下、構想）の特徴は、新しい犯罪学のキーコンセプトとして、「つまずき」からの「立ち直り」を挙げていることに見いだすことができる。

学術雑誌の『法律時報』では、毎年、「学界回顧」という特集を組み、刑事政策の分野における一年間の研究動向を紹介している。そこで、網羅的なものではないものの、2011～20年の間に学界回顧の刑事政策で取り上げられた著書および論文、1,076 タイトルから、近年の刑事政策学の研究活動の傾向を調査した。

「つまずき」から連想される「薬物」、「依存」、「性犯罪」、「虐待」などのキーワードが、著書および論文のタイトルにどれほど登場しているかを調べると、毎年一定の割合でタイトルに用いられており、ここ10年間、刑事政策学においても「つまずき」に関連する研究が行われてきたと言える。このことから、刑事政策学の外縁は広がっており、構想は、この流れにも合致している。

こうした状況は「刑事政策の熱い時代」とも形容されている。しかし、実践・行動としての刑事政策が活発化しているにもかかわらず、学術的な分析や評価の担い手が少ないということが刑事政策の危機として指摘されてもいる。この点では、構想がカリキュラムの中に刑事政策も含めていることは、将来の担い手を育成する機関としてその存在意義を高めることができる。また、「つまずき」などの諸問題を解決することを意図した政策の展開および学界の動向を踏まえると、それらのニーズに対応し、犯罪行為と非行行動の前兆的逸脱行為をも対象に含めた構想は、刑事司法の領域において、犯罪に対する法的処理に偏りがちであった刑事政策の外延を拡大させ、多様なアプローチを発展させることにも資する。

しかし、伝統的な刑事政策観に照らすと、構想は刑事政策学の王道から外れていると言える。（そもそも刑事政策学とは何かという問題を検討する必要があるものの）古典的な見解としては、合目的な犯罪対策の見地から、犯罪対策を直接的な目的とする現行制度を批判し、政策論的結論を導くことであり、その前提として、犯罪の科学的研究や刑罰その他の犯罪対策の歴史的社会的意義に関する研究などを踏まえていなければならないというものがある。

「つまずき」からの立ち直りの支援という視点は、本人の利益を図るという名目で、際限のない国家の介入や、介入の早期化をもたらす危険がある。対象者に対する援助の結果として、再犯防止に至ることは望ましいことである一方、再犯防止を目的化することは、行き過ぎた施策が行われてしまう危険があ

る。刑事司法の分野における非集権化は、地域の実情に合った支援が可能となるというメリットが期待できる一方で、行き過ぎた介入に陥りやすいという危険も孕んでいる。

構想は、公権力による刑事政策を批判的に検証するという刑事政策学のアイデンティティも同時に持ち合わせていることが望ましい。加えて、被害者を重視する立場にも配慮する必要がある。

以上の問題意識を踏まえ、「法学の基礎」のシラバス作成を担当した。法学を学習することの効用は、物事を公平に扱える能力や、多面的な利益への視点を身につけることができることである。これらは、ある政策や政策提言に対する価値判断を避けて通ることができない刑事政策という学問分野において、非常に重要な要素である。

3 英国の犯罪学にみる日本の犯罪学の課題

デイビッド・ブルースター（金沢美術工芸大学）

（1）犯罪学の専門知識の価値

犯罪学が、他の知識（ジャーナリズムや世論）よりも正当な価値のある知識であるためには、①科学の理想への固執（すなわち、真実の探求）、②厳密な方法論による社会現象の観察と測定、③これらの現象を説明できる理論的な知識の構築が必要である。したがって、犯罪学教育には方法論のトレーニング不可欠である。英国のように犯罪学が確立・発展している国では、理論と方法に重点を置くことが高水準な学位プログラムとされている。犯罪学の学位プログラムが認定されるには、大学が遵守しなければならない「subject benchmark statement」とよばれる基準があり、理論と方法がその重要な部分を占めている。

犯罪学の知識の価値とは何かを考えると、それを学ぶ人たちにとって有益であるかどうかを検討する必要がある。英国・カーディフ大学では「問題指向型」の犯罪学教育を提供している。ここでは「問題指向型アプローチ」を用いて、さまざまな犯罪学上の問題を評価・分析・査定するための方法論と理論のスキルを獲得することを目的としている。これによって英国特有の問題を学ぶにしても、ここで得られたスキルはさまざまな文脈の異なる問題に応用することができる。

犯罪学の価値とは、実証的な研究と理論に基づくことである。これこそが、犯罪学の知識を他の種類の知識と区別するものであり、社会変動に貢献することができるものである。

（2）自由民主主義における犯罪学の専門知識の役割

犯罪学は変革をもたらすことができる学問である。しかし、政府機関、刑事司法機関、関連団体との連

携がなければ、犯罪学が物事を変えることはできない。英国の状況をみると、学術的な犯罪学と政策・実務との連携が強く、政府と犯罪学者が協力してきた長い歴史がある。

しかし、こうした連携には大きなメリットがある一方、起こり得る管理的犯罪学“administrative criminology”の問題も考慮する必要がある。「犯罪学は誰のためであるべきか」を考えると、学術的な自由や独立への脅威には注意が必要である。現在の英国の犯罪学は多くの点で「管理的」になりすぎている。犯罪学がその変革の可能性を実現するためには、犯罪統制機関や権力者を自由に批判する必要がある。批判する自由がなければ、犯罪学は監視・統制の強化を正当化するだけになってしまう危険性がある。

(3) これからの日本の犯罪学

以上の通り、犯罪学教育は、犯罪、犯罪化および統制の問題を理解・分析・説明する方法を学生に教えるべきである。理論と方法論を中心に、さまざまな学生に“transferable skills”（さまざまな環境や文脈で使用できるスキル）を提供するべきであると考えている。

また学術的な犯罪学は、自由で批判的な思考を維持しながら、犯罪統制政策と実践に関連する組織との連携を確立し強化する必要がある。日本にもこうした基盤はすでに存在しているが、次のステップとして、より正式な教育・研究上のパートナーシップを確立する必要があるだろう。これは、将来の実務家が犯罪学のスキルや知識を活用できるようにするため、また、研究者が組織と協力して社会に有意義な影響を与えるような研究を行えるようにするために重要である。

4 『犯罪学理論入門』シラバス作成から見えたもの

上田 光明（同志社大学）

いかなる学問分野においても基礎研究、すなわち理論研究は重要である。日本において学問分野として確立されているとは言えない犯罪学の発展のためには、理論研究が必須である。

しかし、日本の犯罪学では、実務や実践活動に基づいた研究が増加しているのに対して、理論研究はほとんど行われていない。その結果、日本では犯罪学理論が間違った形で理解・認識されている。例えば、ある学会報告で日本の研究者が、「Positive Criminology というパラダイム転換が犯罪学の世界で起きている」というのを聞いたことがある。筆者は、海外の犯罪学研究動向は一定程度把握しているつもりだが、そんなことは一切見たり聞いたりしたこともなかったのが大変驚いた記憶がある。

Positive Criminology は、犯罪学の父と言われるロンブローゾに師事した、かのエンリコ・フェリが最初に用いた術語であり、通常それは実証主義犯罪学という文脈で用いるものである。その研究者が意図していたのは、それとは全く異なるものであった。理論研究の衰退や不人気は海外でも同様だが、このような内弁慶的傾向が日本で進むと海外の研究者とのミスコミュニケーションにつながるのではないかという危惧を筆者は持っている。

さて、今回、筆者は『犯罪学理論入門』という名の講義のシラバス案を提供する機会を龍谷大学犯罪学研究センターからいただいた。筆者の考える犯罪学とは、①犯罪はなぜ起きるのか、②どのような行為が犯罪とされるのか、③どのようにしたら犯罪は防ぐことができるのかを考える総合的・学際的学問である。このうち、本講義では、①を中心に取り扱いつつ、②も③も視野に入れたものとなっている。ここまでは通常の犯罪学理論の講義と同じであろう。筆者のシラバスの独自性は、自由意志論と決定論の対立を軸に犯罪学理論研究の展開を再構成したところにある。この対立軸は、宗教観や哲学にも関連するため、日本人にとっては大変なじみの薄いものである。しかし、この論点の克服こそが日本の犯罪学理論研究の発展の機会だと筆者は考える。

最後に、世界の犯罪学の歴史からも示唆を得たい。犯罪学史を振り返るとき、2つの事象をターニングポイントとしてあげることができる。ひとつは、古典派への批判を基軸としたロンブローゾ、フェリらによる実証主義犯罪学（Positive Criminology）の誕生、もうひとつは、当時の犯罪学が科学ではないと批判したマイケル／アドラー報告（1932年）への反発を基軸としたサザランドによる犯罪社会学の確立である。どちらも古いものを乗り越える点に共通点があり、とりわけ、サザランドは、アメリカの犯罪研究において社会学が重要な地位を占め続ける礎を作ったともいわれている。本学会は犯罪「社会学」会である。犯罪研究では心理学が優勢であるという日本の現状を少しでも変えたいという思いもあり、サザランドにあやかって、日本版マイケル／アドラー報告、すなわち、日本の犯罪社会学研究を批判的に振り返ってみたい。日本におけるこれまでの犯罪社会学は、海外の研究成果をただ単に輸入／翻訳するだけのもの、国内の科学的根拠は欠きながら海外の研究成果だけに依拠した社会評論のようなものが主流であった。これらを反面教師とするならば、今後は、常に世界の動向を意識しつつ、世界へと発信する姿勢や、自国のデータを用いた実証的調査研究が求められよう。

5 フロアからの発言

■以下は、コーディネーターである暮井（龍谷大学）が発言の趣旨を取りまとめたものである。これは、各発言者の所属組織を代表した公式見解ではなく、個人的見解であることにご留意いただきたい。

（1）吉間 慎一郎氏（横浜地方検察庁）の発言

① 検察官としての立場から

現在の刑事政策に対する批判的な視点が重要であるというのは、指摘の通りである。日本の厳罰主義、ポピュリズムに伴い、法定刑が重くなってきているという分析がなされている。これには、検察官も関与してきたことが指摘されている。センセーショナルな事件が起きたときに、世間の厳罰化を求める声に対して、冷静な視点を持ちつつ、実態に即した議論していくことが求められている。実務家は、その状況を認識することが非常に重要である。

法科大学院生には、企業法務に関連した科目に需要がある一方で、基礎法学を履修しようとする者が非常に少ない印象がある。基本的な学問を学ぶことこそが、犯罪学部にとって非常に重要である。

犯罪を理解するための知識を、学生の関心に応じて、広く学べるようなプログラムが提供できるような仕組みがあれば、関心をより広げられるのではないだろうか。さらに、他学部や他大学の講義も受講できるようなプログラムがあれば、意義のある教育になるであろう。

② 研究者としての立場から

研究にあたり、諸外国の論文を読む機会がある。翻訳されていない文献に関しては、文献を探して、自身でその外国語文献を読み解く必要がある。龍谷犯罪学構想にあるように、「イングリッシュ・リテラシー（英語運用力）」を涵養することも、学部生に対する教育のみならず、研究者を養成するうえで、非常に重要である。

（2）國井 恒志氏（静岡地方裁判所）の発言

① 大谷報告について

本構想のテーマである「つまずき」という言葉には、法律学に必要な多様な視点を確保するための機能がある。裁判員裁判において、裁判員は、被害者側に共感する人が多いというのが、一般的な傾向である。裁判は、公平が重要であるため、被害者側だけでなく、被告人側の視点にも立つことが必要となる。裁判員に対して、当該事件の局面は「つまずき」の一つであるとの説明をすると、誰にでも有り得ることであると理解し、被告人側の視点でも検討できるようになる。同様に、テーマである「生きづらさ」という言葉には、精神疾患を有する被告人の立場を理解してもらう機能がある。また、発達障害は「生きづらさ」の典型であるため、この言葉を使うことで被告人の立場を理解してもらえることが多いと感

じる。このように、「つまずき」や「生きづらさ」という言葉には裁判で重要な公平性や多様な視点の確保するために重要な機能を有していることを指摘したい。

② ブルースター報告について

報告では、犯罪学が社会に貢献するためには、国会や社会と結びつく必要があると指摘された。法治国家である以上、裁判官や検察官は、ルールに基づいて権力を行使する。仮に犯罪学で何かを変えようと思うのであれば、ルールを変える必要がある。ルールを変えるには、世論に訴えること、市民の理解を得るということが重要となる。それには、被害者や被害者遺族のみならず、被告人や加害者家族など、市民が大きな視野を持ち、刑事分野を理解することが必要である。そうでない限り、ルールを変えることができない。犯罪学の分野で有意義な提言を行ったとしても、世の中でそれを実現させることは困難であろう。

③ 上田報告について

犯罪が認定されれば、刑罰という効果が生じる。刑罰の対象とならなければ、犯罪とはならない。このような犯罪と刑罰との結びつきが強固であるのが法学である。犯罪学や社会学では、この結びつきを緩やかに解しているように思われる。犯罪学を展開するうえでは、この強固な結びつきを前提に理解してもらいたい。

（3）市川 寛氏（第二東京弁護士会）の発言

① ブルースター報告について

政府機関や刑事司法機関との連携が重要であり、実務家にとっても犯罪学、刑事政策を学ぶメリットが大きい。このことと関係して、現段階の構想では、アカデミックと実務の交流・連携する具体的な機会があるか質問したい。

② 石塚 伸一氏（龍谷大学犯罪学研究センター長）

からの回答

龍谷大学には、矯正・保護総合センターがある。そこでは、これまで矯正の実務家に向けての教育を実践してきた。その経験を活かし、実務家との交流・連携を展開していく予定である。また、一般の人に向けた犯罪学を展開することで、犯罪に対する正しい知識を得てもらうことが期待でき、実務家になろうとする人の養成にも寄与することが期待できる。

（4）中島 学氏の発言

① 大谷報告・ブルースター報告について

矯正研修所では、施策の効果を検証している。矯正の実務では、行き過ぎた管理的な評価、施策に迎合した結果をもたらす懸念が常に内在している。これに対しては、犯罪学の知見や外部の研究団体や組織との協働というのが重要である。本構想には、このような取り組みが必要になるであろう。

②上田報告について

日本の刑事施設では、他国とは違う枠組みのなかで、矯正を行ってきた歴史がある。社会的背景や文化的背景を考慮せず、欧米的な発想で、正義や刑罰、立ち直りを語ることへの違和感があった。他国と比較した場合、日本では安定した刑務所運営が行われている。しかし、研究者からは、行刑の運営に対する批判が向けられ、研究者が実務の実態を把握していないのではないかと疑問に思うことがある。研究リテラシーを持ち、研究の成果が、誰に、どう波及するのか、ということ念頭にいた研究を行う人材を育成してほしい。その点では、市民への教育や地域との協働が課題になる。刑事施設内の諸活動を日本の犯罪学的知見からの確に分析して、「生きづらさ」や「つまずき」を解消する学部やカリキュラムを確立するとともに、社会に還元する学問や教育を確立してほしい。

(5) 布施 勇如氏 (ジャーナリスト) の発言

日本に犯罪学部が存在しないことが、疑問であった。日本には、学術的な分析の担い手が少ないという話題があった。それは、例えば、死刑を分析しようとしても、「死刑執行速報」がほとんど黒塗りであり、刑事訴訟確定記録も入手困難で、日本では基本的なデータにアクセスすることも非常に難しいことが関係していると思われる。データを学術的に分析して、エビデンスに基づいた理論を展開すること自体が、非常に困難である。

矯正や更生保護では、民間の力を頼らざるを得ない状況がある。一方で、日本で情報公開が進まないのは、「官」が「民」を信頼していないことにも理由があるように思われる。情報を入手して分析するには、龍谷大学犯罪学部が「官」との協働を進めることが重要である。

(6) 武内 謙治氏 (九州大学) の発言

学際的な学部については、ディシプリンが明確でないという指摘がある。当該学部の学生には、最終的に自分が何を論じたいのかという意思を持つ力に欠けているとの指摘も多い。これは、学際的な学部の普遍的問題であり、各学問領域に引きつけたとしても、なおも解決困難な問題であるかもしれない。

本構想は、リカレント教育にも有用であると思われるが、まずは、入口の設計が組織として問題になるのだろう。基礎的な教育として、法学では学ぶべきことが多い。例えば、近年、情報法分野でのプライバシーのあり方などが変化しており、近年の多様な議論を前提に教育を行おうとすると、内容的にも膨大にならざるを得ないと思われる。刑事政策を学ぶには、歴史学、数学、倫理学など、基礎的な科目も提供するのが望ましい。そうなると、外延がどこまでも広がる。基礎的な科目として何を置くのかと

いうことが非常に難しい。これについては、他大学との連携によって解消できるかもしれない。

次に、出口となる卒業後の問題が生じる。外国の水準を知る契機として、留学を卒業要件とすることで、犯罪学を学ぼうとする者のニーズを得られるのではないかと。諸外国では、国際的なスタンダードを共有しようという意識が高まっている。諸外国の大学とも連携していくことで、より深い教育を実施できるのではないかと。

そして、資格取得のためのリカレント教育が重要であると同時に、研究者を目指そうとする者をいかに養成するかを検討する必要がある。犯罪学の分野で博士号を認定するためには、実証研究が必要となる。日本ではデータが入手困難であるため、実証研究を展開することも非常に困難である。それを踏まえると、やはり、政府などの各種運営機関との連携が重要であり、かつ独立性を担保することが課題となるであろう。

(7) 水藤 昌彦氏 (山口県立大学) の発言

龍谷大学構想には、犯罪学の確立と対人支援に関する教育が両輪にある。とりわけ、対人支援を行う者を養成するにあたり、以下の点が重要になる。

①「実践のあり方についての研究」と批判的視点の重要性

実学を学びながらも、実学に対して批判的な視点をどう身につけるのかが重要である。これらの視点を養うには、価値や倫理を学ぶことが鍵となる。

②どのように段階的教育を実施するか

刑事司法における実践場面を知ることの重要性を踏まえつつ、犯罪学リテラシーの獲得と法的思考力の涵養が大切である。それと同時に、生物的、心理学的、社会学的な思考をこの課程のなかでいかに身につけるかという点も重要である。これらを段階的に教育することで、刑事司法に接触した人や、接触するおそれがある人への支援に有効な学びが得られる。

③学ぶ側のニーズを知ることの重要性

現在、社会福祉領域のエキスパートが求められており、専門職へのリカレント教育のニーズがある。刑事司法と福祉の連携に関して、ここで求められる福祉は、一般的な福祉と同様であるとの指摘がなされている。しかし、実際には、刑事司法を経験した人特有の問題がある。犯罪学リテラシーと対人援助の知識を持つ人材へのニーズは高い。

④学際性、学融性をどうするか

本構想におけるカリキュラムでは、法とソーシャルワークの2つの課程に分断されているように見受けられる。そのため、諸外国における Criminology のカリキュラムとの比較、検討を行い、2つの領域の均衡や融合を図ることが必要であろう。

自由報告

新本格運動における犯罪被害者

——『このミステリーがすごい!』『本格ミステリ・ベスト10』に掲載された推理小説を対象にして——

○岡村 逸郎(東京家政学院大学など)

1 目的

本報告の目的は、犯罪被害者を主要登場人物にする推理小説が新本格運動から影響を受けた世代の作家によって書かれる現象が、いかなる集団的な実践のもとで生じたのかを明らかにすることである。

近年、犯罪被害者に対する社会的な関心が、複数の領域で高まっている。こうした現象は、犯罪社会学の領域において注目される。マス・メディアは、一般の人々が犯罪に関する認識を形成する際に参照する、主要なテキストだといえる。しかし一言にマス・メディアといっても、そのなかには、実際に起きた犯罪が扱われるテキストと、小説、漫画、映画のように、架空の犯罪が描かれるテキストがある。犯罪社会学の領域においては、後者のテキストを分析する視角が十分に用意されていない。

そこで本報告では、架空の犯罪を多く描いてきた大衆文学である、推理小説に注目する。そして、推理小説に固有な論理のもとで犯罪被害者を描いてきた、作家の実践に着目する。

2 方法

本報告では、1980年代後半から2000年代にかけての日本で書かれた、犯罪被害者を主要登場人物にする推理小説を扱う。その際に注目するのは、これらの作品の多くが、新本格運動から影響を受けた世代の作家によって書かれたことである。

犯罪被害者を主要登場人物にする推理小説は、新本格運動から影響を受けた世代の作家がプロの作家として成熟する時期と犯罪被害者に対する社会的な関心が高まる時期が重なることによって、いわば両者の化学反応の結果として生まれた作品群なのではないか。この仮説を検証するためには、犯罪被害者にかかわる社会状況の変化を踏まえたうえで、作家が行なった集団的な実践を検討する必要がある。

筆者は、2つのランキング雑誌を通して作品を収集した。2つのランキング雑誌とは、『このミステリーがすごい!』(以下、「このミス」と『本格ミステリ・ベスト10』(以下、「本ミス」)である。

筆者は、このミスと本ミスの創刊号から2010年版までを通読し、作品を収集した。収集した作品は、第1に、書評において被害者が主要登場人物だと明記されたものである。第2に、雑誌の記事において扱われた作品の裏表紙などをみて被害者が主要登場人物に含まれると推定した作品のうち、本文を讀ん

でそうだと確認したものである。

以上の資料調査の結果、36個の作品を収集した。それらの作品を、「サブジャンル」や「主要な犯罪類型」などの項目に分類した。

3 考察

表1(要旨では省略)をみると、主要登場人物が遺族かつ探偵役である14個の作品のうちの9個、主要登場人物が遺族かつ復讐者である10個の作品のうちの9個が、2000年代に刊行されたことがわかる。このことの背景には、実際に起きた事件を通して生じた、犯罪被害者をめぐる社会状況の変化がある。1990年代後半の日本においては、犯罪の被害者遺族がマス・メディアや手記などを通して、社会的に注目されるようになった。推理小説の作家は、こうした社会状況の変化を観察した。そして、架空の犯罪に新鮮さを与えることを狙い、遺族が真相を追究する過程や遺族の復讐感情を描いたのである。

ここで注目すべきなのは、1990年代後半よりもまへの時期に犯罪被害者を主題化した、一部の作品である。犯罪被害者に対する社会的な関心がまだ大きく高まっていなかった時にあえてそれを主題化した作品からは、以上でみた社会状況の変化だけでは回収されない、作家の試みを読み解くことができる。すなわち、犯罪被害者を活用することによって推理小説の幅を広げようとした、作家の先駆的な実践を観察することができる。

山口雅也は、『生ける屍の死』という小説を、1989年10月に刊行した。探偵小説の作家は、被害者の死を、論理的な謎解きの物語を駆動するトリガーとして位置づけてきた。対して山口は、被害者の死を求める探偵小説の「お約束」を破ることを試みた。

山口は、死者が蘇る特殊設定を用いることによって、殺された被害者が証言できないことを前提としてなり立ってきた、推理小説の形式に挑んだ。山口は、その特殊設定を、読者が犯行動機とトリックを推理するための手がかりとして位置づけた。

山口は、本作品において、死者が蘇る特殊設定のもとでも「フェア」で論理的な謎解きになり立つことを示そうとした。山口は、主人公が過失致死によって死亡したのちに蘇った設定を、主人公が探偵となることを決意するきっかけとして描いた。そして、読者が真相を推理するための手がかりを提示する際に、その設定を問題篇で活用した。山口は、以上の

試みを通して、結果的に、被害者本人を推理小説の主題とすることになったのである。

法月綸太郎は、『頼子のために』という小説を、1990年6月に刊行した。作家の法月は、本作品において、作中手記をトリックの核心として位置づけた。作家の法月は、復讐を遂げたあとに自殺を決意した「被害者遺族」が書いた手記における記述の真偽に対して多くの読者が疑いを差し挟まないことを想定して、本作品を書いた。すなわち、被害者遺族の思考や行動に対する人々の先入観のなかに、トリックを仕かけた。

作家の法月は、以上のように作中手記を、被害者遺族の経験や復讐感情自体を描くためではなく、論理的な謎解きの物語を駆動するための道具として用いた。作家の法月は、推理小説で用いられてきた作中手記という仕かけを、被害者遺族だと自称する人物の手記のかたちで転用した。そしてそのことを通して、従来の推理小説の形式を維持しつつ、それをあらたなかたちで展開することを試みたのである。

貫井徳郎は、『慟哭』という小説を、1993年10月に刊行した。貫井は、本作品において、2つの物語を描いた。貫井は、以上の2つの物語を描く際に、叙述トリックを作中の時系列に対して用いた。貫井は、実際には別の時期に行なわれた2つの異なる事件を、犯人の視点とその犯人を追いかける刑事の視点から描かれた同一の事件として、読者に錯覚させる仕かけ用いた。

貫井は、解決篇において、佐伯の娘が第1の連続少女誘拐殺人事件の最後の被害者だったことと、佐伯が第2の連続少女誘拐殺人事件の犯人だったことを、丘本の口から明らかにした。一般的な推理小説であれば、このあとで加害者の犯行動機が、犯人や探偵の口から詳細に語られることが多い。しかし貫井は、本作品の解決篇において、加害者の犯行動機に関する描写を、松本が丘本に対して述べる「私は言ったじゃないですか。『娘のこととなると気違いになる』って」という一言のみで片づけた。にもかかわらず本作品は、加害者の犯行動機を厚く記述した作品として、読者が理解できるように書かれている。なぜならば、貫井が問題篇で行なった佐伯と娘の関係に関する詳細な記述が、解決篇で佐伯と松本が同一人物である真相が提示されることによって、実は松本の犯行動機に関する詳細な記述でもあったことが明らかにされるからである。

貫井は、推理小説において使われてきた叙述トリックという手法を用いて、本作品を書いた。さらに、時系列に関する叙述トリックを、加害者／被害者のカテゴリーに関する読者の理解を攪乱する際に用いた。すなわち貫井は、従来の推理小説のように犯行動機の描写を物語の中心としつつも、その物語に加

害者／被害者に関する叙述トリックを仕かけることによって、加害者の犯行動機の詳細な記述と被害者遺族の経験の詳細な記述を同時に行なった。そしてそのことを通して、犯行動機の描写を中心として書かれてきた推理小説を、その形式は維持しつつ、あらたなかたちで展開することを試みたのである。

4 結論

本報告では、犯罪被害者を主要登場人物にする推理小説が新本格運動から影響を受けた世代の作家によって書かれる現象が、いかなる集団的な実践のもとで生じたのかを明らかにした。具体的には、第2節と第3節で、遺族が真相を追究する過程や遺族の復讐感情を描く作品が、犯罪被害者をめぐる社会状況の変化を観察する作家の活動のもとで、2000年以降に多く書かれたと考察した。さらに、第4節で、3つの作品の分析を通して、新本格運動から影響を受けた世代の作家が自らの作風を模索するなかで、犯罪被害者を活用して推理小説の幅を広げる先駆的な実践を行なったことを明らかにした。

しかし、本報告でとり組めなかった課題もある。貫井は、ランキング雑誌で注目された作品を含めたひとつながりの実践を通して、犯罪被害者を推理小説のなかで主題化する方法を模索した。本報告で明らかにした推理小説の作家による集団的な実践を、作家が行なった個別の実践の詳述を通して精緻に分析することが、今後の課題である。

文献

- Best, Joel, 1999, *Random Violence: How We Talk about New Crimes and New Victims*, California: University of California Press.
- 土井隆義, 2002, 「犯罪被害者問題の勃興とパターンリズム——少年法改正をめぐる構築と脱構築の力学」『法社会学』57: 114-34.
- Hamai, Koichi and Tom Ellis, 2008, "Genbatsuka: Growing Penal Populism and the Changing Role of Public Prosecutors in Japan?," *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33: 67-92.
- 法月綸太郎, [1990] 2017, 『頼子のために』講談社.
- 貫井徳郎, [1993] 1999, 『慟哭』東京創元社.
- 岡村逸郎, 2021, 『犯罪被害者支援の歴史社会学——被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立と連携』明石書店.
- 内田隆三, [2001] 2011, 『探偵小説の社会学』岩波書店.
- 山口雅也, [1989] 1996, 『生ける屍の死』東京創元社.

はじめに—社会認識とデータの乖離について

「少年犯罪は凶悪化している」「少年事件が増加している」「加害少年は更生しない(再犯する)」といった言説は、1997年に起きた神戸・連続児童殺傷事件以降、今日まで一般社会に広く浸透している。少年法の適用年齢引下げ議論においても、「(少年犯罪が)凶悪化している」との政府内部の声に端を発しているが(日本経済新聞 2015)、世論も少年犯罪に対し同様の認識があるとみられる。内閣府が実施した2015年度の世論調査によれば、少年犯罪が「増えている」と回答した割合が、該当者1773人のうちの78.6%と約8割近くを占めている(図1)。この結果は、2010年に行われた前回の調査結果で「増えている」と回答した割合(75.6%)よりも上昇していることが分かる。また、増加している少年犯罪の種類に関しては、インターネットを利用した犯行予告や誹謗中傷行為を挙げた割合が63.0%と最も高いが、次に52.7%が自分の感情をコントロールできず突然キレて行うもの、45.9%が「凶悪・粗暴化したもの」という回答結果であった。

しかし、実際の統計データに照らし合わせると、これらの認識が実情と異なることが示される。警視庁が発表した「令和3年中少年育成活動の概況」によると、凶悪犯罪を含む少年犯罪全般は減少(図2)、オレオレ詐欺に関連する「受け子」が増加しており、「凶悪化」していないことが明らかである(図3)。同様に、少年の再犯件数も減少傾向にあるが、しばしば目にする「再犯率」に関する報道では、少年犯罪件数に対する再犯者数の割合である「再犯者率」を指していることが多く、誤解を招いていると指摘されている(揚井2016)。少年の再犯者率に関しては、全体の3割から4割の間を微増しているものの少年犯罪自体が減少しているため、再犯者数も減少傾向にあり、「加害少年は更生しない(再犯する)」というイメージと実態では様相が異なる。

ニュースバリューとコード化・脱コード化

なぜ、一般的な認識とデータ(実態)にこのような相違が生まれるのか。このような相違は、日本での子宮頸がん予防におけるHPVワクチンの「副作用」や東日本大震災後の原発事故による放射能の「影響」といった近年の議論においても確認されている。イギリスの学者スチュアート・ホールらは、1970年代初頭に起きた少年たちによるマギング(路上強盗)に対して、マスメディアが過熱および偏向報道を行った結果、モラル・パニックを引き起こし社会不安を煽った事例を挙げ、実際に起きた事件と人々の事件に対する認識や反応に大きな差が生じていることを指摘した(Hall et al. 2013)。共通認識と統計データの相違については、メッセージの送り手側の伝え方を含むメディアの役割と受け手側が属する社会文化的背景や個人のリテラシー能力による影響が大きいと考えられる。また、ホールは報道における「ニュース」の生産と価値の付加についてメディアの役割を分析し、テレビ等のメディアを介したコミュニケーションに関して、メッセージのコード化・脱コード化のプロセスにおいて送り手と受け手との間に、どのように解釈の違いが生まれる

のかを考察した(Hall 2009, Hall et al. 2013)。共通認識の醸成には、受け手と送り手の間に基本的な同調性と相互関係が存在し、そして問題をはらむ新たな事象に関しては「問題のある社会的現実」という言説領域に配置され、その領域で語られることによって、受け手が「納得」することであるとホールは指摘する(Hall et al. 2013 p.57)。ホールによれば、メッセージが持つ暗示的な意味というものは多義的であり、社会、文化、政治世界においてそれらをどのように分類するかによって、優先的な文化秩序が形成される(Hall 2009 p.34)。そして、受け手が「納得」する解釈とは、人々に「好まれる解釈のパターン」として、社会や文化の中で物事がどのような目的に沿って進められるのかといった常識や信条にも密接に関係するため、優先的な解釈というものは存在する(Hall 2009 p.34)。換言すれば、メッセージの送り手がある事象を「問題」として提起したとしても、受け手の属する社会や文化秩序にある優先的な解釈と合致しない場合や、受け手と送り手との間に前提条件となる背景を共有していない場合は、両者間に伝達内容の齟齬が生じる。また、事象が「問題」として受け手に認識されるには、送り手側の語りを受け手にとって抵抗なく自然に受け入れられ納得できるものであり、「好まれる解釈のパターン」と一致する必要があると考えられる。

少年非行・メディア・法改正

日本の少年犯罪における社会認識に関しても、メディア報道が大きな役割を果たしており、実情と相反する認識を基に少年加害者や少年法の厳罰化を支持する声が世論を形成していることは先行研究でも明らかである(鮎川 2001, 牧野 2012, 河合 2004, 2015)。しかし、ここで留意すべき点は、厳罰化が犯罪の抑止力として機能しないという研究結果が報告されているにもかかわらず(Redding 2010, Harding 2019)、その事実が社会一般に認知されていないことであろう。専門家や実務家等の関係者によって正確な情報に基づく積極的な発信が試みられているものの、世論における事実誤認を修正するまでには至っていない。一方で、2000年以降2014年までに厳罰化に向けた少年法改正が4回行われており、20歳から18歳への選挙権年齢や民法上の成年年齢の引き下げを受け、少年法においても2022年から特定少年という枠組みを設けて部分的な適用年齢引き下げを行うことが決定した。複数回にわたる改正の中で、メディア報道では「厳罰化を求める世論に応じる形で」といった文言が「被害者の声を受けて」と同様に散見されていたが、単に「誤った社会認識」ととどまるだけでなく、実際に司法の領域にまで影響を及ぼす危険性に関しては、近年の政治的風潮と合わせて改めて考察する必要があるだろう。

考察

このように誤った社会認識に対する解決策が講じられないまま、少年事件について「心の闇」「人を殺してみたかった」といった言葉での語り根強く浸透しているように見受けられる。固定化されたイメージ

からの脱却に関しては、犯罪社会学やカルチュラルスタディーズを含む複数の分野で長年の課題となってきた。他方、近年の情報メディアの発展に伴うグローバル化・伝達手段の多様化のなかで、テレビ、新聞、雑誌などのトラディショナルメディアの役割や影響も変化しており、誰もが発信者になりうるデジタルメディア上でも個人が情報を直接発信し、再生産する機能を果たしている。つまり、ある事柄へのイメージの生成、増幅、固定化は、急速に進むとともに複雑化していると言える。そのため、正しい理解を促すための情報発信やその方法についての検討は、多角的・学際的なアプローチが求められることは明らかである。

一方で、メディア報道と社会認識・世論形成における関係性や、それらの社会的・司法上の影響を明らかにするための調査方法は確立しておらず、1970年代後半のホールらの研究(2013)では、統計データの分析およびニュース記事や裁判官の発言等の言説分析を用いて調査を行っていた。調査方法には課題があるものの、これまでに生じた誤解による弊害や少年事件の「加害者」「被害者」への構築されたイメージがもたらす影響を再考し、少年非行を社会全体の問題として「何をどのように伝えるべきか」「どのように事件を理解するのか」、情報の発信者・受け手の双方の視点に着目し、新たな情報発信の方法を探ることが重要であると考えられる。そのためには、これまで語られてこなかった非行当事者および関係者の声に耳を傾けるとともに、伝えること以上に「どのように伝わるか」を理解することが必要となるであろう。

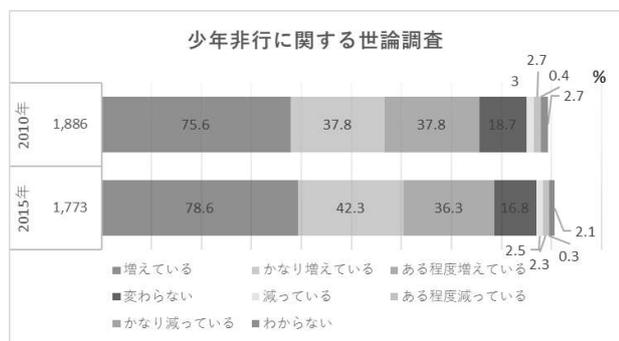


図 1 「少年非行に関する世論調査 2010年および2015年」内閣府世論調査報告書に基づき作成



図 2 「少年による刑法犯および触法少年の検挙人員推移」資料:令和2年版 犯罪白書「資料3-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比(年齢層別)」に基づき作成

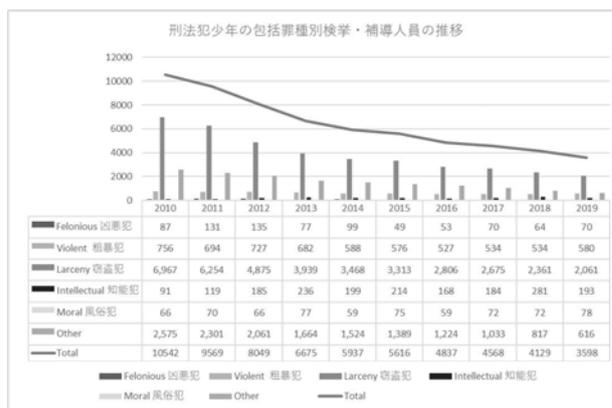


図 3 「刑法犯少年の包括罪種別検挙・補導人員の推移」

資料:警視庁生活安全部少年育成課作成「令和元年中少年育成活動の概況」2019年に基づき作成

文献

鮎川潤, 2001, 『少年犯罪—ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社

河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学』岩波書店

河合幹雄, 2015年6月2日, 「乱暴な少年法・成人年齢議論と改憲論」『論座』
<https://webronza.asahi.com/national/articles/2015052000007.html>

牧野 智和, 2009, 「犯罪報道研究の現状と課題」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』20(1):13-24

日本経済新聞, 2015年2月27日, 「与党幹部、少年法見直しに言及 川崎・中1殺害受け」

楊井人文, 2016年11月15日, 「『再犯者率、過去最高』のカラクリ 犯罪白書でミスリード報道相次ぐ」Yahoo!News個人記事
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yanaihitofumi/20161115-00064334>

Hall, S., 2009, ENCODING/DECODING. In S. Thornham, C. Bassett, & P. Marris (Eds.), *Media Studies: A Reader* (pp. 28- 38). Edinburgh University Press

Hall et al., 2013, *Policing the crisis: Mugging, the state and law and order* (2nd ed.). Palgrave MacMillan.

Redding, R. E., 2010, *Juvenile transfer laws: An effective deterrent to juvenile delinquency?*
<https://ojdp.ojp.gov/library/publications/juvenile-transfer-laws-effective-deterrent-delinquency>

Harding et al., 2019, A natural experiment study of the effects of imprisonment on violence in the community. *Nature Human Behavior*, 3(5), 671- 677. doi:10.1038/s41562-019-0604-8

1 はじめに

本報告の目的は、日本で特に 2000 年代半ばに相対的に多数制定された厳罰化立法と、「抑止効果」言説との関係を探ることにある。厳罰化立法とは、懲役年数や罰金額を引き上げるといった既存の刑罰を強化する狭義の厳罰化と、それまで不処罰であった行為を処罰する広義の厳罰化（浅田 2008）のいずれかを含む立法である。

刑罰を強化すれば犯罪行為を未然に防止できるという「抑止効果」の言説は、現代日本社会の至る所で見られる。近年の国会で抑止効果が争点となった例として、2021 年の通常国会で審議された新型インフルエンザ対策特別措置法の改正がある。提出時には、患者が入院勧告や強制的入院、疫学的調査を拒否した場合に刑事罰を科せる規定が置かれていたが、与野党の修正協議によりこれが行政罰へと修正された。政府のトップリーダーたちは、法に従わない行動を抑止するためには罰則が必要と考えていたが、医療関係者の団体からは、罰則は目的に対してむしろ有害という趣旨の反対意見が提起されていた。

世論や政治家が罰則の持つ「抑止効果」を信頼し、現場で働く人々がそれに懐疑的であるという構図は、刑事政策領域における厳罰化や矯正をめぐるイシューにおいて頻繁に見られる。このような問題意識を前提に、本報告は、厳罰化による抑止効果に関する先行研究を概観した上で、厳罰化立法のデータに基づいて、「抑止効果」言説の傾向を探る。

2 問題の所在

以下では本報告の問題の所在を研究上の文脈に沿って明らかにする。そもそも、厳罰化は抑止効果をもたらすのだろうか。米国等においてはこの点について多数の実証研究があり、それらの包括的なレビューによれば（Levitt & Miles 2007; Paternoster 2010; Durlauf & Nagin 2011）、取締りを強化するといった刑罰を受ける確率を高める政策変化については犯罪抑止効果に対する強い証拠があるのに対し、罰則を引き上げるといった刑罰の厳しさの変化については犯罪抑止効果への証拠が乏しいとされる。

日本のデータを用いた実証研究はまだ乏しいが、そのうちの多くが暗数や犯罪統計のくせに起因する問題を抱えており（中島 2011）、それを意識して設計された研究も、厳罰化立法がもたらしたと見られる凶悪犯罪の減少については、抑止効果と無力化効果を識別せずに議論をしているという問題がある（京 2021）。以上のように、厳罰化が抑止効果をも

たらすということは、実証的には証拠が乏しい。

そもそも、潜在的犯罪者による犯罪行為を実行するか否かの意思決定に関する Becker (1968) のモデルに照らして考えれば、厳罰化立法が抑止効果を与える条件を満たした潜在的犯罪者の範囲は極めて限られる（京 2021）。そうした条件を満たす場合であっても、広義の厳罰化については一定の抑止効果を認めることができるが、狭義の厳罰化については、多少の罰則の多寡よりも逮捕・有罪確率のほうが、少なくとも日本の文脈においては決定的に重要ではないかという疑問が払拭できない。狭義の厳罰化が抑止効果を持つという主張は、理論的な面からも大きな問題を抱えていると言える。

このように、「抑止効果」言説は、実証と理論の双方において厳罰化政策の正当化理由としての根拠を欠くが、政策決定者はいかなる条件でこれを厳罰化立法の正当化理由として用いているのだろうか。これが本報告の問いである。

3 データ

基盤となるのは、1990～2016 年の厳罰化立法のデータである（Kyo 2021）。この期間に成立した厳罰化の内容を含む閣法 822 件に焦点を当てる。厳罰化立法の作業定義は、現行法よりわずかでも罰則の範囲を広げる／罰則を強化する内容が含まれているものであるため、この 822 件の中には本来捉えるべき厳罰化現象との関係が薄いものも含まれている可能性がある。

そこで、以下 2 つの角度から対象の絞り込みを行う。(1) 法律関係業界にとって一定以上の重要性を持つ法改正。(2) 罰則の強化を主たる改正内容の一部にしているもの。(1) の基準から、822 件のうち立法担当官解説が存在するものに分析対象を絞り込む。まず『時の法令』掲載の解説記事を探し、なければ『法令解説資料総覧』掲載のものを探した。前者で 558 件、後者で 121 件、計 679 件 (82.6%) の解説記事を収集した。次に(2) の基準から、当該記事における罰則に関する記述の有無を確認した。有が 344 件、無が 335 件であった。データに偏りがいないかを国会の法案趣旨説明の内容や時系列の観点から確認したが、大きな偏りは確認されなかった。

4 分析

政策決定者による「抑止効果」言説がいかなる条件で用いられているかを検証するために、罰則に関する記述を含む 344 件について「抑止効果」に言及

する記述の有無を確認した。罰則の強化により犯罪行為の「抑止」や「防止」が望めるという記述を含むものは45件である。また、罰則の強化により「実効性が担保される」という記述については、38件あった。これらを合計しても、罰則に関する記述のある事例のうち4分の1にも満たない。「抑止効果」は厳罰化立法の正当化理由としてそれほど頻繁に用いられているわけではないことが明らかになった。

「抑止効果」と厳罰化の内容のクロス表を見ると、広義の厳罰化よりも狭義の厳罰化を含む厳罰化立法において多く言及される傾向があることが明らかになった。これはBeckerモデルの検討から導出された抑止効果が期待できる場合とは異なる。つまり、客観的には抑止効果を期待しにくい場合に抑止効果を主張する傾向がある、ということになる。

「抑止効果」に言及している45件の立法の内容について、全体の傾向として言えるのは、業界規制への違反行為に対する厳罰化事例が多く、逆に一般人もその気になれば実行可能な犯罪行為については多くないことである。ただしこの傾向は、データセット全体の傾向である可能性がある。

この45件を内容によって分類すると、概ね以下の5つの類型があることが指摘できる。

①注目を集めた事件等を受けての対応。「ポピュリズム厳罰化」論の射程範囲と言えるものであり、実際の抑止効果の有無に関係なく、世論に対しては「再発防止」の厳罰化という大義名分が成立する。

②Beckerモデルから見て一定の正当性がある厳罰化。従来の罰金額が違法行為による業者の利益を大幅に下回るため、それを是正したといった内容のものである。

③旧法でも抑止力があるはずの規制違反。規制当局が認知しやすく、それゆえ逮捕確率を1に近づけることが可能であるにもかかわらず、罰則を強化することで抑止効果を図るという説明がなされている。

④会社組織による犯罪に対して従業員個人に対する罰則を強化。従業員にとっては懲役刑の長さや罰金額の多寡によらず刑事罰を受けるだけでも十分に厳しいと考えられるものであり、しかも実質的な意思決定者に対する抑止効果は薄い。

⑤知的財産法。他国では民事で解決することの多い知的財産権侵害に対し、刑事で対応しようとするのが日本の傾向として指摘できる。刑事罰は厳しくなっているが、警察・検察は模倣品以外の侵害形態を把握して有罪を立証する能力を持たないことを、実務の実態に基づいて指摘することができる。

5 おわりに

政策決定者はいかなる条件で「抑止効果」を厳罰化立法の正当化理由として用いているのだろうか、

という本報告の問いに対しては、暫定的に以下のような結論を導き出すことができる。すなわち、(1)「抑止効果」言説は、「広義の厳罰化」より「狭義の厳罰化」の正当化のために用いられている。(2)「抑止効果」によって正当化することが困難な立法事例、たとえば、犯罪行為を認知できて確実に刑事手続きを進めることが可能な事例や、組織の意思決定者による影響が強く及ぼされているはずの従業員を罰する事例でも用いられている。(3)警察・検察が取締能力を事実上持たない知的財産法の領域でも用いられている。

今後の課題としては、本報告で明らかにした「抑止効果」が用いられる立法の類型を足がかりにして、厳罰化が検討された背景や、所管省庁ごとの特徴・差異、また、「抑止効果」言説が立法に至るプロセスのどの段階で現れたのかといった点などを検討していく必要があるだろう。

※本研究はJSPS科研費19K01356の助成を受けたものです。

文献

Becker, Gary S, 1968, "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, 76(2): 169-217.

Durlauf, Steven N., and Daniel S. Nagin, 2011, "The Deterrent Effect of Imprisonment," Philip J. Cook, Jens Ludwig, and Justin McCrary eds., *Controlling Crime: Strategies and Tradeoffs (National Bureau of Economic Research Conference Report)*, University of Chicago Press.

Kyo, Shunsuke, 2021, "A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan," *Asian Journal of Law and Society*, First View (Online): 1-27.

Levitt, Steven D., and Thomas J. Miles, 2007, "Empirical Study of Criminal Punishment," A. Mitchell Polinsky and Steven Shavell eds., *Handbook of Law and Economics [Volume 1]*, Elsevier.

Paternoster, Raymond, 2010, "How Much Do We Really Know about Criminal Deterrence?" *The Journal of Criminal Law and Criminology*, 100(3): 765-823.

浅田和茂, 2008, 「刑事立法の重罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』法律文化社。

京俊介, 2021, 「厳罰化立法は正当化されるのか? 立法の厳罰化の意義, 犯罪抑止効果とその限界」『中京法学』55 合併号: 37-112.

中島隆信, 2011, 『刑務所の経済学』PHP 研究所。

青少年等によるサイバー犯罪の実態に関する調査

○矢作由美子（中央大学）

四方 光（中央大学）

1 目的

海外ではおよそ 20 年前から犯罪学によるサイバー犯罪の分析が行われ、サイバー犯罪の加害と被害においても伝統的な犯罪学の学説が妥当し得るかが議論されているが、日本では十分な研究がなされていない（四方 2020）。海外の先行研究では、伝統的学説の妥当性を示す論説が多く見られる一方、サイバー犯罪者に対する詳細なインタビューにより、街頭犯罪の犯罪者とは異なる育成歴が示されている（Lusthaus 2018）。

本研究の目的は、我が国において、どのような動機でどのようにして、一定の技術力を要するサイバー犯罪の犯罪者が誕生しているのかを解明する糸口を探索することにある。

2 方法

本研究では、2 種類の質問調査の実施、及び、犯罪統計分析にあたり警察政策研究センターの協力により、都道府県警本部担当課への質問紙の作成、郵送調査の手配、データ分析、並びに、警察庁犯罪統計データ収集に協力を得た。

分析対象は、40 歳未満の青少年、対象罪種を比較的高度な技術を要するものに絞り、2 種類のデータを用いて分析を行った。

第 1 に、都道府県警察の警察本部サイバー犯罪担当課に対して 2 種類の質問紙調査（アンケート調査）を実施した。1 つは主としてサイバー対策の推進に関して問う【総括票】であり、もう 1 つは一定の要件を満たす個々の事件について問う【個票】により、①2018 年—2020 年の間に検挙し報道発表した②不正アクセス禁止法違反及び③刑法上のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪について調査を実施した（回答期限 2021. 9）。

第 2 に、犯罪統計（犯罪統計規則 2 条、犯罪統計細則 3 条）により、2008 年—2020 年に検挙された刑法上のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪を抽出し、そのデータに基づき SPSS を活用し単純集計とクロス集計による統計分析を行った。

3 結果

(1-1) アンケート調査総括票からの分析

「青少年のサイバー犯罪対策の推進について」は、各地で、非行防止教室、啓発講座、講演会・研修会だけでなく、スマホサミットやワークショップ、YouTube 配信の実施。さらには教材開発など情報モ

ラルの向上と規範意識の醸成を図る共同・協力事業が各地で行われている。サイバーパトロール事業については、体制強化の通達に基づき精通した事業者への委託を含めて、26 か所で行われている。

「担当職員以外での人材」については、サイバー防犯ボランティア、少年補導職員等、少年補導員等の少年警察ボランティア、地元の任意団体や業界団体、県メディア教育指導員等が活動している。

(1-2) アンケート調査個票からの分析

「主たる犯行動機」をみると、金銭関連では「遊興費充当」28 件、「生活困窮」23 件、「その他の利欲」13 件、「対象物自体の所有・消費目的」12 件だった。「痴情・怨恨・憤怒」28 件、「遊び・好奇心・スリル」13 件、「自己顕示」4 件であった。



「犯行に必要な技術の獲得方法」について複数回答で尋ねた結果「専門的な教育は受けていない」者が 56 件（36%）、「ネットの書き込み等から学んだ」者が 29 件（18%）であった。



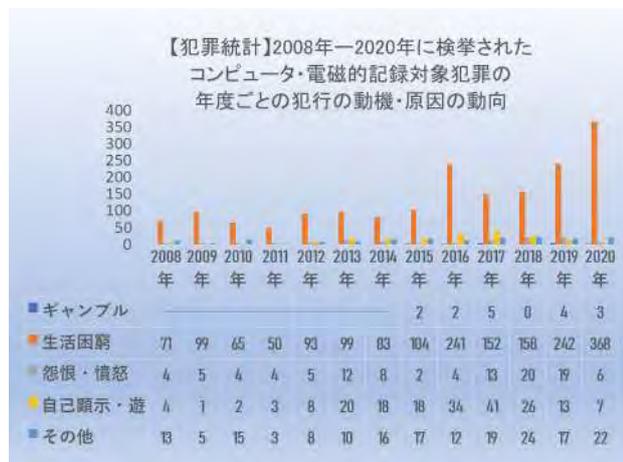
「犯行の動機・原因」と「技術の獲得方法」をクロス集計してみると、「金銭関連（「遊興費充当」「生活困窮」「対象物自体の所有・消費目的」「その他の利欲）」、「自己顕示・遊び等」、「その他」では、イ

インターネット上で知り得た技術の獲得により犯行に及んでおり「教育機関で学んだ」結果は0件だったことから「独学」で技術の獲得をしながら犯行におよんでいることが分かった。



(2) 犯罪統計からの分析

「2008年～2020年の犯行動機別分類」をみると、「生活困窮等」が全ての年度で突出して多い。2016年以降（2019年を除く）は、さらに上昇傾向が続いている。その一方で、「自己顕示・遊び」は2017年以降減少傾向が続いている。



「罪名分類」と「動機別分類」をクロス集計してみると、多くの罪種において「生活困窮等」多さが目立つが、「ウイルス関係」では「自己顕示・遊び」がやや多くなっている。



4 考察

本調査から、現在の日本人の青少年によるサイバー犯罪においては、技術力を示すような動機は少なく、利益目的の犯行が多いことが分かった。犯行のための情報技術の習得は、高等教育を受けたのではなく、犯行の方法をインターネット等を通じて独学で学ぶことが多い。インターネット上ではサイバー犯罪のノウハウに関する情報も獲得することができ、技術力のない少年たちでもサイバー犯罪によって「小銭稼ぎ」が可能となっていることが伺われる。近年特殊詐欺に代表されるような「楽して儲ける」犯行手口が目立っているが、同様の手段として日本の青少年がサイバー犯罪を行っている可能性がある。

文献

- 四方光, 2020, 「犯罪研究動向 サイバー犯罪の動向」『犯罪社会学研究』45:123-130
- 四方光, 2020, 「匿名産業：サイバー犯罪ビジネスの内側」『アメリカ法』2020-2: 300-304.
- J. Lusthaus, 2018, *Industry of Anonymity: Inside the Business of Cybercrime*, Harvard University Press, 2018, pp289

『聞き書きマップ』を用いた「ハイフレックス型」授業の試み

原田 豊 (立正大学)

1 目的

「コロナ禍」の収束が見通せない中で、わが国の大学では「対面」と「オンライン」とを受講者が選択できる「ハイフレックス型」の授業（以下、「HF授業」と略記）の実施が求められるようになってきている。本報告では、昨年度に考案したスマートフォン版『聞き書きマップ』によるオンラインでの実習型教育の手法（原田 2020）を発展させ、専用の教室や授業支援者などが得られない環境下でも「ハイフレックス」方式の実習型授業の実施を可能にする手法について検討する。

2 方法

首都圏の私立大学1校で、2021年度春学期に、実習型の授業（週1回：2単位）を実施した。履修登録者数は13人であった。

HF授業を実施した教室は、報告者が上記大学で以前から非常勤講師として対面型の授業を実施してきたのと同じ、一般的なコンピュータ教室であり、HF授業向けの設備・機材は備えていない。また、HF授業を支援するTAなども配置されていない。したがって、HF授業の実施にあたって、使用する機器・ソフトウェアはすべて報告者が毎回自宅から教室に持参し、これらの操作なども基本的に一人で行う必要があった。

以上の条件を勘案し、かつ、HF授業の最大の特徴である、受講者が①教室内での対面、②Zoomによるオンライン同時双方向、③Zoom録画のオンデマンド視聴の3つの受講形態を任意に選ぶことができる点を、最大限に生かせるように、使用する機器の選定や運用にあたって、以下の諸点にとくに留意した。

- (1) HF 授業の3つの形態のどれを選択した場合でも、受講者が公平に、ストレスなく受講できるようにする。
- (2) 授業で使用する機器類は、毎回の通勤で無理なく持参できる大きさ・重量に抑える。
- (3) オンラインでの受講生（とくに上記の②）に、Zoom 配信中の映像・音声が届いているかどうかを、リアルタイムでモニタするしつこみを工夫する。以上を実現するため、以下の機器・運用方法を採用した。

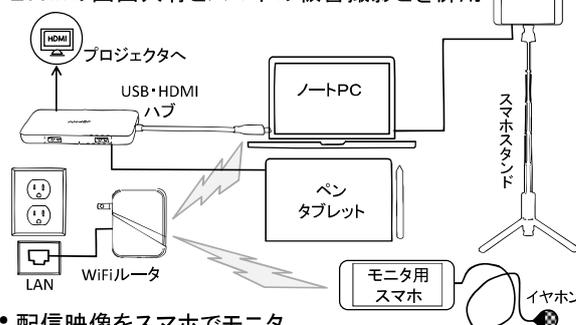
(1) 昨年度のオンライン授業で用いた、スマートフォン版『聞き書きマップ』による遠隔プレゼンテーションの手法に加え、対面で HF 授業に参加する受講生のために、教室のホワイトボードへの板書の映像をスマートフォンで撮影（iPhone 上で

“EposCam Pro”アプリを使用）し、これを Zoom で同時配信する。

(2) Zoom による配信および PC 版『聞き書きマップ』の操作は、薄型のノートパソコン（Macbook Air およびその上で稼働する Windows エミュレータ “Parallels Desktop” を使用）上で実施する。

(3) 配信内容のリアルタイムモニタ用に、機種変更の際に手元に残した旧型の iPhone を用意し、受講生に事前了承を得た上で、いわば「ニセ学生」として、これを Zoom ミーティングに「参加」させる。以上により実施した HF 授業で、教室に持参して使用した機器類の構成を図 1 に示す。

• Zoomの画面共有とスマホの板書撮影とを併用



• 配信映像をスマホでモニタ

▶ マイク付きでないイヤホンを差してハウリングを防止

図 1 HF 授業で使用した機器の構成

以上の機器類ならびに運用方法を基本に、数度のテストと練習を経て、第 8 回の授業（5 月 28 日）から第 15 回（7 月 16 日）までの各回の授業を、HF 方式で実施した。あわせて、毎回の授業で提出を求めているリアクションペーパー（対面の受講生も含め全員が Google フォームで作成）の回答用フォームに、その回の受講形態を、①対面、②リアルタイム Zoom、③Zoom 録画の視聴からの択一で答えてもらう質問を追加し、各受講者の受講形態や、これと授業への感想・意見との関係が把握できるようにした。

3 結果

受講生との日程調整の結果、HF 授業内での『聞き書きマップ』によるプレゼンテーションは、第 12 回（6 月 25 日：2 グループ 5 人）、第 14 回（7 月 9 日：1 グループ 2 人）、第 15 回（7 月 16 日：3 グループ 4 人）の 3 回実施した。これらの回を含め、HF 型で実施した授業はすべて Zoom で配信した内容を録画し、当日参加できなかった受講生も後日視聴できるようにした。リアクションペーパーへの回答から算出した、受講形態別の各回の受講人数の推移は

図 2 に示すとおりであり、回ごとに多少の増減はあるものの、とくに第 11 回ころ以降は、3 つの形態それぞれに一定数の受講者がおり、「HF 型」授業の趣旨に沿った結果となったことがわかる。また、各回の受講者の総数は、9 人（履修登録者総数の 69%）～12 人（同、92%）でほぼ安定しており、例年であれば就活などで出席者が減少しがちなこの時期としては、高い水準を保ったと言える。

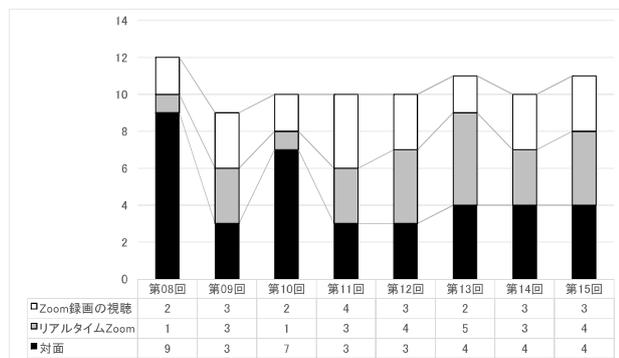


図 2 受講形態別 受講人数の推移
(第 8 回～第 15 回)

HF 授業のなかで実施した『聞き書きマップ』のプレゼンテーションの一例として、6 月 25 日の第 2 グループの実施状況を Zoom 録画から切り出したものを、図 3～図 4 に示す。このグループのメンバーは 3 人であったが、うち 1 人が対面、他の 2 人がオンラインで参加し、ネットワークを介して共同報告するという異例の形となった。

図 3 は、対面の参加者が講師のパソコン上で『聞き書きマップ』を操作し、他の 1 人がオンラインで内容を説明している場面の画像である。音声付き画面共有で表示した『聞き書きマップ』の画面と、ホワイトボードに講師が板書している画面（右上隅）の両方が Zoom に録画されている。



図 3 HF 授業の Zoom 録画から(1)
(『聞き書きマップ』画面共有と板書)

図 4 は、同グループの発表終了時に、板書の内容を拡大表示した場面である。EposCam Pro で撮影した板書が、Zoom 越しにも十分判読できる形で表示されている。スマホスタンドを使用したことにより、

天井の照明の映り込みも最小限に抑えられている。

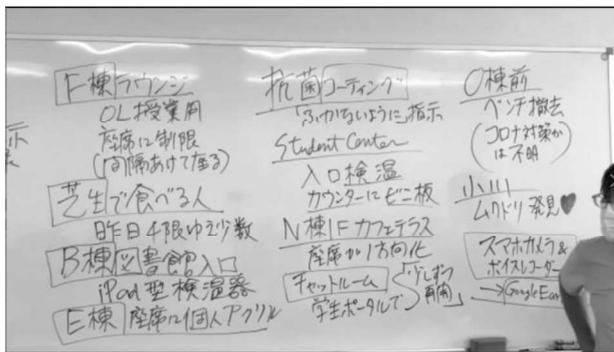


図 4 HF 授業の Zoom 録画から(2)
(板書の拡大表示)

4 考察

以上の結果は、図 1 に示した機器類の活用により、『聞き書きマップ』による実習型の授業が、HF 授業の形態でも十分に実施できることを示すものである。また、図 2 が示す受講率の高さから、この授業形態が、今後「コロナ禍」が終息した後も、とくに就活などで出席率の低下しがちな高学年の学生に、本来あるべき学びの機会を提供する術となりうるであろうか。

一方で、非常勤講師といういわば「完全アウェイ」の状況下で HF 型授業を実施することには、①機材の設置・撤収に手間がかかり、コマ間の休み時間に終わらない恐れがある、②とくに撤収時の Zoom 録画の記録時間が長い、③必要機材を一つ持参し忘れることが致命傷になりかねない、④種々のテストが事実上「現地」でしか行えないため、予想外のトラブルに見舞われがちである、⑤これらへの対処に追われ、「何が起こり、どう切り抜けたか」を記録に残すことが困難である、など、様々な問題がある。しかし、見方を変えれば、これらはいずれも「HF 授業」という新たな教育手法を「現場に実装」する過程で得られる重要な「経験知」につながるものである。その意味で、本報告は、それ自体が、われわれのめざす「経験知の共有知化」のための「モノグラフ」（原田 2021, 28）作成の取り組みに他ならないと言えることができよう。

文献

原田 豊, 2020, 「スマートフォン版『聞き書きマップ』のオンライン教育への応用」『日本犯罪社会学会第 47 回大会報告要旨集』: 80-81.

———, 2021, 「「時空間計量犯罪学」から「予防犯罪学」へ — 一人の『青少年問題』投稿者の「あのころ」と「今」」, 『青少年問題』(681): 24-29.

特殊詐欺に対する知識・意識・対策行動

○山本 功 (淑徳大学)
島田 貴仁 (科学警察研究所)
青柳 涼子 (淑徳大学)
渡辺 由希 (淑徳大学)

1 目的

この報告の目的は、人びとの特殊詐欺に対する知識・意識・対策行動を規定している要因を特定することにある。千葉県・千葉県警察が実施している広報啓発活動への接触を独立変数とし、人びとの知識・意識・対策行動を従属変数とした分析を行うが、重要な媒介変数として、人びとの地域社会とのつながりに注目する。その主旨は、行政機関等による広報啓発活動の直接効果と、地域社会の人びと相互のつながりを媒介とした間接効果とを弁別し、以てより効果的な特殊詐欺対策を構想するためである。とりわけ、町内会・自治会加入の効果に注目する。

先行する社会学理論として、ラザルスフェルドらによる「コミュニケーションの二段階の流れ」を参照する。これは、メディアのメッセージが直接人びとに伝わるのではなく、地域社会の「オピニオン・リーダー」を経由して人びとに伝わるという、二段階の流れがあるという仮説である (Lazarsfeld et al. 1944=1987)。

日本においては、自治会・町内会がここでいう「オピニオン・リーダー」として機能している可能性を検証する。

2 方法

データとして2020年10月に淑徳大学コミュニティ政策学部の授業「社会調査実習」として実施した調査データを用いる。この調査は、千葉県在住の20~69歳男女を母集団に設定した。千葉県内を4地域(東葛、千葉市、内房、外房)に区分し、年齢層は10歳刻みとし、年齢層5区分×性別×4地域の40区分でサンプルを割り当てる設計とした。ただし、実際の回収サンプル数は人口比どおりにはならなかった。

目標サンプルサイズは10,000サンプルとし、インターネット調査で実施した。調査委託会社はクロス・マーケティング社である。

回収数は11,326サンプルとなった。割当数に対する回収率は20代45%、30代90%、40代133%、50代152%、60代127%と、高齢者が多いサンプル構成となった。また、外房地域の回収率が8割台と低かった。

3 結果

(1) 特殊詐欺に対する知識

全サンプルではなく、75歳以上の同居家族のいる人(n=1318)を分析対象とした。元のサンプルサイズが

大きすぎると、被害リスクの高い、高齢者がいる世帯のみを分析した方が、実務的に有意義であるためである。

特殊詐欺に対する13の知識項目をあげ、知っているかどうかをたずねた。

特殊詐欺対策のポスターとの接触、自治体広報紙との接触、特殊詐欺対策コールセンターからの架電の有無を独立変数とし、知識の有無とのクロス集計を行った。概して、ポスター接触群、自治体広報紙接触群の方が知識があるという結果であった。

さらに、これらの広報啓発活動との接触の有無別に、町内会加入の有無別の二重クロス集計を行った。広報啓発活動との接触がない群において、町内会加入群は特殊詐欺に関する知識が有意にあるという結果であった。

最後に、特殊詐欺の知識13項目を加算して得点化し、量的な分析を行った。その結果が表1である。

表1 特殊詐欺知識得点を従属変数の重回帰分析

	B	標準化β	p値
性別(男=1、女=0)	-0.66	-0.08	0.004
年齢	0.01	0.03	0.340
ポスター接触(ある=1)	0.96	0.11	0.000
自治体広報紙接触(ある=1)	1.98	0.23	0.000
コールセンター架電(ある=1)	-0.24	-0.02	0.571
前兆電話経験(ある=1)	-0.20	-0.01	0.604
自治会・町内会加入(加入=1)	1.12	0.12	0.000
(定数)	5.76		0.000
		n=1318	
		p<0.001	
		adj. R2=0.114	

特殊詐欺対策ポスターとの接触、自治体広報紙との接触は、有意に特殊詐欺の知識を高めていた。それとは独立して、自治会・町内会に加入していることも、有意に特殊詐欺知識を高めていた。

このことは、広報啓発活動との接触とは別に、町内会・自治会を経由して特殊詐欺に関する知識が伝わっていることを示唆する。

(2) 特殊詐欺に対する意識

特殊詐欺に対する意識・態度に関して12項目でたずねた。この12項目に対して因子分析(プロマックス回転、最尤法)を行い、複数の因子に負荷量の大きい項目を削除し、最終的に9項目、3因子構造とした。

表2 特殊詐欺に対する意識

	1	2	3
04被害にあわないよう対策をするのは良いことだ	0.94	-0.08	-0.07
03詐欺でお金を取られたら、大変ことになる	0.77	0.06	-0.08
05私の大事な人も、私が対策することを望んでいる	0.64	0.11	0.07
06対策をするかしないかは、私が決めることができる	0.63	-0.02	0.12
02気をつけていても、だまされてしまう	0.03	0.92	0.02
01私も詐欺の被害にあうかもしれない	0.02	0.85	0.02
11対策をしてもしなくても、どのみち詐欺の被害にはあわない	0.05	-0.13	0.81
10自分の家には詐欺の電話はかかってこない	0.04	-0.01	0.69
12忙しくて詐欺の対策をする余裕はない	-0.06	0.24	0.47

第1因子は「対策の必要性認知」、第2因子は「脆弱性の認知」、第3因子は「等閑視」と命名した。因子間相関は第1因子と第2因子 $r=.269$ 、第1因子と第3因子 $r=-.197$ 、第2因子と第3因子 $r=-.138$ であった。

因子得点を従属変数とし、町内会加入の有無を独立変数とした平均の差の検定を行った。

表3 町内会加入有無別の特殊詐欺に対する意識

	n	平均値	標準偏差	t値	自由度	p値
第1因子 (対策必要性認知)	町内会加入	917	0.10	0.89	5.42	659.13
	町内会非加入	401	-0.23	1.06		
第2因子 (脆弱性認知)	町内会加入	917	0.03	0.92	1.94	1316
	町内会非加入	401	-0.08	1.01		
第3因子 (等閑視)	町内会加入	917	-0.06	0.85	-3.87	1316
	町内会非加入	401	0.14	0.93		

その結果、1) 町内会加入群の方が有意に特殊詐欺対策の必要性を認知していた。2) 町内会加入群の方が脆弱性を認知している有意傾向にあった。3) 町内会非加入群の方が有意に等閑視していた。

さらに、回答者の性別、年齢、ポスター接触、自治体広報紙接触、コールセンター架電、前兆電話経験、町内会加入を独立変数とし、3因子それぞれの因子得点を従属変数とした重回帰分析を行った。

その結果、1) 町内会加入群は、有意に対策の必要性を認める傾向にあった。その効果はポスター接触、自治体広報紙接触よりも大きかった。2) 町内会加入群は、有意に脆弱性を認める傾向にあった。3) 町内会加入群は、有意に等閑視をしない傾向にあった。

以上の分析から、特殊詐欺に対する意識・態度という水準であっても、広報啓発活動との接触とは別に、町内会・自治会を經由して特殊詐欺に対する構えが伝わっていることが示唆された。

(3) 特殊詐欺に対する対策行動

特殊詐欺に対する対策行動の分析にあたっては、75歳以上の同居家族がおり、かつ自宅に固定電話のある人 (n=1238) のみを分析対象とした。

分析対象とした対策行動は、以下の三種類である。

①留守電常時使用:「留守番電話機能を使って、在宅時にかかってきた電話の相手を確認してから電話に出ている」実施率 44.9%。②対策チラシ「電話の近くに

特殊詐欺対策のチラシなどを貼っている」実施率 11.5%。③迷惑電話防止機能「着信拒否機能や自動録音機能などの迷惑電話防止機能を使っている」実施率 31.4%。

広報啓発活動との接触有無と対策行動の有無についてクロス集計を行った。留守電常時使用に関しては、ポスター接触、自治体広報紙接触と有意な正の関連がみられた。チラシに関しては、自治体広報紙が有意傾向、ポスター接触とコールセンター架電との間に有意な関連がみられた。迷惑電話防止機能に関しては、ポスター接触、自治体広報紙接触との間に有意な関連がみられた。

町内会加入の有無と対策行動の有無についてクロス集計を行ったところ、留守電常時使用に関しては有意な正の関連が、迷惑電話防止機能に関しては有意傾向な関連がみられた。

それぞれの対策行動の有無を従属変数とし、回答者の性別、年齢、ポスター接触、自治体広報紙接触、コールセンター架電、前兆電話経験、町内会加入を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った。その結果、町内会加入の有無は有意な変数とはならなかった。

4 考察

自治会・町内会は、知識レベル、意識レベルにおいては、「コミュニケーションの2段階の流れ」仮説における「オピニオン・リーダー」としての役割を果たしていることが示唆された。ただし、対策行動をもたらすに至るものではなかった。

文献

Lazarsfeld, Paul F., Bernard Berelson, and Hazel Gaudet., 1944, *The People's Choice How the Voter Makes Up His Mind in a Presidential Campaign*, Columbia University Press. (=1987, 有吉広介[監訳]『ピープルズ・チョイス アメリカ人と大統領選挙』芦書房).
 淑徳大学コミュニティ政策学部, 2021, 『令和2年度社会調査実習報告書』(第9号)
<https://www.shukutoku.ac.jp/academics/seisaku/file/r02socialresearch9.pdf>

個別防犯対策の定性的分析 —防犯教室を例にとって—

○山根 由子 (科学警察研究所)
齊藤 知範 (科学警察研究所)
島田 貴仁 (科学警察研究所)

1 はじめに

1) 背景

警察の生活安全部門では、特殊詐欺、街頭犯罪・侵入犯罪、子ども女性などさまざまな分野で、犯罪発生を抑止・予防するための防犯対策が実施されている。それらの対策は、犯罪を未然に防ぎ国民の安全を確保するために重要であるが、少子高齢化が進行し、将来にわたる警察力(マンパワー)の確保が見通せない中、防犯対策を効果的に実施するためには、施策のプロセス評価及び効果測定が必要である。

本報告では、警察庁と全国の警察本部を対象に、都市防犯対策・特殊詐欺対策・子ども女性対策などに施策横断的に実施した実務調査のデータの中から、都道府県警察本部が実施している防犯教室の実施量やその定性的分析を報告する。

2) 防犯教室

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室を実施している(警察庁, 2020)。

専従の職員を配置している警察本部もあり、講義内容及び講義で使用される教材等は各都道府県警察本部の裁量に任されている。実施方法は出前型が基本であり、学校や自治会等の依頼により、担当の警察官が学校や公民館等に赴き、防犯教室を実施する。

なお、警察署単位で実施されている防犯教室もあるが、今回の研究では都道府県警察本部で実施されている防犯教室に絞って分析を進める。

2 方法

防犯教室を積極的に実施している3つの都道府県警察本部を有意抽出し、2016年から2020年の5年間にA警察本部(首都圏)・B警察本部(中部地方)・C警察本部(関西地方)が実施した防犯教室の活動記録を分析した。

3 結果

1) 講義内容

実施内容は府県ごとに異なり、A警察本部は女性の安全対策(41.9%)、子供の安全対策(児童生徒向け

30.7%+保護者向け 4.1%=34.8%)、その他(非行防止等)(23.3%)であった。B警察本部は子供の安全対策(児童生徒向け 51.1%+保護者向け 4.6%=55.7%)、特殊詐欺対策(高齢者向け 33.4%)、住宅侵入盗対策(10.9%)であった。C警察本部は子供の安全対策(56.9%(児童生徒向け 52.5%+保護者向け 4.4%))、特殊詐欺対策(高齢者向け 26.2%+企業向け 3.9%=30.1%)、女性の安全対策(4.8%)、住宅侵入盗対策(2.0%)、その他(非行防止等)(6.2%)であった。講義内容は、各都道府県の犯罪発生率などを考慮して、警察本部によって特色が見られた。

2) 実施回数

実施回数の推移をみると、2016年から2019年は年平均でA警察本部226回、B警察本部194回、C警察本部999回開催されていたのに対し、2020年の開催はA警察本部158回、B警察本部150回、C警察本部225回に留まった。2020年3月以降の新型コロナウイルス感染拡大によって、A警察本部・C警察本部では集団場面での教育介入が困難になっていることが明らかとなったが、B警察本部ではその傾向は弱かった。

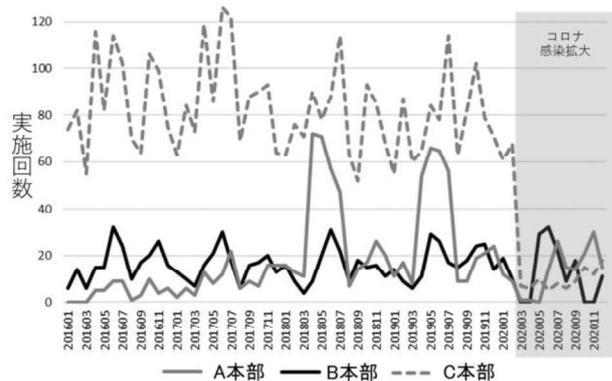


図1 5年間(2016-2020)の実施回数推移

3) 実施時期

実施内容別の実施時期は、児童生徒向け子供の安全対策:4-6月31%、7-9月25%、10-12月24%、1-3月20%、保護者向け子供の安全対策:4-6月27%、7-9月35%、10-12月17%、1-3月20%、女性の安全対策:4-6月40%、7-9月25%、10-12月25%、1-3月11%、住宅侵入盗対策:4-6月37%、7-9月20%、10-12月19%、1-3月23%、高齢者向け特殊

詐欺対策：4-6月27%、7-9月20%、10-12月31%、1-3月22%、企業向け特殊詐欺対策：4-6月24%、7-9月28%、10-12月23%、1-3月25%であった。毎年4月から6月にかけて、新入学生や新入社員に対する教育介入が多いことが明らかとなった。

4) 受講者数

1回あたりの受講者数は5年間の平均で、A警察本部168名(最小値3名、最大値2400名、中央値94名、最頻値30名、 $SD=239.4$)、B警察本部202名(最小値5名、最大値930名、中央値134名、最頻値50名、 $SD=186.4$)、C警察本部112名(最小値1名、最大値3000名、中央値80名、最頻値50名、 $SD=125.0$)であった。比較的規模の大きい集団型の防犯教室が主流であることが明らかになった。

5) 講義時間

B警察本部における防犯教室の平均講義時間は以下の通りであった。児童生徒向け子供の安全対策42分(最小値20分、最大値120分、中央値45分、最頻値45分、 $SD=8.8$)、保護者向け子供の安全対策37分(最小値5分、最大値90分、中央値30分、最頻値30分、 $SD=18.3$)、特殊詐欺対策46分(最小値20分、最大値120分、中央値40分、最頻値40分、 $SD=12.7$)、住宅侵入盗対策36分(最小値10分、最大値60分、中央値30分、最頻値30分、 $SD=10.9$)であった。防犯大会などのイベントで2時間実施したというものの中には見られたが、講義時間は概ね30分から45分であった。

6) スタッフ数

A警察本部では派遣されるスタッフは全て警察官であり、1回あたりの派遣されるスタッフ数は1名44%、2名40%、3名以上16%であった。B警察本部では派遣されるスタッフは警察官と嘱託職員(防犯活動アドバイザー)である。1回あたりの派遣されるスタッフ数は3名(警察官1名+嘱託2名)5%、4名(警察官1名+嘱託3名)76%、5名(警察官1名+嘱託4名)19%であった。

4 考察

今回の調査で抽出した3警察本部においては、防犯教室の講義内容は、児童生徒向けの子供の安全対策が半数を占めた。児童生徒を対象とした防犯教室は、警察が実施しているものの他に、文部科学省や民間の警備会社等が実施しているものもある。指導内容や方法は各実施主体によって様々であり、全容を把握することは極めて難しい。防犯教室の実施主体・プログラムは多数存在し、その一部については定性的な記述はされているものの、防犯教室が対象

の学年の児童・生徒に対してどの程度届いているか(介入量)のプロセス評価と、個別のプログラムの教育効果の検証は、双方ともに行われてこなかったため、この点は今後の課題である。

また、今回の結果から、新型コロナウイルス感染拡大によって、従来の警察の生活安全部門が得意としていた「集団・対面型」の働きかけが著しく困難になったことが明らかとなった。コロナ禍以降は、国民生活が大きく変容しているため、犯罪抑止対策も変化を余儀なくされている。最近では、リモート(非対面方式)での防犯教室や防犯教室の内容を動画で配信する取組みも盛んになっている。リモートや動画による教育介入のプロセス評価や効果測定も今後必要であろう。

[付記]本研究の一部は、山根由子・齊藤知範・島田貴仁(2021)「公的機関による子供・女性の安全対策の特徴」(環境心理学会第14回大会)で分析した調査データについて、新たな集計を実施するとともに、定性的な分析を追加したものである。

文献

警察庁, 2020, 『令和2年版警察白書』 58.

防犯のための対策の導入が性犯罪等に与える影響の分析 ——都道府県パネルデータを用いて——

○齊藤 知範 (科学警察研究所)
山根 由子 (科学警察研究所)
島田 貴仁 (科学警察研究所)

1 目的

我が国では、国を集計単位とする単一の時系列のデータや都道府県パネルデータを用いて、失業率をはじめとする社会・経済的要因が犯罪や非行に与える影響を分析する貴重な研究が行われてきた(津島 1998; 大竹・岡村 2000; 大竹・小原 2010; 遊間 2011; 津島 2017)。一方、防犯のために導入される対策が犯罪にどのように影響したかについては、我が国ではこれまでに研究が比較的少ない。

本報告では、防犯のために導入された対策として、2011年4月から開始した、子ども対象暴力的性犯罪による再犯防止措置対象者の一部の者に対する面談、それ以外の者に対する訪問のうち、面談に焦点を当てる。なお、以降、本報告では、子ども対象暴力的性犯罪による再犯防止措置対象者を、再犯防止措置対象者と略し、再犯防止措置対象者のうちの一部として、面談が行われる対象者を、面談対象者と略す。また、都道府県を県と略す。また、以降、本報告では、暴力的性犯罪をVS0 (violent sexual offense) と呼び、子どもを対象とするVS0であるか否かを問わず、VS0を取り扱う。なお、VS0や面談対象者の詳細については、齊藤(2016)に記している通りである。

この面談や訪問の制度は、2010年に原田を中心に分析した、再犯防止措置対象者の性的犯罪による個人単位での再犯の生存分析の結果をふまえて導入されたものである。なお、2010年の分析については、原田(2011a)、原田(2011b)、Farrington et al.(2015)、齊藤(2016)、原田(2020)などを参照頂きたい。また、齊藤・山根(2018)は過去のVS0の経歴件数が再犯防止措置対象者の性的犯罪による個人単位での再犯に強く影響することを明らかにしているほか、我が国の再犯、再非行に関する前歴、前科の影響は多数の研究で示されている(齊藤, 2020)。一方で、施設や地域など、個人以外を集計単位とする性犯罪の再犯の実証分析はあまり行われていない。

本報告では、都道府県を集計単位として作成したパネルデータを用いて、再犯防止措置対象者に対する面談の導入が、VS0とVS0以外の犯罪の発生率に与える影響を分析する。

2 方法

本報告で主に検討したい課題は、自県内での面談

の介入量が相対的に多い県で、再犯防止措置対象者による犯罪の総量が減る効果があるか否かである。

分析には、差分の差分(DID: Difference in Differences)の手法のうち、パネルデータに対応し共変量による調整に対応する手法を用いる。パネルデータセット作成等の処理に用いるソフトウェアはSPSS28であり、DIDの分析に用いるソフトウェアはStata17である。なお、DIDを日本のデータに応用した最近の研究として、Hoshino and Kamada(2020)が挙げられる。

アウトカムの1つめは、県単位での各年度におけるVS0の発生率であり、再犯防止措置対象者が各年度におこなったVS0の件数を、当該年度の再犯防止措置対象者の人数で除算した後、10万を乗算した。すなわち、本報告におけるひとつめのアウトカムは、各年度の各県において、再犯防止措置対象者10万あたりのVS0の発生率を意味している。アウトカムの2つめとして、VS0以外の犯罪について、同様の発生率を算出した。これらのアウトカムの対象期間は、面談や訪問が2011年度の年度初めに導入されたことをふまえて、前々年度の2009年度、前年度の2010年度、面談や訪問の開始年度である2011年度、面談や訪問の開始の最初から約2年が経過する2012年度末までの4年間とした。

強い介入(treatment)を受けた介入群の県と、そうでない統制群の県を分けるために、以下の手続きにより群を分けた。すなわち、各県の再犯防止措置対象者に占める面談対象者の割合を算出し、47都道府県の中で上位約四分の一の10県、それ以外の37県に区分し、用いる。本報告で用いたデータの特長として、介入が発生した2011年度初めの時点より以前では、介入群、統制群ともに、全国的に見ても、介入が全く始まっていない、という点が挙げられる。

共変量としては、基礎的な変数として、以下を用いる。第1に、面談の導入時期が、2011年3月に発生した東日本大震災の直後であることをふまえて、激甚災害指定(2011年度、2012年度)、計画停電(2011年度)を県単位のダミー変数として用いた。第2に、各年の各県の強制わいせつの認知件数を、e-Statに公開されている各年度末の都道府県別人口動態における女性人口で除算した上で、強制わいせつの発生率の指標として用いることとした。第3に、各年における各県の人口規模、人口増減率を用いる。以上

の諸変数のほか、デフォルトとして、時間変数である年度のダミー変数のうち多重共線性への対処のために除外される 2009 年度以外の年度（2010 年度、2011 年度、2012 年度）も、固定効果モデルの中で用いられる。

3 結果

紙幅の都合上、図を省くが、グラフによる視覚化、検定結果（平行トレンドが存在する、という帰無仮説が棄却されない）のいずれから、介入が始まる前の 2009 年度、2010 年度において、介入群、統制群の VS0 発生率について、平行トレンドを仮定してよいと判断できる。VS0 以外の発生率についても、視覚化、検定結果ともに、平行トレンドが確認された。

まず、VS0 発生率に、県単位での面談の介入量と与える影響について見たい。統制群に比べ、介入群では、VS0 の発生率に対し、 -9775.251 (95%CI : $-18671.63, -878.8751$) の有意な減少効果が示された。投入した共変量の中では、強制わいせつ発生率のみが有意であり、強制わいせつ発生率が高い県ほど、VS0 発生率が 3110.315 (95%CI : $841.4721, 5379.158$) 有意に増加することが示された。この解釈については後述する。

次に、県単位での面談の介入量が VS0 以外の犯罪発生率に与える影響について見ると、統制群と介入群との間で有意な違いは見出されなかった。投入した共変量の中では、強制わいせつ発生率も含め、アウトカムに有意に影響する要因は見られなかった。一方、統制群か介入群かによらず、VS0 以外の犯罪発生率については減少傾向であり、とくに 2012 年度の減少幅が大きい（有意傾向）が確認された。

4 考察

本報告における分析結果から、県単位での面談の介入量は、再犯防止措置対象者による VS0 発生率を有意に減少させる影響が確認された。県間での強制わいせつ発生率の水準の違いを共変量として交絡を調整してもなお、介入群での VS0 の発生率が有意に減少したと解釈できる。パネルデータを用いた DID は、トレンド要因を除去できる点で、介入群のみを設ける事前事後比較デザインよりも優れている。以上をふまえ、面談の介入量とくに大きい場合に、VS0 の発生率が抑止されることが、一定程度裏付けられたと考えられる。また、最も厳密なデザインである無作為化比較試験を現実には実施しづらい刑事司法の分野で、統制群のアウトカムや共変量を複数の時点で測定でき、平行トレンドを確認できた場合は、DID を分析に活用する余地が大きいといえる。

エビデンスにもとづき、効果的な再犯防止対策を

講じるために今後とも実証研究の蓄積が必要であり、個人単位での分析を行うことが今後の課題である。

[付記]

本研究は、所属機関経常研究費による成果の一部である。

文献

Farrington, D. P., Harada, Y., Shinkai, H., and Moriya, T., 2015, Longitudinal and criminal career research in Japan. *Asian Journal of Criminology*, 10(4), 255-276.

原田豊, 2011a, 「科学に支えられた犯罪被害防止のために」, 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークほか編『犯罪被害者支援の過去・現在・未来—犯罪被害者支援 20 年・犯罪被害者給付制度及び救護基金 30 年記念誌』, 86-90.

原田豊 2011b, 「「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」の再犯等に関する分析（テーマセッション D 「犯罪者にどこまでの介入が認められるか）」『日本犯罪学会第 38 回大会報告要旨集』: 38-39.

原田豊, 2020, 「再犯防止対策の推進に向けた犯罪白書への期待 - 令和 2 年版犯罪白書を読んで - 」『罪と罰』 58(1): 5-16.

法務省, 2019, 『令和元年版再犯防止推進白書』.

Hoshino, T., and Kamada, T., 2020, Third-Party Policing Approaches against Organized Crime: an Evaluation of the Yakuza Exclusion Ordinances. *Journal of Quantitative Criminology*, 1-21.

大竹文雄・小原美紀, 2010, 「失業率と犯罪発生率の関係: 時系列および都道府県別パネル分析」『犯罪社会学研究』 35: 54-71.

齊藤知範, 2016, 「警察における性犯罪者の再犯防止」日本犯罪心理学会編『犯罪心理学事典』丸善出版: 612-613.

齊藤知範, 2020, 「犯罪社会学と再犯防止」『犯罪学雑誌』 86(2): 57-60.

齊藤知範・山根由子, 2018, 「出所後の成人の性的再犯に影響する要因の検討—公的記録を用いた生存分析からの考察」『犯罪社会学研究』 43: 104-120.

津島昌寛, 1998, 「非行と失業 戦後日本における時系列分析」『犯罪社会学研究』 23: 157-172.

津島昌寛, 2017, 「失業と財産犯罪: 年齢別検挙人員を用いた時系列分析 (刑事司法と経済学)」『罪と罰』 54(2) : 33-44.

遊間義一, 2011, 「少年の殺人事件発生率に及ぼす完全失業率の犯罪動機・機会効果」『犯罪心理学研究』 49(1) : 15-27.

犯罪の危害指標導入の試み ——頻度地図と危害地図の比較から——

○大山 智也（筑波大学）
谷 真如（法務省）
中江 百花（警察庁）
羽生 和紀（日本大学）

1 目的

犯罪は多様な現象の集合体であり、万引きから殺人まで重大性・深刻さの異なる複数のカテゴリで構成される。そのため、地域の犯罪発生水準を評価する場合には、いくつもの数字を見比べなければならない。このような中で、地域の犯罪発生状況はしばしば、「全犯罪」として、主要な犯罪の認知件数を単純に足し上げた指標で表現される。こうした方法による治安評価には、一つの指標を見るだけで済むという利点があるものの、重大性の低く頻度の高い犯罪に全体の結果が左右されやすいという問題が存在する。

これに対し、犯罪学では近年、犯罪の「危害(harm)」という考えが導入されている。Cambridge Crime Harm Index (Sherman et al., 2016) に代表される犯罪の「危害」を評価する試みは、今や複数の都市で行われ、犯罪のもたらす帰結の、頻度だけでは測ることのできない側面を強調することで、主に公的機関による犯罪統制の意思決定の一助となっている。本研究は、日本版 Crime Harm Index を策定するための最初の試みとして、Cambridge Crime Harm Index (CCHI) と同様の手順、すなわち量刑による基準にしたがって犯罪を重みづけし作成した危害地図を用いて、危害の分布が頻度（犯罪認知件数の単純なカウントによる総数）の分布とどのように異なっているかを検討した。

2 方法

分析は、2010年から2019年の間に警察署単位で把握された刑法犯認知件数を用いて行った。分析単位は、東京都23区における77の警察署管轄地区であった。データは警視庁のウェブサイト (https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei/index.html, 2021年8月30日閲覧) から収集した。分析に用いられた犯罪種別の数は32で、総数は10年で1106824件となった。なお、統計表には「その他」というカテゴリが存在するが、これには多様な罪種が含まれているために危害指数のウェイト値が計算できないこと、年間で10件に満たない発生頻度であることから、分析から除外した。

本研究では、日本の刑法をもとに、CCHIを再現す

ることを試みた。CCHIでは、条文に規定された刑期（収監日数）の下限をウェイト値として設定する。財産刑の場合は、規定された金額の罰金などを稼ぐのに最低賃金で何日間働く必要があるかを計算し、ウェイト値としている。日本の刑法では、一部の刑、特に重い刑罰が想定される犯罪の場合、刑期の下限が示されておらず、代わりに上限が示されている。また、罰金や科料については、基本的に上限のみが示されている（原則として、下限はそれぞれ1万円と1千円）。そのため、以下のようなルールでウェイト値を設定した。

- 懲役刑（自由刑）のうち、刑期の下限が定められているものはそれに従う。
- 刑期の下限が定められていないもののうち、罰金または科料について言及があるものは、これに従う。ここでは、1日の労働時間を7時間として設定した。
 - 科料は下限が1千円であるため、最低賃金の全国における加重平均値：902円から2時間の拘束として、ウェイト値を $(365/365) * (2/7)$ とした。
 - 罰金は下限が1万円であるため、12時間の労働、すなわち1日と5時間の拘束として、ウェイト値を $(365/365) * (1+5/7)$ とした。
- 上記のいずれにも当てはまらない場合、有期懲役の「1か月以上20年以下の期間」の下限である1か月を採用し、ウェイト値を $365 * (1/12)$ とした。
- 侵入窃盗、侵入強盗に関する定めはないことから、単純に住居侵入のウェイト値（罰金に準拠）と窃盗、強盗のウェイト値を足し合わせたものを採用した。

分析では、まず両者の順位に関する分析、相関係数、危害の偏在や地理的集積を見るためのGini係数、グローバルなMoran's I統計量 (Moran, 1948) による分析、および時空間順列スキャン統計量によるクラスタ検出を行った。

3 結果

ここでは紙幅の関係上、一部の分析結果について

報告する。まず、表1に、危害スコアと素の件数の Gini 係数、およびグローバルな Moran' s I 統計量を示した。地理的な近接関係を考慮せず、指標値(ここでは頻度:素の件数と危害スコア)の偏在の度合いを見た Gini 係数は頻度、危害ともに中程度となっているが、危害の方が概ね偏在の度合いが大きい。一方で、地理的な集積を見る Moran' s I では、ともに 2010 年時点から小さい空間的自己相関を示しており、危害においては直近の3年は非有意となっている。したがって、危害の分布は、特定の地区に偏在が見られるものの、地理的に集積しているわけではなく、その傾向は最近であるほど顕著といえる。

図1には、時空間順列スキャン統計量を用いて検出した、頻度/危害による統計的に有意なクラスタの集積範囲と期間を示している。検出されたクラスタの数は、頻度で4つ、危害では7つとなり、後者では前者より空間的に小規模なクラスタが主に西部で複数検出された。これより、危害の地理的集積は、より移ろいやすい(transient)ことが見てとれる。なお、危害による時空間クラスタは、新宿、池袋、渋谷警察署地区などを含んでいて、都心の繁華街エリアを捉えていた。

4 考察

今回の分析では、最近ほど、すなわち刑法犯認知件数の総数が減り犯罪が低頻度になるほど、頻度/危害間の分布の違いが明確になることがわかった。

これは、危害スコアに大きな影響を与える凶悪犯の動向が、窃盗などと異なることに起因するものと推察できる。また、Gini 係数や時空間クラスタの様態を見るに、危害の局所的な空間集積は犯罪が低頻度な状況でも、ある程度観測されることがわかった。

文献

Sherman, L., Neyroud, P. and Neyroud, E. (2016) The Cambridge crime harm index: Measuring total harm from crime based on sentencing guidelines. *Policing: A Journal of Policy and Practice*, 10(3), pp.171-183.

表1 危害スコアと素の件数の Gini 係数、およびグローバルな Moran' s I

年	Gini		Moran's I			
	件数	危害	件数	危害	件数	危害
2010	0.349	0.372	0.259	***	0.214	***
2011	0.354	0.391	0.302	***	0.254	***
2012	0.343	0.389	0.259	***	0.210	***
2013	0.346	0.402	0.240	***	0.124	*
2014	0.343	0.390	0.242	***	0.136	**
2015	0.342	0.403	0.228	***	0.106	*
2016	0.331	0.367	0.218	***	0.103	*
2017	0.336	0.372	0.214	***	0.050	
2018	0.339	0.403	0.144	*	0.048	
2019	0.331	0.410	0.138	*	0.053	
2010-2019	0.340	0.352	0.233	***	0.134	**

ただし、***: p<0.001, **: p<0.01, *: p<0.05

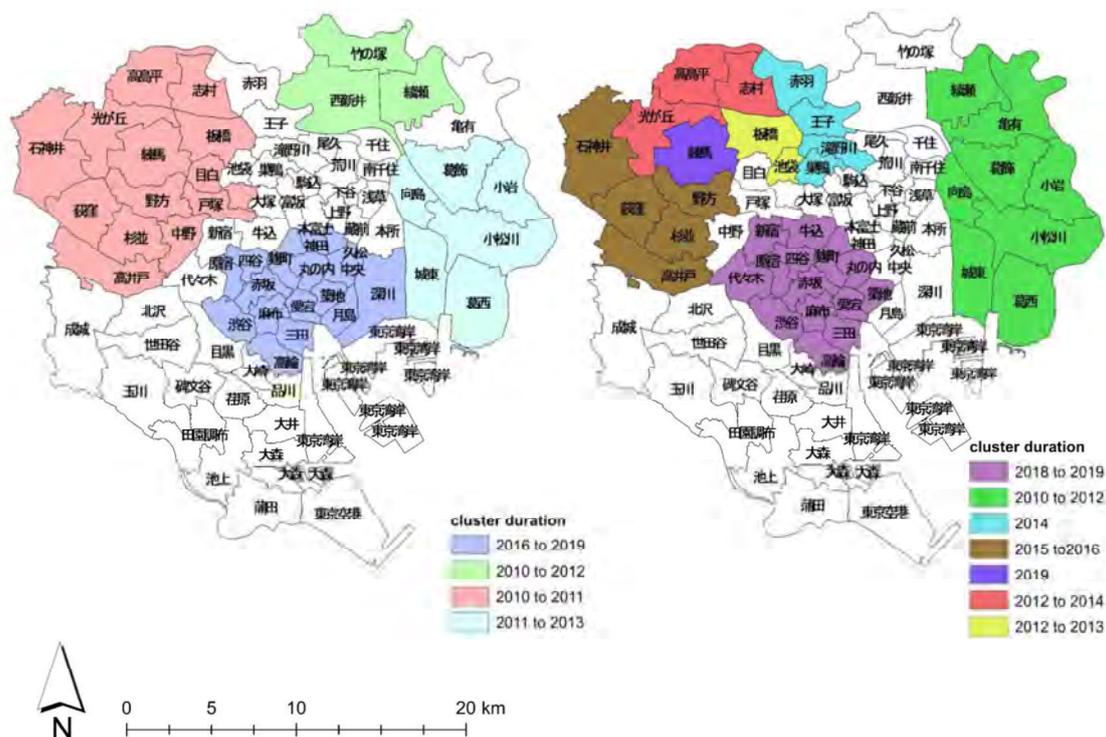


図2 素の認知件数(左)と危害スコア(右)による時空間クラスタ

日本における治療的法学の展開とその特徴 ——アメリカにおける展開との比較を通じて——

○石田 侑矢（日本学術振興会）

はじめに

現在、日本でも治療的法学（Therapeutic Jurisprudence, TJ）が徐々に浸透してきているが、それが理論的にどのように理解されているのかは曖昧なままとなっている。そこで、本報告ではアメリカとの比較を通じて、日本の刑事法領域における TJ の理論面の展開を分析し、その特徴を明確化する。その後、それを踏まえて今後の課題を提示する。

この目的に向けて、本報告では「治療」の意義について問題解決型裁判所との関係にも着目してこれを分析する。また、日本における TJ の研究動向については 2009 年以前と 2010 年以降にわけて検討する。なお、本報告で取り扱う先行研究は TJ の概念を自覚的に用いた研究に限定する。また、本報告は刑事法領域にのみ及ぶ。さらに、本報告では TJ と少年司法との関係、あるいは司法福祉論との関係については取り扱わない。

1 アメリカにおける TJ の展開

（1）沿革

TJ は 1990 年代に、精神衛生法の領域において David Wexler と Bruce Winick によって提唱されたのが始まりであった。アメリカの精神衛生法は 1970 年代から発展し、そこでは当初特に措置入院の在り方に焦点が当てられていた。当初、それは医療モデルに基づく基準及び手続によって運営されており、そこではアセスメント結果が重視される一方で、手続保障が希薄であった。そこで導入されたのが、司法モデルであった。これにより入院基準の厳格化等が行われたが、他方で司法モデルに基づく措置入院の運用は権利保障を重視するあまり患者のニーズを見落とすという問題も生じていた。そこで、治療と法的保障を両立させる考え方として TJ が誕生した。

TJ は「治療的な主体としての法の機能を研究する」ものであり、法規則や法的手続等は治療的あるいは反治療的な結果を生み出すという認識を前提とする。かかる認識の下、TJ は「社会科学というツールを用いて、デュープロセスやその他の法的価値を劣位に置くことなく、これらの結果を識別し、法の反治療的な効果を減少させ、治療的な効果を高めることができるかどうかを究明する」ものであるとされている。

（2）他領域への TJ の適用

その後、TJ は他領域に適用され、刑事法にも適用されるようになった。ここでは、TJ は特にドラッグ・コートの理論的基礎という位置付けで議論がな

された。すでに広く知られている通り、ドラッグ・コートは 1989 年に実務先行で始まったものであるが、Hora 判事らによる論考等によって、TJ に結び付けて説明されるようになった。また、Winick と Wexler も、ドラッグ・コートは TJ のアプローチを利用したものと理解できるとした。

（3）「治療（的）」の意義

TJ が医療モデルへの回帰を指向しているわけではないことは当初から意識されていたが、「治療」の意義は曖昧であった。この点、Winick (1996) は、ここでいう「治療的」とは「個人の心理的あるいは身体的な福利を向上させるあらゆるものを含む」としたうえで、何が「治療的」なのかについては、研究者らが「直観と常識を駆使して、この概念の輪郭をたどる」ことによって具体化されていくとした。ただしその中核には「伝統的な意味での精神病理学上の影響を避けたり、あるいは改善したりすることについての関心」があるとした。そして、適用領域が拡大していくにつれて「治療」の概念も拡大した結果、「治療」の対象には例えば薬物依存、性犯罪行為等といった「心理的な要素が関係する健康上あるいは社会的な問題」が含まれるとされた。以上を踏まえ、Winick と Wexler は 2003 年の論考において、TJ を「法が生活における心理的側面や心理的な福利に与える影響」に焦点を当てるものとした。

（4）問題解決型裁判所との関係

TJ と問題解決型裁判所との関係については、二つの見解がある。ひとつは問題解決型裁判所を TJ の実践として捉える見解（Wexler=Winick 説）であり、もうひとつは、TJ を各問題解決型裁判所の一定の特徴を説明する際に用いられるひとつの観点として位置づける見解（Center for Court Innovation の見解）である。

（3）両説の異同

両説は各問題解決型裁判所における取組みをすべて「治療」の範疇でとらえるかどうかを軸として対立しているように見えるが、厳密に言えば両説は対立していない。なぜならそれぞれの見解で問題解決型裁判所として考慮している類型が異なるからである。つまり、Wexler=Winick 説はそもそも問題解決型裁判所一般についての説明にはなっておらず、そこで用いられている「治療」の意義はなお限定的であり、その意味で両説は軌を一にしているといえる。

2 日本における TJ の展開

（1）2009 年以前

日本における初出は千手（2001）であった。その後、2010年までにいくつかの文献が公刊されたが、そこでは主にアメリカにおけるTJの展開やこれに関する議論の紹介がなされた。他方で、この時期には日本の刑事法領域への適用可能性は論じられていなかった。また「治療」の意義についてはメディカルモデルとの関係については論じられているものの、それ以外は特段議論されていなかった。

（2）2010年以降

2010年以降になると、日本におけるTJは刑事弁護における実践とその集積に基づく理論化をメインに論じられるようになった。季刊刑事弁護64号特集『治療的司法』への道（2010年）では、従来日本においてなされてきたいわゆる更生に資する弁護や薬物依存症の被告人等に対する弁護活動及び当時展開されはじめた司法と福祉の連携をTJの観点から捉えなおす試みがなされた。

季刊刑事弁護87号特集「各地で息づく『治療的司法』の実践」（2016年）では、実践報告と併せて、次のように理論的整理がなされた。すなわち、TJとは「幅広い視点から刑事被告人の抱える諸問題を解決することで再犯を防止する刑事司法制度の脱構築を促す理論的基盤を提供することとなった、新しい刑事司法観、いわば司法哲学」であり、「そうした哲学に基づく司法の営み」が治療的司法である。これは「更生支援機能を先取りし、刑罰回避と再犯防止を同時に担おうとするところが特徴的」とであるとされた。他方で、ここでは「治療」の意義については積極的に論じられていない。

この点に関して注目すべき見解を示すものとして、同じ特集に収録された山田（2016）がある。そこでは「治療」には情状弁護の一環として被疑者・被告人の福祉的ニーズを満たすための援助、つまり弁護人による入口支援も含まれるとの理解が示された。このように、87号特集では「治療」が福祉的支援も含む広範な概念として積極的に規定された。

2018年になると、治療的司法研究会編（2018）及び法と心理18号特集『治療的司法・正義』の実践と理論によって、「治療」の意義を「回復」と捉える見解が示された。

さらに、このころから検察による入口支援が明示的にTJの実践として位置付けられた。すなわち、18号特集に掲載された指宿（2018）では、弁護人と検察によって行われている入口支援には、「治療的司法という司法手続モデルが最も説得的で、かつ理論的にも妥当する」とされた。これによって、入口支援は担い手を問わずTJの実践として位置付けられることとなった。

他方で、「治療」を問題解決そのものとして捉える理解は64号特集の頃から変わらず維持されている。

（3）問題解決型裁判所との関係

以上を踏まえ、日本においてはTJと問題解決型裁判所の関係は次のように理解されている。つまり、TJという土台の上に治療的司法という刑事司法の在り方が乗り、さらにその具体化として問題解決型裁判所が位置付けられるとされている。

3 検討

（1）アメリカにおける「治療」

アメリカでは、TJにおける「治療」は医療モデルにおけるそれと異なるものとして捉えられてきたものの、その意義について積極的な定義はなされていない。もっとも、その対象は「心理的な要素が関係する健康上あるいは社会的な問題」とされている。そこで、具体的に何がこれに含まれるのかが問題となるが、問題解決型裁判所との関係におけるTJの位置づけに鑑みると、そこでは医療上の治療や認知行動療法に親和的な問題群が「治療」の対象とされているという特徴がある。つまり、アメリカにおいては「治療」の対象はなお限定的にとらえられている。また、アメリカにおいては「治療」はあくまで問題解決の手法のひとつとして位置付けられている。

（2）日本における「治療」の理解

日本における「治療」の理解には次の二つの特徴がある。第一に、日本では「治療」の意義は「回復」であり、その本質は犯罪行為者が抱える問題の解決であると理解されている。第二に、日本では必ずしも心理的な要素が関係しない社会的な問題も「治療」の対象に含まれる。

（3）功罪と今後の課題

まず、「治療」を「回復」と捉えたことで、「更生に資する弁護」等の各種取組みを治療的法学の実践として単一の理論的見地から説明することが可能になった点は積極的に評価可能である。

他方で、日本におけるTJは必ずしも心理的な要素が関係しない社会的な問題も対象に含む点、検察による入口支援をTJの実践と位置づけることで、適正手続保障上の問題や強制に陥る強い契機を内在させている点で、アメリカにおけるTJから乖離している。このような乖離は、わが国の治療的法学がその実践として何をどこまで含めるのかについての基準を失いかねない状況にあることを意味している。

したがって、今後は、次の二つの方向性のいずれかが指向されるべきである。ひとつは「治療」の対象及び意義を再検討するという方向性であり、もうひとつは、「日本におけるTJ」を少なくともアメリカにおけるそれから区別し、独自のものとして規定し直すという方向性である。

<参考文献>

・治療的司法研究会（編）（2018）『治療的司法の実践』（第一法規）等

介護殺人等事件から見る修復的司法の必要性

古川 隆司 (追手門学院大学)

1. 目的

少子高齢化に伴い、高齢者と家族にとって、要介護状態や生活の維持をめぐる生活課題は重要度が増している。このなか、介護の必要な状態を原因に、健康不安や将来への悲嘆を動機とする刑事事件（以下、介護殺人等事件）は増加する傾向にある。

ところで従来、犯罪社会学等で修復的司法に関する議論は規範的なレベルで、実証的な検討に展開していないのが実情である。少なくとも、修復的司法は、刑事処分後の関係修復に関わる支援が不可欠で、支援を担う人々の協力のあり方が基盤となると考えられる。

介護殺人等事件のように、福祉領域と刑事司法の重なる場合、処分と更生や社会復帰にあたり家族関係や家庭環境などの調整が大きな意味をもつ。そして地域社会の関係を含めた関係修復は、これら事件の加害者の社会内処遇にとって不可欠である。本研究の目的は、福祉・介護サービス相談支援等の従事者（以下、支援者）の認識や態度に関する実態をつかみ、この分析を通して修復的司法の必要性を確認するものである。

2. 方法

(1) 研究対象

過去 15 年間、新聞報道のあった介護殺人等事件 50 件に対する関係者へのインタビュー調査、および市町村の介護・福祉事業所に対する質問紙調査により、支援者の認識や態度を把握することとした。補足的に、事件をきっかけに自治体全域を対象とした取り組みを始めた市町村の事業について参与観察を実施した。

(実施方法)

①インタビュー調査

事件の発生した市町村の関係機関へのヒアリングをおこない、インタビュー調査を依頼した。このうち了解が得られた 6 件について、対面および電話によるインタビューを実施した。なお、2020 年 4 月以降新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発せられた影響で、了解を得たものの 2 件が実施できなかった。

②質問紙調査は、介護殺人等事件の発生した市町村にある訪問系介護サービス事業所・居宅介護支援事業所および地域包括支援センターを対象に、事件等の経験を問う内容を当初企画した。プレテスト相談機関に助言を受けつつ内容を修正して 3 回おこなった結果、協力依頼先に回答を得やすい形式に修正し、2021 年 7～8 月、450 件に郵送法で実施し 158 件の回答を得た（回収率 35%）。

③参与観察

大阪府下で、ある孤立死をきっかけに、全域で安否確認と関連する事業を始めた A 市の事業実施先に、研究趣旨を説明・同意の上ワーキングチームの一員としてその事業の参与観察をおこなうこととした（現在も継続中）。

④調査にかかる倫理的手続

本研究の実施にあたっては、所属先の研究倫理審査委員会にて審査を受けた。調査依頼は書面による依頼と同意を得た範囲でおこなった。なお特に対面によるインタビュー調査では、新型コロナウイルス感染予防のため、会場の換気や手指の消毒・フェイスガードの準備など採りうる感染予防策を講じた上で実施した。

3. 結果

(1) インタビュー調査

インタビュー調査は、対面が 1 件・電話が 5 件である。いずれも事前に大まかな項目を示した半構造的インタビューである。対面は実際に事件を経験した事業所および地域を担当する地域包括支援センターの担当者を対象に実施し、その経過や直面した時の心情など、また司法福祉分野の対応に関する認識や考え等について、聞き取ることができた。また、事件後も継続的な支援をおこなう意向であったが、家族が転居し、加害者は刑事司法手続後連絡を取ることができなくなり、「やりきれない」等の不全感が残った発言が出た。また事件を知る端緒が、マスコミによる報道であったこと、事件に至ってから当該家族との連絡を難しくなった事などの他、刑事司法手続等に対して知識不足が語られ、これらに関する専門的助言の必要性が示唆された。

その他は電話によるインタビューで、対象は行政の担当職員・事件の弁護に携わっている弁護士・地域包括支援センター職員である。内容は対面と基本的に同じだが、事件が発生後、事件を踏まえた市町村での対策や取り組みはいずれもおこなっておらず、いわゆる支援中止となっている。また警察からの事情聴取や弁護側の証人などの協力要請の有無を尋ねたところ、いずれもなかった。

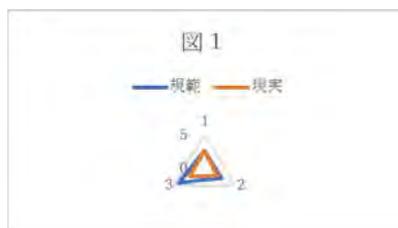
なお事件を経験した社会福祉士に対する電話インタビューでは、事件後の対応について県社会福祉協議会の権利擁護担当チームや地域生活定着支援センターに専門的助言を求めたり、弁護側に対して状況説明を行ったりし、職能団体へのフィードバックをおこなっているとの経験を聞き取ることができた。

(2) 質問紙調査

質問紙調査では、①高齢者と家族支援についての規範的対応と現実的対応に関する認識、②家庭での事件や事故の発生に対する規範的対応と現実的対応に対する認識、③事件を体験した場合に対する規範的・現実的意向を確かめる質問項目を組み合わせて指標とする内容とした。回答は「全く思わない」を0とし、順に「強くそう思う」を4とし、①・②は0～4の5件法、③は「わからない」を加え0とし、1～5の6件法で回答を求めた。なお検定に足るサンプル数が得られなかったため、大まかな分析にとどめざるを得なかった。

回答者の属性は、女性が6割以上、経験年数は9～12年以上、15年以上が最も多かった。また職種・資格（重複回答）では、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士が多く、介護支援専門員では半数近くが主任介護支援専門員であった。

回答者のうち何らかの介護殺人等事件に遭遇したかどうか尋ねたところ、ありが35%、なしが62%、NAが3%であった。このうち、「あり」の回答を事業所別にみると、地域包括支援センターに所属する回答が全体の74%、その他は訪問系介護事業所・NAであった。



①および②については、規範的対応と現実的対応のポイ

ントに差がなかった。一方③では、規範的対応が現実的対応より高く、介護殺人等事件への対応について差が大きかった。しかし、事件等を経験した回答群は両者のポイントの差が小さかった(図1)。

4. 考察

(1) 調査結果にもとづく支援者の認識

インタビューでは、主に組織としての見解が多く介護殺人等事件を実際に経験した地域社会でも、その後の対応の検討等がおこなわれていなかった。これは、調査依頼等でも個別事案でプライバシーに触れるためという理由から断られたことと関連付けると、一般化しがたいというのが支援側の認識のようである。しかし、質問紙調査で明らかになったように35%が事件等の経験があったと回答していることは、刑事司法と交錯する対応が一般化しつつある現状を示している。

この中で、支援者の対応は事件等を念頭におきつつ現実的対応を試みる必要があることを示唆するが、いざ事件に直面した場合の現実的対処への認識は、まだ通常のサービス提供や相談支援による対応の困難性を想定したレベルにとどまっていると推測される。

(2) 修復的司法の必要性

調査結果を踏まえると、事件後も何らかの形で支援継続を続ける支援者の意向が見出せるものの、現実に事件を経験する中でその認識も若干変化する可能性がありうると考えられる。だが、関係維持や刑事司法手続きへの協力等への協力する態度は、修復的司法を具体化できる可能性を示唆すると考える。だがそのためには、事件後の社会復帰が円滑化する制度的環境は不可欠であろう。

5. 結論・今後の課題

刑事司法と社会福祉の重なる領域は、福祉側の協力が不可欠と考えられてきた。社会関係の修復を社会復帰支援の実務とどう関連付けるか、本結果の再吟味をふまえてさらに検討したい。

なお本研究は、公益財団法人日工組社会安全研究財団2020年度研究助成を受けて実施した成果の一部である。

受刑者の反則行為の軌跡分析

○新海 浩之（府中刑務所）
塩川 涼太（府中刑務所）
関根 智之（府中刑務所）

1 目的

刑事施設では所内の規律が維持できないと適正な処遇を行うことができなくなる危険性があるために所内の規律違反行為（以下「反則事犯」という）に対し威嚇力として懲罰を科すことが認められている（刑事施設法第150条，吉弘2012）。受刑者は多くの場合その受刑期間中に反則事犯を一切犯さないか，犯したとしても一度程度であり，一部の被収容者が多くの反則事犯に加担していることが知られている（新海2016）。

一方，犯罪行動のライフコース研究においては，個人の刑事司法機関との関わり（Moffitt 1993），離脱（Laub et al. 1998）等について潜在群を仮定し，それら潜在群の発達過程及び帰属要因が議論されている。そのような議論を可能としたのが混合軌跡モデリング（Nagin 2005）の開発であり，同手法は刑務所における規律違反にも応用されている（Cihan et al. 2017）。

本研究においては，我が国の刑事施設における反則事犯について混合軌跡モデリングを用いて経時的な潜在群が抽出可能か，それぞれの潜在群の構成割合，発達過程，潜在群への帰属要因はどのようなものであるかについて検証し，さらに潜在群別の刑事施設への再入状況について調査するものである。

2 方法

2018（平成29）年1月から6月までの間にX刑務所を出所した受刑者570人中，在所期間が12か月を超える者375人について，対象者の入所後12か月間及び出所前12か月間の反則事犯歴（総反則事犯、就業拒否、就業拒否以外の反則事犯）、罪名等の受刑情報並びに同受刑者の再入情報を調査した¹。

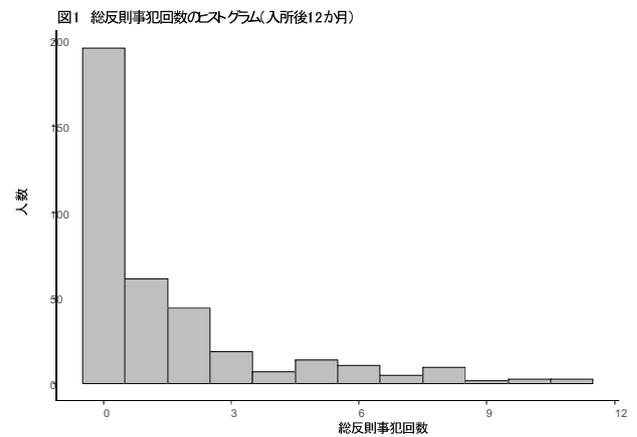
反則事犯については，その行為により懲罰を受けたものとし，在所日数を30日で除したものを単位月として，入所後については，各個人の入所日から12単位月分，出所前については，各個人の出所日から遡った12単位月分を取り出し，それぞれの単位月の間に反則事犯により閉居罰を受けた回数及び期間を記録した。犯罪行動のライフコース研究において刑務所収容期間を考慮に入れたTime-at-Riskの手法（Eggleston et al. 2004）に従い，懲罰の期間を除いた同一の単位月内に新たな反則事犯を起こした場合は，残余期間に応じた重み付けを行った。分析は統計ソフトRのライブラ

1 本報告では，紙幅の関係上すべての反則事犯についてのみ言及する。

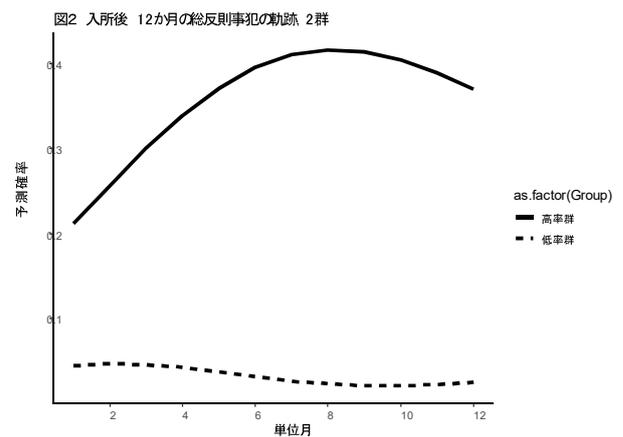
リであるCrimCV及びmlogitを利用した。

3 結果

入所後12か月の間に記録された反則事犯の総数は566件であったところ，反則事犯が0回であった者は196人であった。149人が1回以上の反則事犯を記録し，そのうち3人が最多の11回の反則事犯を記録した（図1）。反則事犯の分布は出所前においても同様であった。

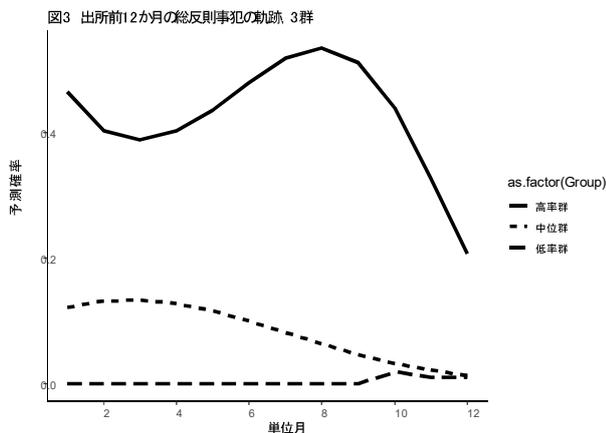


混合軌跡モデリング分析の結果，入所後12か月のデータでは，2つの潜在群が抽出され，高率群には91人（24.3%）が，低率群には284人（75.7%）が分類された（図2）。なお，グラフ上，横軸は入所後の単位月，縦軸は反則事犯の予測確率を示している。



高率群及び低率群を目的変数として受刑情報を説明変数として二項ロジスティック回帰分析を行ったところ，高率群に属する者は低率群と比較して年齢が低く，入所回数が多く，能力測定値が低く，精神医療上の配慮が必要な者の割合が高い。罪名では高率群には財産犯が少ないという傾向が認められた。分析の説明力は高くはなかった（ R^2 相当値=0.145）。

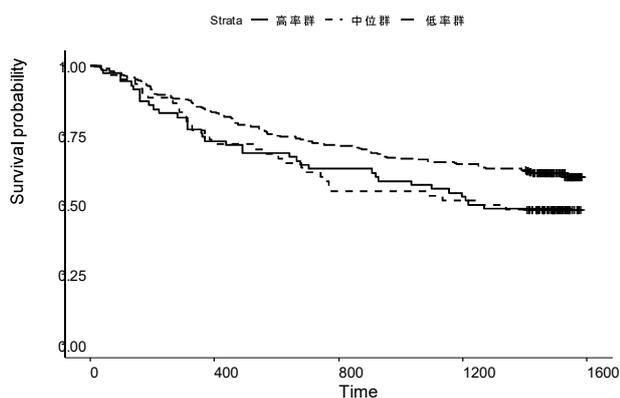
一方、出所前12か月では3つの潜在群が抽出され、高率群に70人(18.7%)、中位群に60人(16%)及び低率群に245人(65.3%)が分類された(図3)。



これら3群を目的変数として多項ロジスティック回帰分析を行ったところ、低率群を基準とすると、高率群は、やや入所回数が多く、能力が低く、精神医療上の配慮が必要な者が多い。中位群は低位群に比較して暴力犯が多いという特徴がみられた。分析の説明力は高くはなかった (R^2 相当値=0.096)。

なお、出所前12か月の反則事犯の潜在群別に刑事施設への再入所の有無についてKaplan-Meier法により生存曲線を描いたところ、図4のとおりとなった。Log-Rank検定によるとそれぞれの曲線が同一であるという帰無仮説は棄却された($\chi^2=6.18$, $df=2$, $p=0.05$)。

図4 反則潜在群別生存曲線



4 考察

本研究では、混合軌跡モデリングを用いて刑事施設における反則事犯への関与を経時的に捉えて潜在群を抽出し、その成長軌跡とその特徴及び成り行きを記述する試みを行った。反則事犯の種別及び時期によって2ないし3の極めて特徴的な潜在群が抽出されたが、特に出所前12か月の場合、高率に反則を行う群でも中位群であっても出所に向けて反則の予測確率を低下させていくという状況が認められたが、これは、反則事犯が単独室での処遇を求めての刑務作業の拒否に伴う

ものであった場合、一定の反則事犯を繰り返した後は処遇上単独室とするという実務上の処置が取られるところ、当該受刑者の目的が達せられたことによりそれ以上就業を拒否する必要がなくなったという説明も可能である。ただ、ここに示していない就業拒否以外の反則事犯の分析でも同様の低下傾向は認められており、単独室の獲得だけが原因ではないと考えられ、被収容者が出所に向けて社会復帰を見据えて反則を起こさなくなるという説明も可能である。

また、出所前12か月の軌跡群別に刑事施設への再入所を見ると、低率群はその他の群に比較して再入所が遅い傾向が見られ、刑事施設内で反則事犯を多く引き起こす者は社会内適応も悪いことが認められたが、その差は大きいものではなかった。

ロジスティック回帰分析の結果、いずれの場合も高率群に属する者は能力測定値の低さと精神医療上の配慮の必要性等により特徴付けられたが、受刑情報のみを説明変数とするモデルの説明力は高いものではなく、今後は対象者個人の性格傾向等、より多様な要素を加味して分析することが必要であると考えられた。

文献

Cihan, Abudullah, Megan Davidson, and Jonathan Sorrensen. 2017. "Analyzing the Heterogeneous Nature of Inmate Behavior: Trajectories of Prison Misconduct." *Prison Journal* 97 (4): 431-450.

Eggleston, Elaine P., John H. Laub, and Robert J. Sampson. 2004. "Methodological Sensitivities to Latent Class Analysis of Long-Term Criminal Trajectories." *Journal of Quantitative Criminology* 20(1):1- 26.

Laub, John H., Daniel S. Nagin, and Robert J. Sampson. 1998. "Trajectories of Change in Criminal Offending: Good Marriages and the Desistance Process." *American Sociological Review* 63(2):225.

Moffitt, T. E. 1993. "Adolescence-Limited and Life-Course-Persistent Antisocial Behavior: A Developmental Taxonomy." *Psychological Review* 100(4):674-701.

Nagin, Daniel S. 2005. *Group-Based Modeling of Development*. Harvard University Press.

新海浩之. 2016. "我が国における長期刑受刑者の意識及び施設適応とその処遇に関する試論：実証研究を基盤とした分析。" 一橋大学法学研究科

吉弘基成. 2012. "刑事収容施設法セミナー(第10回)懲罰について。" *刑政* 123(10):118- 28.

第 17 期 研 究 委 員 会

岡邊健※ 上田光明 大谷彬矩 大塚英理子
櫻井悟史 竹中祐二 津島昌弘 橋場典子
松川杏寧 水藤昌彦 森久智江 山口裕貴

※委員長

『日本犯罪社会学会第 48 回大会報告要旨集』

[第 48 回大会]

開 催 日 : 2021 年 10 月 16 日 (土)・17 日 (日)

会 場 : オンライン開催

大会実行委員長 : 津島昌弘 (龍谷大学)

発 行 日 : 2022 年 1 月 31 日

編 集 : 日本犯罪社会学会研究委員会

発 行 者 : 日本犯罪社会学会

577-0036 大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F